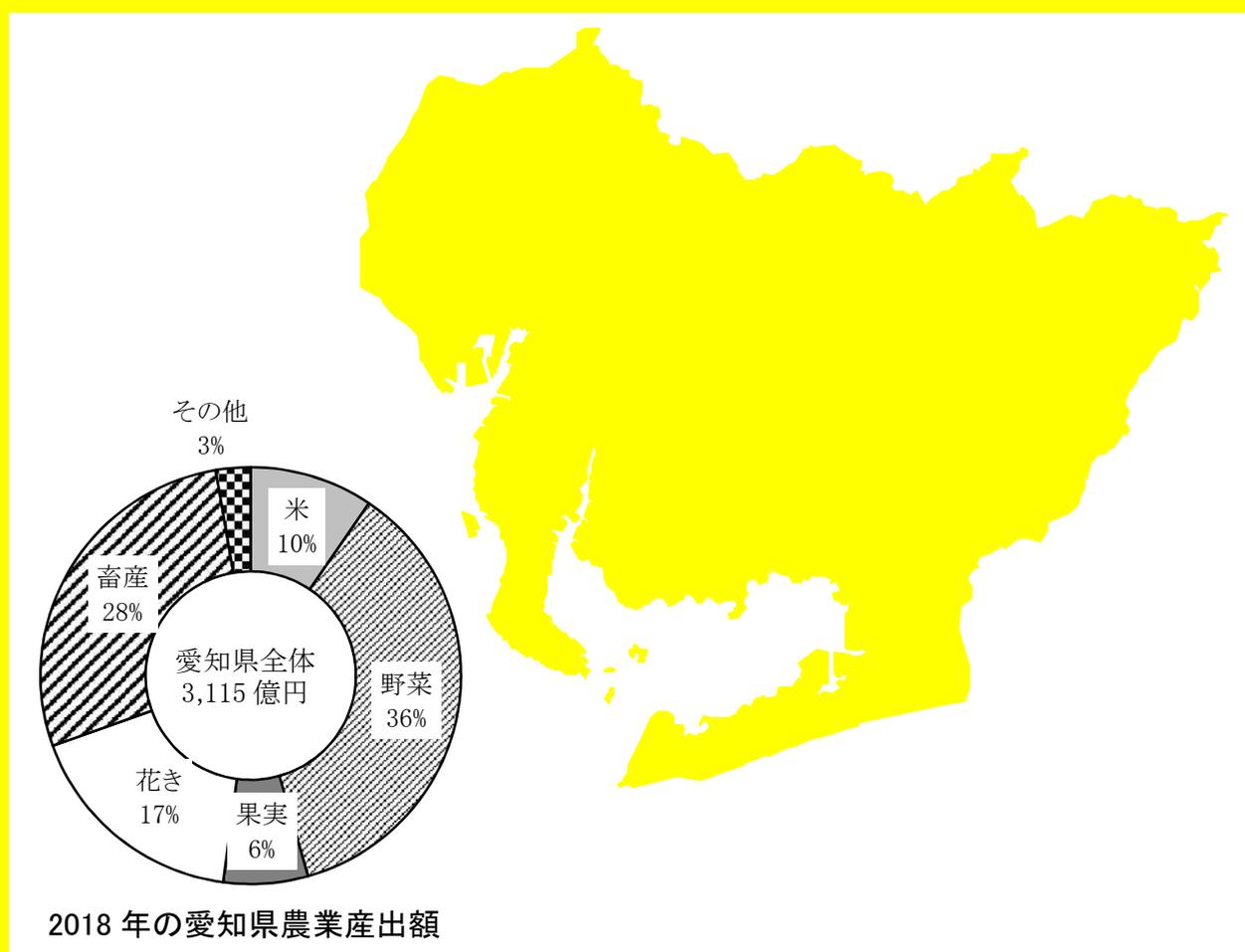


農業の動き

2020



食と緑の基本計画2020 の施策体系

食と緑が支える県民の豊かな暮らし

柱1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保

(1) あいちの強みを生かした技術による品質や生産性の向上

- ア 幅広い分野の先端技術等を活用した技術の開発と普及
- イ 幅広い需要に応える戦略的な品種の開発と普及

(2) マーケットインの視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大

- ア 多様なニーズに対応した生産・流通面の改善
- イ 県内外に向けた戦略的な需要の拡大
- ウ 農林水産物等の輸出の促進

(3) 意欲ある人が活躍できる農業の実現

- ア 多様な担い手の確保・育成
- イ 優良農地の確保と集積・集約化の推進
- ウ 農業生産基盤整備の推進

(4) 資源を生かす林業の実現

- ア 木材の安定供給
- イ 生産を担う人材の確保・育成
- ウ 林業生産基盤の充実

(5) 持続可能で活力ある水産業の実現

- ア 漁業生産基盤の機能強化
- イ 持続的な漁業生産の確保
- ウ 活力ある担い手の確保・育成

(6) 食品の安全・安心の確保と環境への配慮

- ア 食品の安全・安心の確保に向けた取組の強化
- イ 環境に配慮した取組の推進

柱2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

(1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進

- ア 農林水産業への関心と理解を深める取組の推進
- イ 幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供

(2) 食育の推進による健全な食生活の実践

- ア 若い世代を中心とした生涯にわたる食育の推進
- イ 食を通じた農林水産物や環境への理解と食文化の継承

柱3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

(1) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保

- ア 農山漁村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進
- イ 快適な生活環境の確保

(2) 森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮

- ア 多面的機能を適切に発揮させる森林・農地・漁場の保全・整備の推進
- イ 地域で取り組む森林・農地・漁場の保全活動の推進

(3) 農林水産業を核とした元気な地域づくり

- ア 地域の特性を生かした農山漁村の活性化
- イ 都市及び都市近郊における農業の振興

はじめに

農業は、私たちに安全・安心な食料等を供給するとともに、その営みが適切に行われることによって、洪水の防止や水資源のかん養などの多面的機能を発揮するなど、私たちの暮らしを支えています。

また、本県農業は、木曾川・矢作川・豊川の豊かな水に恵まれ、先人たちの努力や名古屋市を始めとする大消費地を抱える環境のもと、全国第8位の農業産出額を誇っており、産業としても大変重要な地位を占めています。

しかしながら、農業は、担い手の減少や高齢化、生産資材価格の高止まりなど、厳しい状況が続いており、県としてこれら諸問題に適切に対応していく必要があります。

さらに、これまでのTPP11協定及び日EU・EPAに加えて、2020年1月1日には日米貿易協定が発効するなど、経済のグローバル化が進むと見込まれる中、国産農産物の競争力を高め、「強い農業」を築くための対策がより一層求められているところです。

こうした中、国は、2020年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、農林水産物の輸出拡大や生産基盤の強化など、農業の成長産業化に向けた攻めの農林水産業の一層の展開を打ち出しました。

県としては、今年度、2025年度を目標年度とする新たな「食と緑の基本計画2025」を策定するとともに、国の施策展開を踏まえつつ、県民や関係団体等と連携して、愛知の強みや特色を生かした生産性の高い農業の展開や、元気な地域づくりを進めてまいります。

「農業の動き」は、本県農業・農村に関する基礎的資料として、1961年度以降、毎年作成しているものであり、できるだけ最新のデータを使用しながら、本県農業の特徴や新たな動向等について、分かりやすく解説するように努めています。

本資料により、本県の農業の現状に対する理解を深めていただくとともに、本資料が県民の皆様にとって、農業の未来を考えていただくための一助となれば幸いです。

2020年5月

愛知県農業水産局長

愛知県農林基盤局長

主な用語の説明

- 1 農業経営体 農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係わる面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者
- ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
 - イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

① 露地野菜作付面積	15 a
② 施設野菜栽培面積	350 m ²
③ 果樹栽培面積	10 a
④ 露地花き栽培面積	10 a
⑤ 施設花き栽培面積	250 m ²
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧ 豚飼養頭数	15 頭
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模	
 - ウ 農作業の受託の事業
- なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる
- 2 家族経営体 1世帯（雇用者の有無は問わない）で事業を行う者（法人化した形態である一戸一人法を含む）
- 3 農家 経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯
- 4 販売農家 経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
- 5 自給的農家 経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家
- 6 専業農家 世帯員のうちに兼業従業者が1人もいない農家
- 7 兼業農家 世帯員のうちに兼業従業者が1人以上いる農家
- 8 第1種兼業農家 農業所得を主とする兼業農家
- 9 第2種兼業農家 農業所得を従とする兼業農家
- 10（農家）世帯員 原則として住居と生計を共にしている者
出稼ぎに行っている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟及び住み込みの雇人は除く
- 11 主業農家 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
- 12 準主業農家 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
- 13 副業的農家 主業農家及び準主業農家以外の農家
- 14 農業従事者 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に1日以上自営農業に従事した者
- 15 農業専従者 農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者
- 16 農業就業人口 農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口
- 17 基幹的農業従事者 農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者
- 18 経営耕地 調査日現在で農業経営体が経営している耕地で、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計
貸付耕地、耕作放棄地は除く
- 19 貸付耕地 他人に貸し付けている自己所有耕地
- 20 耕作放棄地 以前耕作していた土地で、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年の間に再び栽培する意志のない土地
- 21 農業産出額 年内に生産された各農産物の生産量（自家消費を含む）から、種子・飼料などの中間生産物を控除した各農産物数量に、農家の庭先価格を乗じ、都道府県を単位として推計したもの（平成18年までは市町村を単位として推計）
平成13年に「農業粗生産額」から「農業産出額」に名称変更
- 22 生産農業所得 農業産出額に別の農林水産省統計調査から算出した所得率を乗じて求めたもの

[農業動向編]

目 次

1 愛知の農業	
愛知県農業の主要指標	1
県内産業の中の農業	2
主要な問題の解説<本県農業の全国位置について>	3
2 農家と経営	
農 家	4
主要な問題の解説<あいち農業経営相談所について>	5
経営体	6
主要な問題の解説<人・農地プランの実質化について>	7
農業労働力	8
主要な問題の解説<新規就農者等の動向について>	9
農薬・肥料・農業機械	10
主要な問題の解説<肥料取締法の改正について>	11
環境保全型農業	12
主要な問題の解説<愛知県におけるGAP認証の普及状況について>	13
農業資金	14
主要な問題の解説<愛知県豚コレラ緊急対策資金について>	15
農業団体	16
主要な問題の解説<農業経営収入保険制度について>	17
3 生産基盤	
農 地	18
主要な問題の解説<農地中間管理機構関連農地整備事業について>	19
農業農村整備の実施目標	20
主要な問題の解説<防災重点ため池について>	21
農業農村整備の実施状況	22
主要な問題の解説<ため池の廃止事業について>	23
4 農業生産	
土地（耕地）利用	24
主要な問題の解説<農地中間管理事業の進捗状況について>	25
農業生産	26
主要な問題の解説<県産農林水産物のイメージアップと主要品目のブランド力強化について>	27
水稻・麦・大豆生産	28
主要な問題の解説<大豆新品種「フクユタカA1号」について>	29
野菜生産	30
主要な問題の解説<JAあいち三河のいちご産地活性化の取組について>	31
花き生産	32
主要な問題の解説<「あいちの花」の需要拡大の取組について>	33
果樹・工芸作物生産	34
主要な問題の解説<果樹のブランド化について>	35

施設園芸	36
主要な問題の解説<「農業用ハウス強靱化緊急対策事業」の推進について>	37
乳用牛・肉用牛の飼養動向	38
主要な問題の解説<「空き牛舎有効活用推進協議会」の取組について>	39
豚・鶏の飼養動向	40
主要な問題の解説<新「肉用名古屋コーチン」の流通について>	41
農業災害	42
主要な問題の解説<気象災害による農業被害に対する国・県の支援策について>	43
鳥獣被害	44
主要な問題の解説<イノシシによる農作物被害対策のポイント>	45
5 技術の開発・普及	
農業試験研究	46
主要な問題の解説<スマート農業に関する研究について>	47
普及指導活動	48
主要な問題の解説<スマート農業の普及に向けた取組 ～スマート農業実証推進事業～>	49
6 流通・販売	
農産物関連物価指数	50
主要な問題の解説<2018年度の食料需給について>	51
青果物・花きの流通	52
主要な問題の解説<卸売市場法改正に伴い卸売市場に期待される取組について>	53
畜産物の流通	54
主要な問題の解説<家畜市場の再編整備について～あいち家畜市場が誕生しました～>	55
食育の推進	56
主要な問題の解説<あいち食育いきいきプラン2020の推進について>	57
農林水産物の輸出・6次産業化	58
主要な問題の解説<中部国際空港を活用した輸出促進の取組について>	59
7 時の話題	
農福連携の取組について	60
第73回全国お茶まつり愛知大会について	61
2019年北京国際園芸博覧会への出展について	62
CSF（豚熱）について	63
CSF（豚熱）拡大防止に向けた野生イノシシ対策について	64
34年ぶり宇連ダムの枯渇について	65
震災対策農業水利施設整備事業枝下用水地区の事業概要及び起工式典について	66
[資料編]	67 ～ 96

1 愛知の農業

愛知県農業の主要指標

区 分	単 位	愛 知 県			全 国		資 料	備 考		
		2013年	2018年	2018年/2013年	2018年	2018年/2013年				
農家戸数	戸	84,028	73,833	87.9	2,155,082	85.3	※出典資料の作成年次の関係で、データの詳細は以下のとおり。 2018年値 ⇒2015農林業センサス 2015年2月 2013年値 ⇒2010農林業センサス 2010年2月	<u>農家戸数</u> 総世帯数		
農家率	%	2.9	2.4	-	4.0	-				
販売農家	戸	43,599	35,068	80.4	1,329,591	81.5				
専業農家	戸	10,024	11,105	110.8	442,805	98.1				
専業農家率	%	23.0	31.7	-	33.3	-				
主業農家	戸	10,128	8,754	86.4	293,928	81.7				
主業農家率	%	23.2	25.0	-	22.1	-				
農業就業人口	人	77,359	63,736	82.4	2,096,662	80.5				
女性の割合	%	51.5	51.4	-	48.1	-				
うち65歳以上	人	45,643	39,290	86.1	1,330,675	82.9				
65歳以上の割合	%	59.0	61.6	-	63.5	-				
基幹的農業従事者	人	66,861	55,332	82.8	1,753,764	85.5				
耕地面積	ha	77,900	74,900	96.1	4,420,000	97.2			耕地面積調査 2018年7月	<u>耕地面積</u> 総面積 (総面積は 28年10月)
耕地面積率	%	15.1	14.5	-	11.9	-				
1戸当たり 平均耕地面積	ha	0.93	1.01	109.4	2.05	114.0				
水田面積	ha	44,100	42,500	96.4	2,405,000	97.4				
畑面積	ha	33,800	32,400	95.9	2,014,000	96.8				
水田率	%	56.6	56.7	-	54.4	-				
農業振興地域面積	ha	184,150	183,205	99.5	-	-	農業振興課資料 2018年			
農振地域内 農用地区域面積	ha	69,075	67,504	97.7	4,680,000	98.3				
農業産出額	億円	3,084	3,115	101.0	90,558	106.2	生産農業所得統計 2018年 作付面積調査 2018年	野菜、果実、花き 花き・花木・種苗等 <u>作付延べ面積</u> 耕地面積		
構成比 米	%	10.1	9.5	-	19.2	-				
構成比 園芸	%	59.9	60.0	-	38.3	-				
構成比 畜産	%	26.4	27.8	-	35.7	-				
農作物作付延べ面積	ha	71,400	67,800	95.0	4,048,000	96.8				
稲	ha	30,300	27,600	91.1	1,470,000	93.0				
野菜	ha	17,600	-	-	-	-				
果樹	ha	5,040	-	-	-	-				
花き等	ha	4,640	-	-	-	-				
耕地利用率	%	91.7	90.5	-	91.6	-				
施設園芸栽培延面積	ha	4,071	3,867	95.0	-	-	園芸農産課資料 2013年値⇒2012年値	ガラス室・ハウス類 等		
乳用牛飼養頭数	頭	28,600	23,000	80.4	1,332,000	95.5	畜産統計調査 2019年2月			
肉用牛飼養頭数	頭	46,700	40,700	87.2	2,503,000	97.5				
豚 飼養頭数	頭	349,900	352,700	100.8	9,156,000	96.0				
採卵鶏飼養羽数	千羽	6,964	7,019	100.8	141,792	106.2				

○数値の出典及び年次は資料欄に記載した。

県内産業の中の農業

●農業の総生産は1,668億円で4.4%増加

「あいちの県民経済計算」によると、2017年度の県内全産業の総生産は40.3兆円で前年より2.9%増加しました。産業別では、第1次産業は4.0%、第2次産業は2.6%、第3次産業は1.9%それぞれ増加しました。

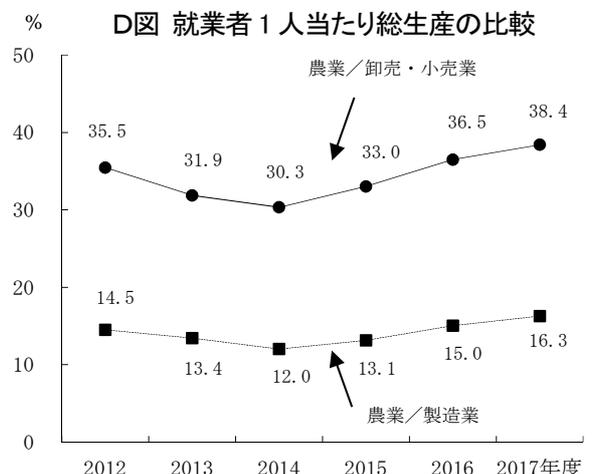
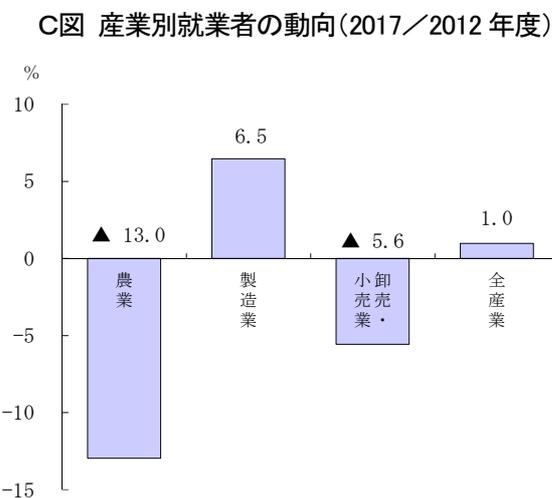
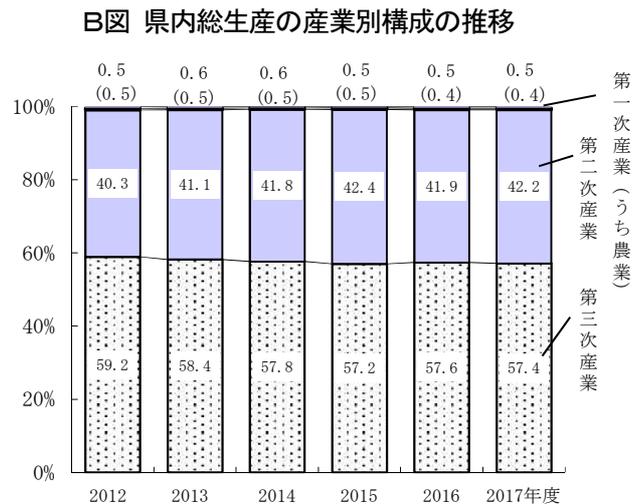
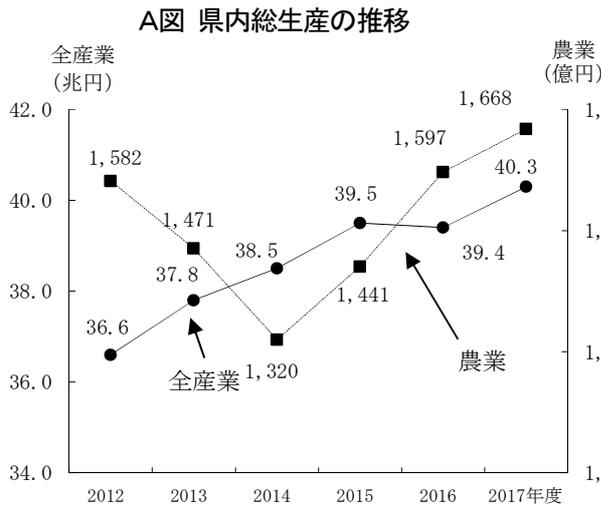
第1次産業のうち、2017年度の農業の総生産は1,668億円で、前年度に比べ4.4%（71億円）増加し、全産業に占めるシェアは0.4%となっています（A、B図）。

●農業就業者は、6万5千人で4.8%減少

本県の農業就業者は年々減少し、2017年度には6万5千人となり、前年度に比べて4.8%、5年前に比べて13.0%の減少となりました（C図）。全産業就業者に占めるシェアは1.5%で、前年度と比べ0.1ポイント減少しました。

●農業就業者1人当たり総生産は259万円で23万円増加

2017年度の就業者1人当たり総生産は、全産業平均では958万円、農業では259万円で前年度に比べて23万円増加しました。また、他産業と比較すると、農業／製造業は16.3%（製造業の約1/7）で前年度に比べて1.3ポイント増加、農業／卸売・小売業は38.4%（卸売・小売業の約1/3）で前年度に比べて1.9ポイント増加しました（D図）。



(資料 あいちの県民経済計算 (A~D図))

注) 「あいちの県民経済計算」の係数は改訂される場合があります。

主要な問題の解説

本県農業の全国位置について

A表 農業産出額の全国順位

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	(億円)
第1位	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	(12,593)
2	茨城	茨城	茨城	茨城	鹿児島	鹿児島	(4,863)
3	千葉	鹿児島	鹿児島	鹿児島	茨城	茨城	(4,508)
4	鹿児島	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	(4,259)
5	熊本	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	(3,429)
6	宮崎	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	(3,406)
7	愛知	愛知	青森	青森	愛知	青森	(3,222)
8	青森	青森	愛知	愛知	青森	愛知	(3,115)
9	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	(2,871)
10	新潟	新潟	群馬	群馬	岩手	岩手	(2,727)

(資料 生産農業所得統計)

本県の農業産出額の順位は、全国で常に10位以内にあり、3千億円程度の産出額を有する3番手グループに位置しています。2018年の産出額は、3,115億円で前年に比べ117億円(3.6%)減少し、全国第8位でした(A表)。

作目別にみると、米が収量量の減少により5億円(1.7%)減少したほか、野菜がキャベツの単価下落などで68億円(5.7%)減少し、花きが洋ランの価格下落、出荷量減少などにより14億円(2.5%)減少しました。

畜産では、卵価の下落などにより27億円(3.0%)減少しました。

B表 農業産出額(2018年)の作目別順位

区分	米	麦	類	野	菜	果	実	花	き	工	芸	肉	用	牛	乳	用	牛	豚	鶏	卵	
第1位	新	潟	北	北	青	森	愛	知	北	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
2	北	海	海	海	和	山	千	葉	海	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
3	秋	田	福	岡	長	野	福	岡	沖	島	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮
4	茨	城	佐	賀	山	形	崎	玉	静	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊
5	山	形	群	馬	知	山	静	岡	熊	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮
6	宮	城	馬	愛	山	梨	長	野	城	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重
7	福	島	熊	玉	野	媛	茨	城	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
愛知	2018	21位	8位	5位	13位	1位	17位	19位	7位	9位	11位	6位									
	2017	21位	8位	5位	13位	1位	16位	19位	7位	9位	12位	6位									

(資料 生産農業所得統計)

作目別順位をみると、花きが全国第1位(前年度第1位)、野菜が第5位(同第5位)、鶏卵が第6位(同第6位)、乳用牛が第7位(同第7位)、麦類が第8位(同第8位)と園芸、畜産部門は全国でも上位を占めています(B表)。また、耕種全体では第6位、畜産全体では第11位となっています。

C表 農業の主要指標

指標	愛知県	全国シェア(全国平均)	順位	調査年(月)
総農家数	73,833戸	3.4%	6	2015(2)
販売農家数	35,068戸	2.6%	16	2015(2)
主業農家数	8,754戸	3.0%	12	2015(2)
専業農家数	11,105戸	2.5%	15	2015(2)
基幹的農業従事者数	55,332人	3.2%	10	2015(2)
耕地面積	74,900ha	1.7%	16	2018(7)
農産物販売金額500万円以上販売農家数	8,060戸	3.9%	6	2015(2)
農産物販売金額1,500万円以上販売農家数	3,974戸	5.8%	2	2015(2)
農業産出額	3,115億円	3.4%	8	2018
生産農業所得	1,085億円	3.1%	7	2018
販売農家1戸当たり生産農業所得	3,094千円	(2,599千円)	10	2018
総農家1戸当たり耕地面積	101.4a	(205.1a)	36	2018
耕地10a当たり生産農業所得	145千円	(78千円)	5	2018

(資料 農林業センサス、耕地面積調査、生産農業所得統計)

本県農業の主要指標に関する全国シェアをみると、総農家数、販売農家数、基幹的農業従事者数、農業産出額、生産農業所得は、いずれの指標も3%前後を占めています(C表)。

一方、農産物販売金額が1,500万円以上の販売農家は3,974戸で、全国シェアは5.8%を占め、北海道に次ぐ全国第2位となっています。

その結果、総農家1戸当たりの平均耕地面積は101.4aであり、全国平均の205.1aと比べると半分以下であるものの、耕地10a当たりの生産農業所得は全国第5位の145千円と、全国平均の1.9倍となっています。

本県では、農業産出額に占める野菜、花き、果実等の園芸部門の割合が高く、施設を活用した生産性・収益性の高い農業が行われています。

2 農家と経営

農 家

●農家数は7万4千戸で12.1%減少

2015年2月の本県の総農家数は73,833戸となり、2010年に比べ12.1% (10,195戸) 減少し、販売農家数(総農家数-自給的農家数)も35,068戸と、19.6% (8,531戸) 減少しました(A図)。

農家率(総世帯数に占める総農家数のシェア)は2.4%となり、2010年と比べて0.5ポイント低下しました。

●販売農家のうち専業農家率は31.7%で8.7ポイント上昇

専業農家数は11,105戸で2010年に比べて10.8% (1,081戸) 増加しました。また、専業農家率(販売農家数に占める専業農家のシェア)は31.7%と、2010年に比べ8.7ポイント上昇しました(A図)。

●販売農家のうち主業農家の構成割合は25.0%で1.8ポイント増加

主業農家数は8,754戸で2010年に比べ13.6% (1,374戸) 減少しました。また、準主業農家は6,318戸で38.8% (4,013戸)、副業的農家は19,996戸で13.6% (3,144戸) 減少しました(B図)。

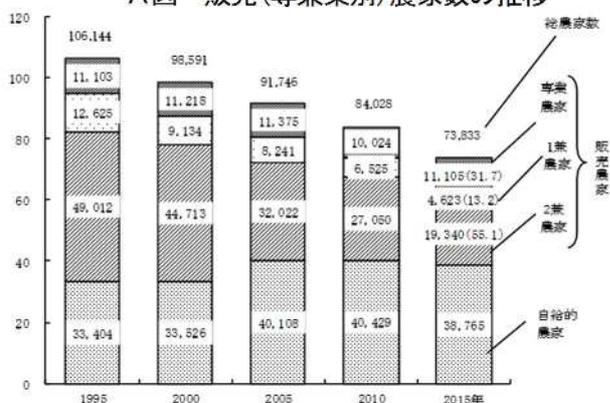
構成割合を2010年と比べると、主業農家が25.0%で1.8ポイント、副業的農家は57.0%で3.9ポイント上昇しました。一方、準主業農家は18.0%で、5.7ポイント減少しました。

●経営耕地規模別農家は5.0ha以上の農家数が5.6%増加

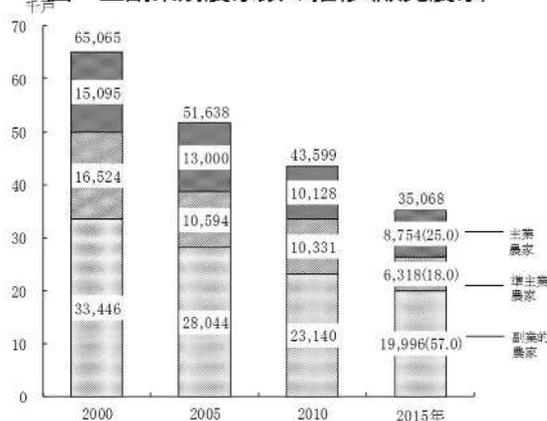
経営耕地規模別農家数は、2.0ha未満の階層では、2010年に比べ1.0~2.0haの層が7,500戸で21.0% (1,993戸)、0.5~1.0haの層が13,672戸で23.0% (4,089戸)、0.5ha未満の層が10,633戸で17.1% (2,196戸) とすべての層で農家数が減少しています(C図)。

また、2.0ha以上の階層では、2010年に比べ、2.0ha~3.0haの層が1,544戸で14.7% (266戸)、3.0ha~5.0haの層が947戸で2.9% (28戸) 減少しました。一方、5.0ha以上の層は772戸で5.6% (41戸) 増加しました(D図)。

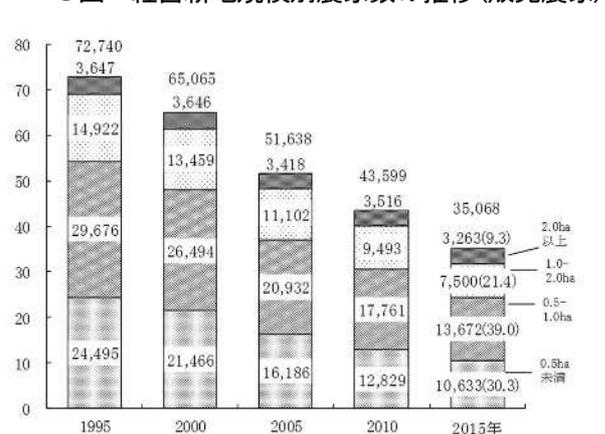
A図 販売(専兼業別)農家数の推移



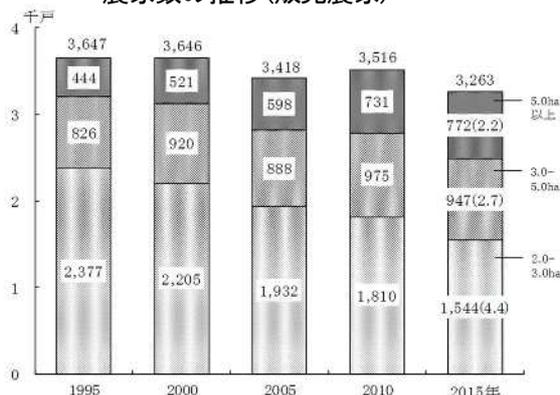
B図 主副業別農家数の推移(販売農家)



C図 経営耕地規模別農家数の推移(販売農家)



D図 C図のうち経営耕地2ha以上の農家数の推移(販売農家)



注1) グラフ中の値は実数

注2) () は販売農家に占めるシェア

(資料 農林業センサス(A~D図))

あいち農業経営相談所について

2018年8月に愛知県農業経営者サポート協議会（構成員：愛知県、愛知県農業協同組合中央会、一般社団法人愛知県農業会議、公益財団法人愛知県農業振興基金、株式会社日本政策金融公庫名古屋支店農林水産事業、愛知県農業法人経営者協会）はあいち農業経営相談所を開設しました。

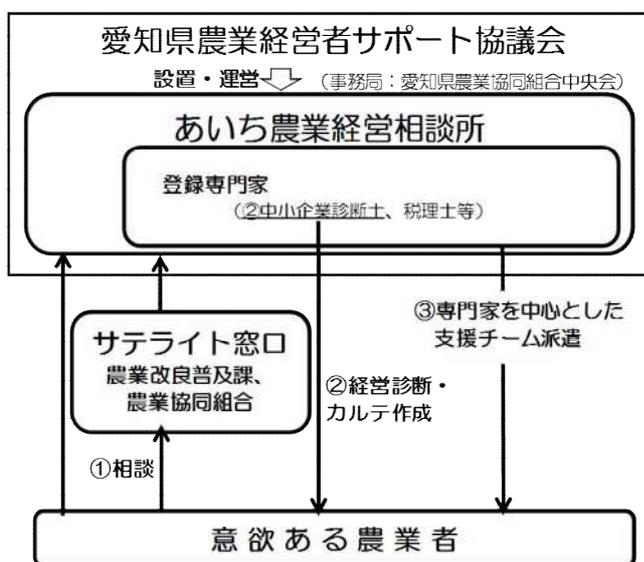
あいち農業経営相談所には、農業経営の法人化や経営承継に関する相談等多数の相談が寄せられ、専門家により個々の課題の解決を支援しました。

2019年度は、サテライト窓口を農業改良普及課8か所に加え、農業協同組合20か所にも設置・拡大し、広く相談者の受付ができるように取り組んでいます。

1 農業経営に関する相談体制「あいち農業経営相談所」の紹介

あいち農業経営相談所では中小企業診断士や税理士等の専門家を活用し、多様な経営課題の相談に対応します（A図）。

相談者は、①あいち農業経営相談所あるいはサテライト窓口（農業改良普及課、農業協同組合）で受付、②あいち農業経営相談所から中小企業診断士を派遣し、経営診断・相談カルテを作成（経営戦略を含む）、③経営戦略の取組支援のため専門家を中心に県普及指導員やJA営農指導員等の関係者を加えた支援チームを派遣します。



A図 相談の流れ

2 2019年度相談内容

経営改善 13件、経営継承 12件、法人化 8件、雇用・労務 8件、販路拡大 4件、税務 2件
IT・情報化 2件、規模拡大 1件、金融・融資 1件、生産技術 1件、施設整備 1件、農業参入 1件、その他 3件 計 57件（前年度 22件）

3 2019年度派遣実績

中小企業診断士 83回、税理士 15回、公認会計士 6回、社会保険労務士 10回、弁護士 1回、デザイナー 7回、弁理士 3回 専門家延べ 125回派遣（前年度 延べ 48回）

4 あいち農業経営相談所専門家登録状況（2020年3月時点）

税理士 2名、中小企業診断士 10名、社会保険労務士 1名、公認会計士 2名、弁護士 1名、デザイナー 4名、弁理士 3名（延べ 23名）

経営体

●農業法人は745法人で23法人増加

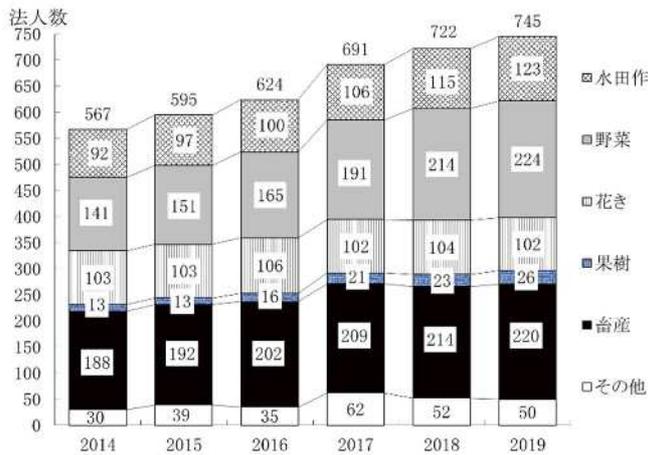
本県の農業法人数（農事組合法人1号^(注)は除く）は、2019年8月で745法人と2018年より23法人増加しています。部門別では野菜が224法人で全体の30.1%を占め、次いで、畜産（220法人）の順となっています（A図）。このうち、農地法の規定による要件を満たし農地等を所有もしくは借りて農業経営を行う農地所有適格法人は2019年4月で315法人と2018年より16法人増加し、部門別では、花きが110法人で全体の34.9%を占め、次いで水田作（101法人）、野菜（43法人）、畜産（43法人）の順となっています（B図）。

(注) 農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業のみを行う農事組合法人。

●認定農業者は4,462経営体

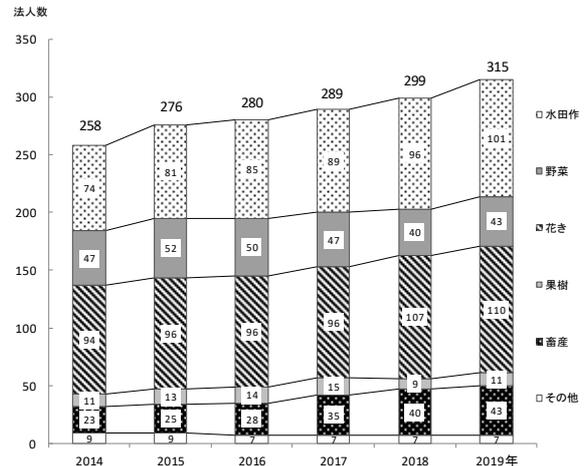
2019年3月末の本県の認定農業者は4,462経営体（3,923農業者と539法人）です（C、D図）。経営類型別では、単一経営が3,278経営体で全体の73.5%を占め、そのうち水稲主体が298経営体（全体の6.7%）です。施設野菜は927経営体と、全体の20.8%を占めています。

A図 農業法人の設立状況



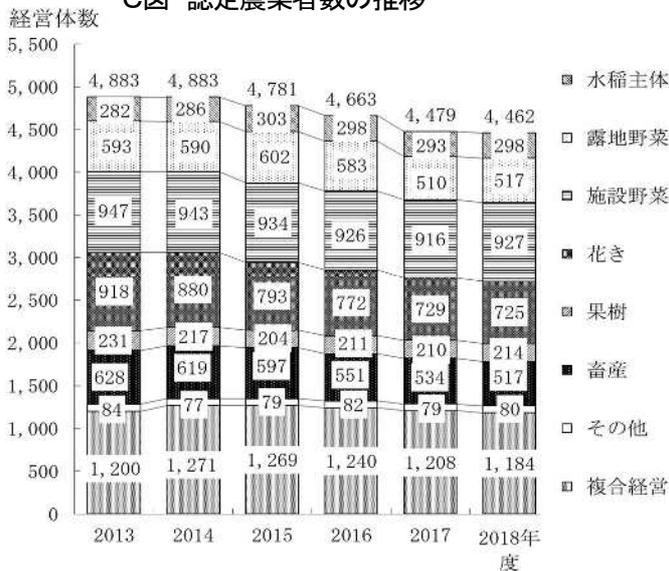
(資料 農業経営課調べ)

B図 農地所有適格法人の設立状況



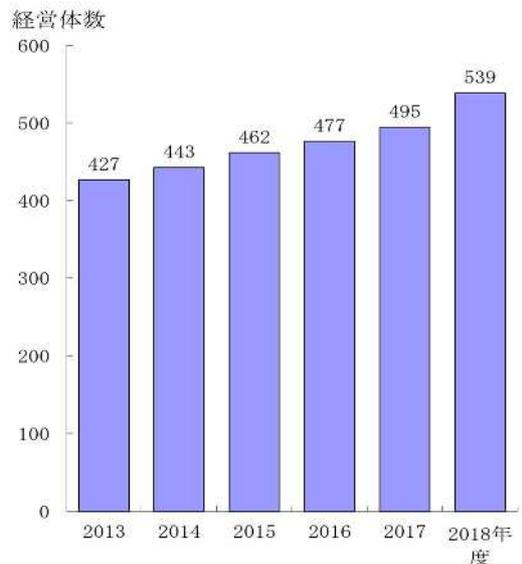
(資料 農業振興課調べ)

C図 認定農業者数の推移



(資料 農業振興課調べ)

D図 認定農業者のうちの法人の推移



(資料 農業振興課調べ)

人・農地プランの実質化について

1 人・農地プランの概要

人・農地プランとは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

将来にわたって持続可能な力強い農業構造を実現していくためには、集落・地域での話し合いにより、地域農業の在り方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保していくため展望を作っておくことが必要です。

このため、市町村は地域の中心となる経営体の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積等を定めた人・農地プランを作成しており、本県では、2018年度末現在で54市町村のうち51市町村で123の人・農地プランが作成されています。

2 人・農地プランの実質化とは

2019年5月24日に公布された「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の中で、地域における農業者等による協議の場を実質的なものとするために、人・農地プラン等を作成する際の地域の協議に関し、農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等を提供するよう努めることとされました。

具体的には、人・農地プランを真に地域の話合いに基づくものにする観点から、市町村、農業委員会など関係者の参加の下で、以下の①から③の要件が全て実施された人・農地プランを「実質化された人・農地プラン」とするとされています。

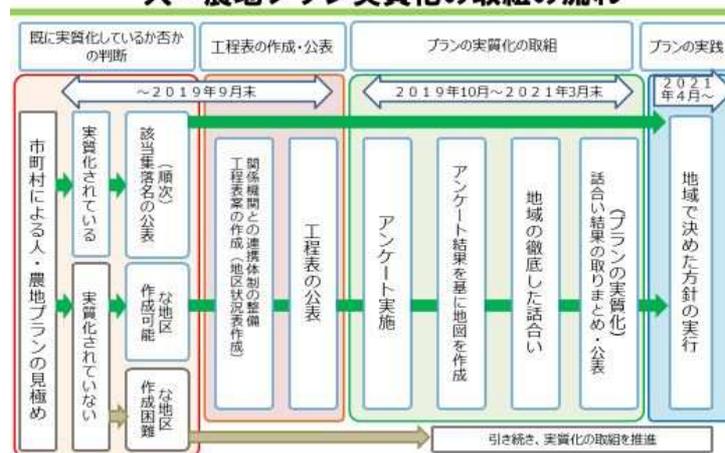
①アンケートの実施	対象地区の相当部分（耕作面積の過半）について概ね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること
②現況把握	対象地区において、アンケート調査や話し合いを通じて農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること
③中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成	対象地区の集落ごとに5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること

なお、既存の人・農地プランであっても、地域の過半の農地について近い将来の出し手と受け手が特定されているものは、既に実質化された人・農地プランとみなすことができます。

3 人・農地プランの実質化の取組について

国は、2020年度末までに、おおかたの地域で人・農地プランの実質化の取組を進めることとしています。

人・農地プラン実質化の取組の流れ



(資料 農林水産省パンフレット「人・農地プランの実質化について」)

農業労働力

●農業就業人口は約6万4千人で65歳以上が61.6%、2010年より17.6%減少

2015年2月の農業就業人口（販売農家のうち自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員）は63,736人で、2010年より17.6%（13,623人）減少しました。このうち65歳以上は39,290人で2010年より13.9%（6,353人）減少しましたが、全就業人口に占める割合は61.6%と2010年より2.6ポイント増加し、高齢化が進んでいます（A図）。

また、何らかの形で自営農業に従事している者（農業従事者）は94,366人で25.4%（32,188人）減少しました（B図）。

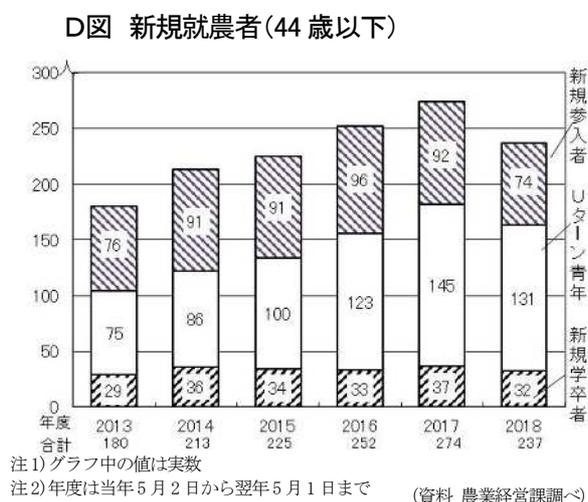
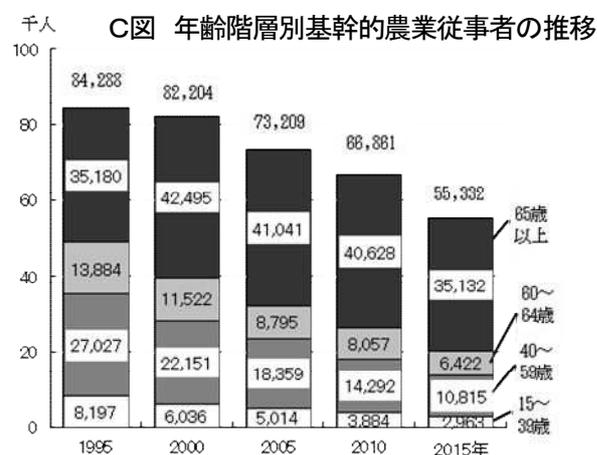
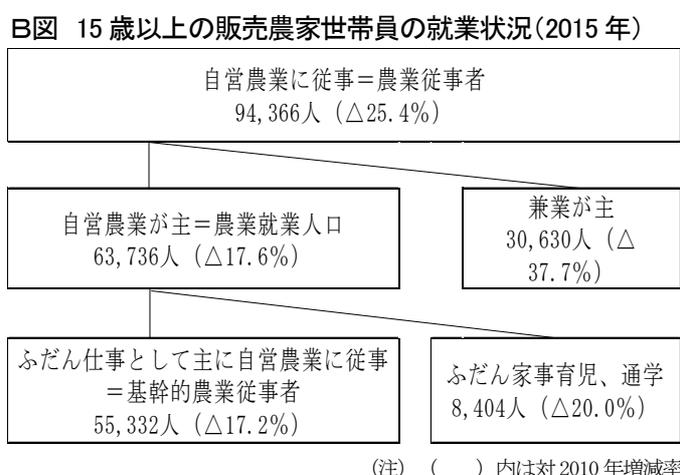
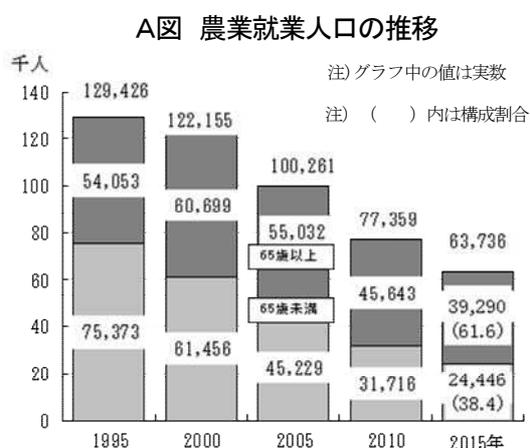
●基幹的農業従事者は約5万5千人で2010年より17.2%減少

基幹的農業従事者（農業就業人口のうち、ふだん仕事として、主に自営農業に従事している者）は55,332人で2010年より17.2%（11,529人）減少しました（B、C図）。

また、年齢階層割合は、65歳以上では全体の63.5%と2010年より2.7ポイント増加し、60歳以上では全体の75.1%で2010年より2.3ポイント増加しました。60歳未満は全体の24.9%で2010年より2.3ポイント減少しました。

●新規就農者は237人で前年度より37人減少

2018年度（ただし、2018年5月2日から2019年5月1日まで）の新規就農者数（44歳以下）は237人で前年より37人減少しました。新規学卒就農者は32人と前年より5人減少、Uターン青年は131人と前年より14人減少、新規参入者は74人と前年より18人減少しました（D図）。



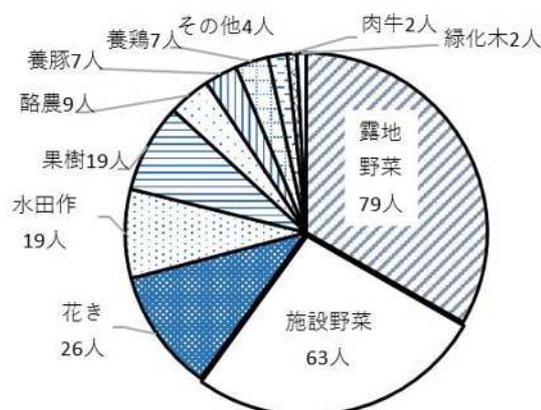
新規就農者等の動向について

1 新規就農者について

2018年度（ただし、2018年5月2日から2019年5月1日まで）の新規就農者（44歳以下）は237人でした。2017年度の新規就農者は274人で2018年度は減少したものの、2014年度以降、200人以上を確保できています。（P8 D図）

部門別では、露地野菜79人（33.3%）、施設野菜63人（26.6%）、花き26人（11.0%）の順になります。新規就農者のうち、栽培施設が必要な施設野菜では81.0%、花きでは92.3%が農業後継者です（A図）。

A図 作物別新規就農者数



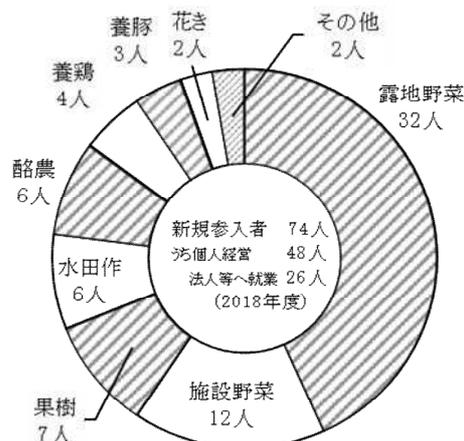
2 新規参入者について

2018年度の新規就農者のうち、新規参入者は74人であり、部門別では露天野菜が32人と最も多くなっています（B図）。露天野菜は施設園芸に比べて初期投資が少なく、新規参入しやすくなっていると考えられます。

2018年度の新規参入者の就農形態の内訳は、個人経営開始が48人（64.9%）であるのに対し、農業法人や大規模農家への就業は26人（35.1%）となっています。2015年度から2018年度の間で個人経営を開始する人は43人から48人で推移しています（C図）。法人就農は、個人経営開始よりも人数にばらつきがあり、農業以外の産業の求人や求職の影響を受けやすいと考えられます。

（注）新規参入者：農家以外の出身で自ら農業経営を開始した者又は農業法人等に雇用され将来の農業経営を開始するか、あるいは法人での部門担当をすると見込まれる者。

B図 新規参入者（44歳以下）の部門別人数



C図 新規参入者就業形態別の推移

	個人経営	法人就農
2015年度	43人	48人
2016年度	47人	49人
2017年度	47人	45人
2018年度	48人	26人

3 県内の青年農業者数の推移と地域別・部門別割合

2019年5月1日現在の青年農業者数（44歳以下の農業者）は3,404人となり、前年より増加（27人）しています。

地域別では、本県農業の主要産地であり専業農家率が高い東三河地域で全体の半数（52.5%）を占めています。部門別では、施設野菜が844人（24.8%）と最も多く、花き788人（23.1%）、露天野菜742人（21.8%）の順で、この3部門で全体の約7割を占めます。

（資料 農業経営課調べ（A～C図）パート及びアルバイトは含まない）

農薬・肥料・農業機械

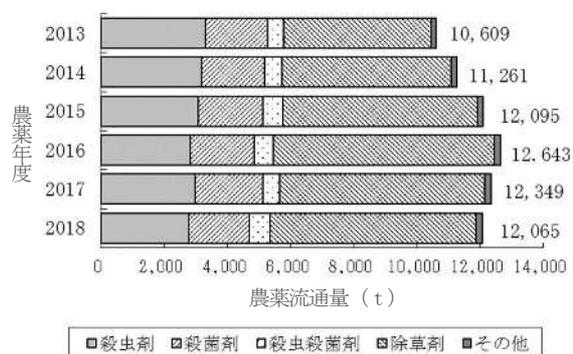
●2018 農薬年度（2018年10月～2019年9月）の農薬

出荷数量は微減

2018 農薬年度の本県向けの農薬出荷数量は、12,065 t（対前年度比98%）とやや減少しました。

薬剤ごとでは、前年度より殺虫殺菌剤が28%増加した一方で、除草剤は横ばい、殺虫剤が7%、殺菌剤が11%それぞれ減少しました（A図）。

A図 農薬の出荷数量



（資料 農薬要覧）

●2018 肥料年度（2018年6月～2019年5月）の三要素

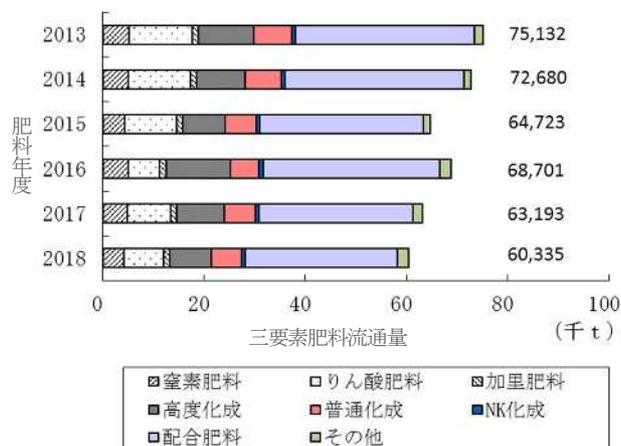
肥料流通量は減少傾向

2018 肥料年度の三要素肥料流通実績は60,335 tで対前年度比95%でした。

複合肥料の内訳をみると、高度化成肥料が8,293t（前年度比89%）、普通化成肥料が5,998t（前年度比98%）、NK化成肥料が671t（前年度比95%）、配合肥料が30,043t（前年度比99%）でした。

単肥の内訳を見ると、窒素肥料が4,142t（前年度比85%）、りん酸肥料が7,894t（前年度比92%）、加里肥料が1,173t（前年度比103%）でした（B図）。

B図 三要素肥料流通量の推移



（資料 農業経営課調べ）

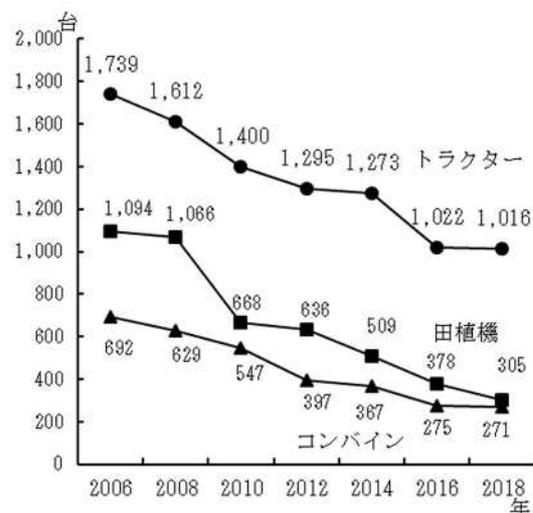
●農業機械の年間出荷台数は減少

2018年の本県向けの農業機械出荷台数は、2016年に比べると、トラクターが1,016台（対2016年比99%）で6台減少、田植機は305台（同81%）で73台減少、コンバインは271台（同99%）で4台減少しています（C図）。

また、トラクターの内訳は、50ps未満が802台（同90%）、50ps以上が214台（同165%）です。コンバインの内訳は、自脱5条未満が175台（同85%）、自脱5条以上が76台

（同155%）、普通型が20台（同105%）でした。

C図 トラクター、田植機及びコンバインの出荷台数の推移



（資料 主要農業機械の出荷状況について）

肥料取締法の改正について

1 肥料取締法について

肥料取締法は 1950 年に制定された法律で、肥料の安全性や効果の基準となる公定規格を定め、その規格に適合するように肥料を登録制度とし、肥料の品質表示や帳簿管理などにより、「肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資すること」を目的としています。

2 改正の背景

国内の農地の地力低下や土壌の栄養バランスの悪化が懸念される中、海外依存度の高い肥料原料を国内で調達することは、肥料の安定供給のために重要となっています。また、スマート農業の展開により、土壌や作物の生育データを基に必要な肥料を機動的に供給する必要があります。このような中、低コストで土壌の改善にも役立ち、資源循環にも有効な堆肥や産業副産物由来の肥料を安心して活用できるよう、肥料の品質確保を進めるとともに、農業者のニーズに柔軟に対応した肥料生産等が進むように肥料取締法の改正が行われました。

3 施行日等について

公布日：2019 年 12 月 4 日

施行日：2019 年 12 月 4 日（登録取消後の再登録の制限）

2020 年 12 月頃（配合規制の見直し、法律の題名の変更）

2021 年 12 月頃（原料管理制度の導入、表示基準の設定）

※施行予定日及び施行内容は今後変更の可能性があります。

4 改正のポイント

(1) 肥料の原料管理制度の導入

肥料に使える原料の範囲の規格が設定されるとともに、肥料の生産業者及び輸入業者には原料帳簿の備付けを義務付け、肥料の原料の虚偽宣伝も禁止されます。

(2) 肥料の配合に関する規制の見直し

新たに「指定混合肥料」が創設され、これまで生産できなかった肥料が届出で生産できるようになります。

- ① 普通肥料＋普通肥料（現行の指定配合肥料）
 - ② 普通肥料＋特殊肥料
 - ③ 肥料（普通・特殊）＋土壌改良資材
 - ④ ①～③に造粒等の加工を行う肥料
- また、特殊肥料同士の配合についても、告示の改正により認められる予定です。

(3) 肥料の表示基準の整備

成分量等の品質に加えて、肥料の効果の発現時期（緩効性）等の肥料の品質や施用上の注意に関する事項についても、全国一律の基準が定められます。

(4) 法律の名称変更

「肥料取締法」から「肥料の品質の確保等に関する法律」に変更となります。

(5) その他

特殊肥料や指定混合肥料の届出期日が、2 週間前から 1 週間前までに変更されます。

環境保全型農業

●化学肥料及び化学合成農薬の削減状況

2018年度における作付面積当たりの化学肥料の使用量（流通量の成分量から算出）は、2006年度比で窒素80%、リン酸62%、カリウム77%となっています。化学合成農薬の使用量（出荷数量の成分量から算出）については、2006年度比で102%となっています（A図）。

●化学合成農薬低減技術の普及

チリカブリダニ剤やスワルスキーカブリダニ剤などの天敵農薬は、受粉用にミツバチ等の訪花昆虫を利用する作物（いちご、なす等）や、登録農薬の少ないつまもの野菜（しそ、食用ぎく）等において普及し、2.6t使用されています。BT剤やトリコデルマアトロビリデ剤などの微生物農薬は、病害虫に効果があり、人を含めた哺乳類への安全性が高いことから、総合防除体系に組み込まれ、出荷量は14.2tとなっています（B図）。

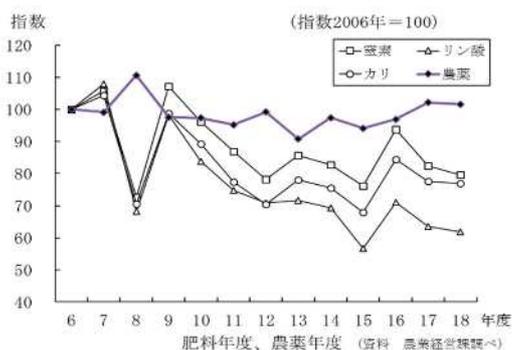
●エコファーマーの認定状況

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の低減に取り組む農業者をエコファーマーとして認定しており、累積認定者数は、5,673人（2019年3月末現在）となっています（C図）。

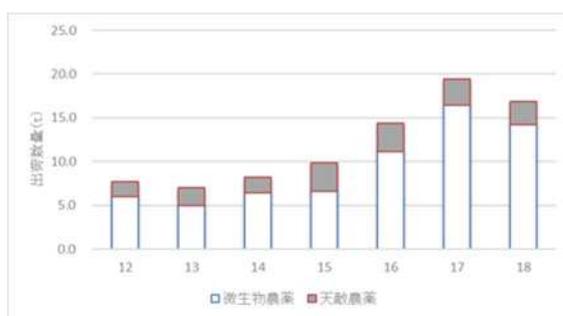
●GAP認証の取得農場数

2018年度から愛知県GAP認証制度がスタートし、31件（114農場）で認証されました。その他の高度なGAPの認証取得状況として、2019年度はJGAPで5農場、ASIAGAPで1農場、GLOBALG.A.P.で4農場が認証されています（D表）。県は高度なGAPの取組が必要となることを見据え、GAP指導者を養成し、GAP指導体制を整備してきました。2018年6月には愛知県GAP推進会議を設置し、県、関係団体が連携してGAPの取組拡大を推進しています。

A図 作付面積当たりの化学肥料及び農薬使用量の推移

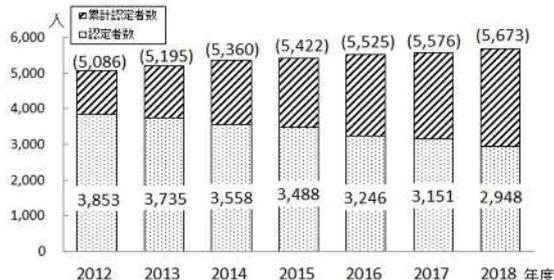


B図 化学合成農薬低減技術の普及状況



(資料 農業要覧)

C図 エコファーマー認定者数の推移



D表 GAP認証取得農場数

	2017	2018	2019
愛知県GAP	—	74	114
JGAP	8	15	20
ASIAGAP	1	3	4
GLOBALG.A.P.	2	5	9

(資料 農業経営調査、2020年2月末時点)

愛知県におけるGAP認証の普及状況について

GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理) とは、農産物の安全性などを確保するため、生産者自らが、農業生産における各工程をチェックして改善に取り組む手法です。農産物の安全性の確保やより良い農業経営の実現につながる有効な取組であることから、本県においてもGAPの実践や認証の取得を推進しています。

1 様々な水準のGAPと認証制度

GAPには、水準の異なる様々な種類があります。食品安全に関する項目は共通として、国の「農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、環境保全、労働安全が加わった内容です。国際水準のGAPでは、人権保護(労務管理)、農場経営管理、商品回収テストの実施等まで加えています。

また、民間の第三者認証機関等がGAPの取組が正しくされているかチェックし、クリアした農場にGAP認証を与えるしくみがあります。取引先や消費者が直接確認できない生産工程における安全管理、持続可能性の取組を第三者が証明したことで、取引の差別化や消費者の安心につながります。

GAP認証の種類には、GLOBAL G.A.P.、ASIAGAP、JGAPなどがあり、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給に対応するため、本県においても2018年度からガイドラインに準拠した愛知県GAP認証制度を運用しています。(図参照)

運営主体	愛知県GAP ガイドライン 準拠	JGAP (一財) 日本GAP協会	ASIAGAP (一財) 日本GAP協会	GLOBAL G.A.P. FoodPLUSGmbH (ドイツ)	合計
本県の 認証状況	31件 (114経営体)	20件 (20経営体)	4件 (4経営体)	9件 (9経営体)	64件 (147経営体)
米	5件 (11経営体)		1件 (1経営体)	2件 (2経営体)	8件 (14経営体)
野菜	8件 (8経営体)	13件 (13経営体)	2件 (2経営体)	8件 (6経営体)	29件 (29経営体)
果樹	7件 (7経営体)				7件 (7経営体)
茶	11件 (88経営体)	7件 (7経営体)	1件 (1経営体)	1件 (1経営体)	20件 (97経営体)

図 GAP認証の種類と本県における認証取得状況 (2020年2月末現在 農業経営課調べ)

2 GAPの推進に向けた本県の取組

本県では、GAPに取り組む産地に対するGAP水準の高度化を支援するため、農業改良普及指導員等136名がJGAP指導員資格を取得し、現地指導を行っています。

また、国際水準GAP認証の取得を希望する産地を支援するため、2018年度からの2年間で認証取得希望者14件に対し、認証取得審査費用への助成を行いました。

さらに、農業大学の授業や研修にGAPの内容を取り入れるなど、次代の担い手に向けたGAPの普及啓発にも取り組んでいます。

3 GAP認証の取得状況

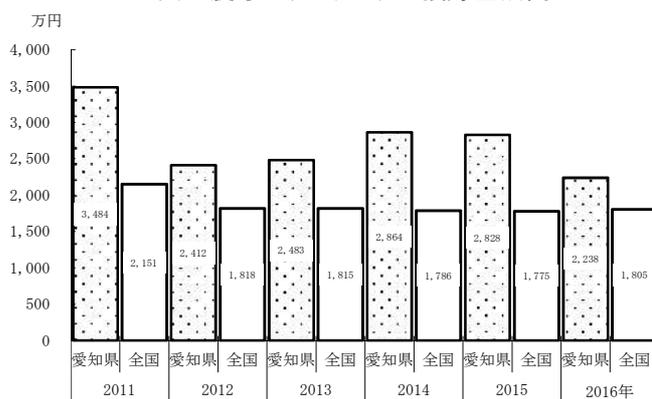
本県ではこうした取組により、2020年2月末現在、64件147経営体がGAP認証を取得しています。品目別には、米が8件(14経営体)、野菜が29件(29経営体)、果樹が7件(7経営体)、茶が20件(97経営体)となっています(図参照)。

これら認証取得者のうち、米、いちじく、ぶどう、トマト、茶など9品目の生産者については、東京オリンピック・パラリンピックへ食材として供給する意向を示しており、本県農産物が食材に採択されることが期待されます。

また、2019年8月に稲沢高校が愛知県GAPの認証を、2020年1月に渥美農業高校がGLOBAL G.A.P.の認証を、いずれも県内の農業高校として初めて取得し、次代を担う若い世代へもGAPが浸透しつつあります。

農業資金

A図 農家1戸当たりの預貯金残高



(資料 農業経営統計調査) ※1

●農家の預貯金残高が2,238万円に減少

2016年における本県の農家1戸当たりの預貯金等は、2,238万円と前年より590万円減少し、全国平均の1,805万円を433万円(24.0%)上回っています(A図)。

また、農家1戸当たりの借入金残高は192万円で、全国平均の201万円を9万円(4.5%)下回っています(B図)。

※1 本調査結果は、2008年から調査対象戸数が大幅に減少しており、事例的な結果としての要素が強いことから、2007年以前との比較等、活用にあたっては注意が必要です。また、2017年から県別の数値については、集計されなかったこととなりました。

●農業制度資金の貸付(承認)額が増加

2018年度における農業制度資金の貸付(承認)額は、144億7千万円で、前年度に比べ11億2千万円(8.4%)の増加となりました。

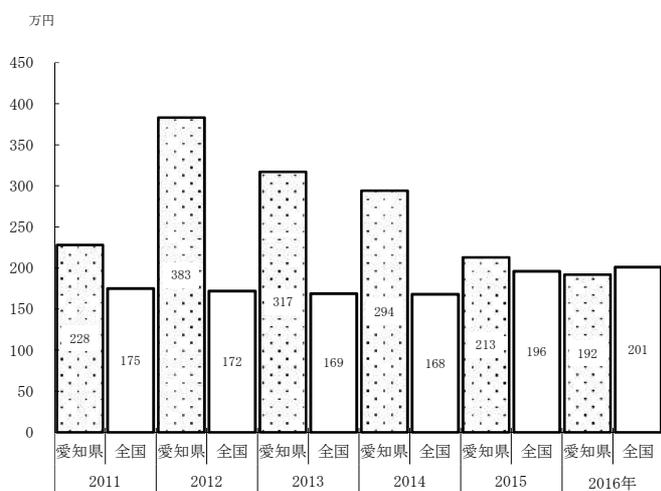
資金別の増減を見ますと、公庫資金の農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の貸付額が90億6千万円で前年度に比べ8億4千万円(10.3%)の増加となっており、公庫資金全体では100億5千万円の貸付額となり、11億4千万円(12.8%)の増加となりました。農業近代化資金は、19億4千万円で前年度に比べ1億6千万円(7.5%)減少しました。

また、2014年10月に融資を開始した、新規就農者が施設等を導入するための青年等就農資金は5億4千万円で前年度に比べ5千万円(10.9%)増加しました。

運転資金では、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)の年度末における極度額※2の累計が、24億8千万円となりました(C図)。

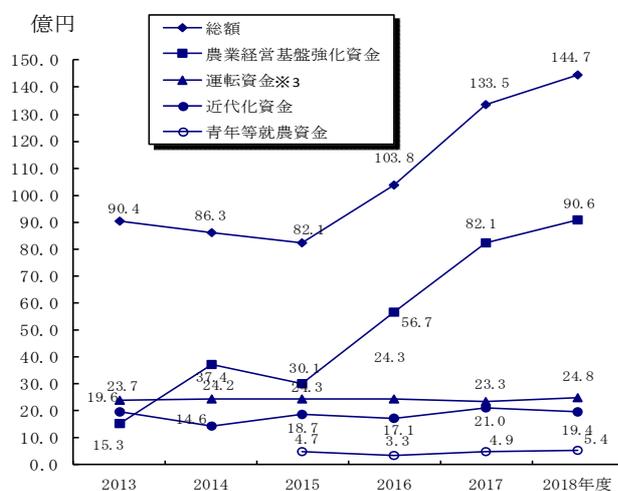
※2 極度貸付方式であらかじめ融資機関と借入者との間で約定した貸付金の上限額のことをいい、その範囲内で、貸付・返済を繰り返し行うもの。

B図 農家1戸当たりの借入金残高



(資料 農業経営統計調査)

C図 農業制度資金の貸付(承認)状況



※3 運転資金=スーパーS資金+農業経営安定資金
(資料 農業経営課調べ)

愛知県豚コレラ緊急対策資金について

1 愛知県豚コレラ緊急対策資金

2019年2月に愛知県内で豚熱※（豚コレラ）の発生があり、その後も県内の複数の養豚農家で豚熱の発生が続きました。豚熱の発生に伴う豚の殺処分や豚の移動制限等により経済的な損失を受けた養豚農家（以下、「被害農業者」という。）は、「家畜伝染病予防法」により国からの手当金等の支払いを受けることが出来ませんが、支払いまでの手続きに一定の期間を要します。そこで、手当金等が支払われる前に速やかに経営再建等に取り組むことができるように、手当金等の受給見込額を上限に借入ができる愛知県豚コレラ緊急対策資金（以下、「緊急対策資金」という。）を、被害農業者の経営支援策として新たに創設しました。

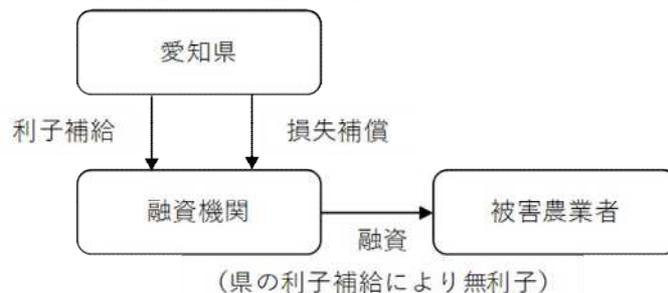
緊急対策資金は貸付を希望する金融機関の資金を県が緊急対策資金に指定し、県が金融機関に利子補給を行うことで無利子で被害農業者が緊急対策資金を借りることができます。また、県が緊急対策資金の貸付けにおいて金融機関に対し損失補償することで、債務保証に必要な審査の期間と手数料が不要となり、被害農業者は速やかに融資を受けられます。

※2020年2月5日施行の改正家畜伝染病予防法で「豚コレラ」から「豚熱」に名称変更

【制度の概要】

資金名	愛知県豚コレラ緊急対策資金
融資対象要件	豚熱発生による豚の殺処分や豚の移動制限等により損失を受け、家畜伝染病予防法により国からの手当金等を受ける被害農業者
資金使途	経営再建等に必要資金
融資限度額	国からの手当金等の受給見込み額まで
融資期間	2020年3月31日まで、あるいは手当金等の受給を受けるまでのいずれか早い日
利率	無利子
取扱金融機関	県が指定した金融機関（2020年3月末現在） JA系統 10機関 その他の金融機関 6機関 計 16機関
損失補償	緊急対策資金の融資実行により金融機関が受ける損失を補償

A図 愛知県豚コレラ緊急対策資金の概要図



2 これまでの実績

制度創設から2020年3月末までに、被害農業者18戸に8億3千万円が融資されています。

農 業 団 体

●総合農協は20組合

農業協同組合法に基づいて設立された本県の総合農協は、1975年度末には県内で119組合ありました。その後、適正かつ能率的な事業運営を行うことを目的として、農業協同組合整備特別措置法、農業協同組合合併助成法が施行され、数度の合併を経て、2018年度末で20組合となっています(A図)。

農家の減少や都市化、混住化の進行に伴い准組合員比率(組合員総数に占める准組合員の割合)が年々高まっており、2018年度末には74.3%となっています(B図)。このため、農業振興はもとより、組合員の生活の向上やコミュニティーづくりなど農協に求められる役割も多様化してきています。

●専門農協は13組合

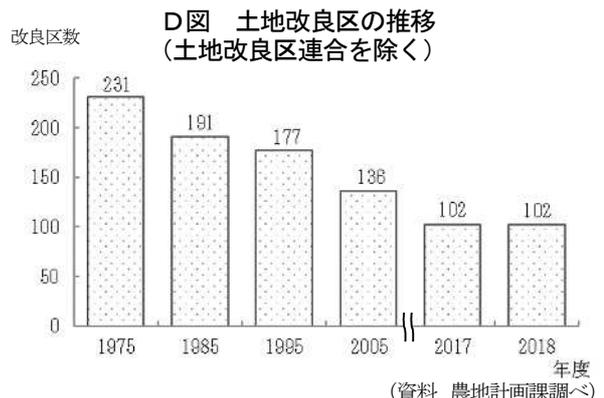
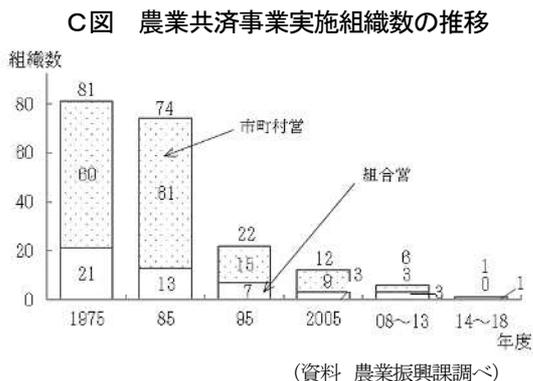
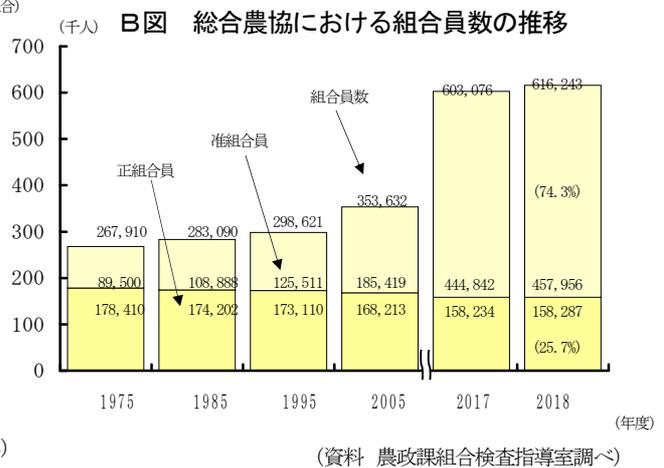
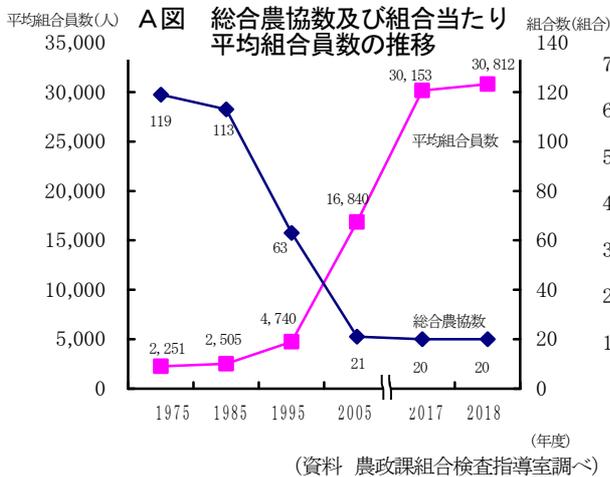
県内の専門農協は、1975年度末には90組合ありましたが、2018年度末で13組合となっています。部門別の組合数は、1985年度に養蚕部門が0組合となったほか、2000年度に酪農部門の10組合が合併しています。畜産や養鶏など他の部門は近年漸減しています。

●農業共済組合は県域1組合【2014年4月から1組合化】

農業保険法に基づき農業共済事業を実施している本県の組合等は、1950年度末には228ありました。その後、安定的かつ効率的に事業を実施し得る事業基盤及び事業実施体制の確立を図ることを目的とした数度の広域化指導により、2008年度末で6組合等(組合営3、市町村営3(うち一部事務組合2))に集約されてきました。さらに、2012年11月から6組合等を一つの農業共済組合に統合するため協議を進めた結果、2014年4月から1県1組合(愛知県農業共済組合)となりました(C図)。

●土地改良区は102改良区

土地改良区は、土地改良法に基づき農業用の用排水施設及び道路等の新設、改修、維持管理並びに農用地の区画整理、造成等を行う法人で、2018年度末で102改良区となっています(D図)。近年、農村の都市化、混住化の進行が土地改良区の運営基盤を圧迫しつつあるため、組織の強化が急務です。



農業経営収入保険制度について

1 制度の概要

従来の農業共済制度は、①自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外である、②対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていないといった課題がありました。

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとに収入全体をみて総合的に対応し得る農業経営収入保険制度（以下「収入保険」という。）を導入することにより、収益性の高い野菜等の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジするなど意欲ある農業経営者の取組を支援します。

収入保険は国の公的保険制度であり、保険料（掛金）と積立金の一部を国が負担します。

2 補償内容

農業者ごとの過去 5 年間の平均収入を基準（以下「基準収入」という。）とし、例えば保険期間の収入が基準収入の 9 割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の 9 割（支払率）について補てんされます。

農業者は「掛捨て方式」と「積立方式」を組み合わせ、また、保険料負担を勘案して、補償限度額、支払率についても複数の選択肢から選択することができます。

3 収入保険の仕組み

対象者	青色申告を行う農業者（個人・法人）
対象作物	限定なし。農産物の簡易な加工品も対象。 ただし、以下の制度の対象となる肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は対象外 ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン） ・養豚経営安定対策事業（豚マルキン） ・肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業 ・鶏卵生産者経営安定対策
対象収入	自ら生産している農産物の販売収入全体
減収となる要因	農業者の経営努力では避けられない収入減少 ・自然災害による収量減少 ・けがや病気で収穫できない ・需給変動による価格低下 など
保険期間	個人の場合 1月から12月の1年間 法人の場合 事業年度の1年間
加入申込時期	保険期間が開始する1か月前まで
保険料等	掛捨て方式(保険料)…補償限度額の1.08% 積立方式(積立金)…補償限度額の25%(取崩さなければ翌年に繰越可能) ※19年からは、安い保険料で加入できるタイプあり。
保険金支払時期	保険期間終了後の税申告後（個人は翌年の3月～6月）
つなぎ融資	あり（補てん金の受け取りが見込まれる場合。）無利子
（注意） 同時加入できない制度	・農業共済制度 ・米の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策） ・野菜価格安定制度 ・加工原料乳生産者経営安定対策
実施機関	全国農業共済組合連合会
本県の実施窓口	愛知県農業共済組合

3 生産基盤

農 地

●耕地面積は5年間で3.9%減少

2018年7月現在の耕地面積は74,900haで5年間に3,000ha(3.9%)減少しました。田畑別では、田42,500ha、畑32,400haで5年間に田は1,600ha(3.6%)、畑は1,400ha(4.1%)減少しました(A図)。

●農地法による権利移動は減少

2018年の農地法による耕作目的での権利移動は204haで前年に比べ44ha(17.6%)減少しました。

権利の種類別では所有権移転が25ha(対前年比13.1%減)、賃借権設定・移転は3ha(同12.1%減)、使用貸借権の設定・移転等は17ha(同42.0%減)となっています(B図)。

●農業経営基盤強化促進法による利用権設定等面積は減少

2018年の利用権設定等面積は3,855ha(対前年比80.3%)となり、前年より946ha減少しました(B図)。

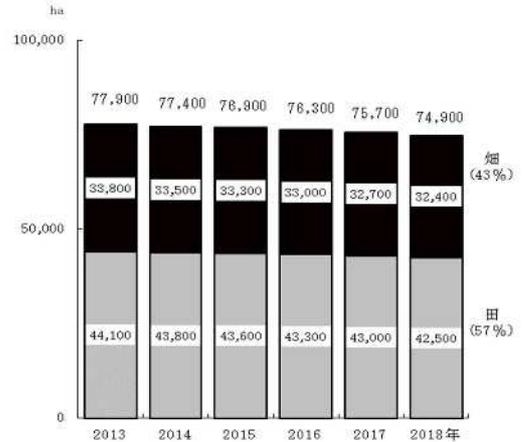
利用権設定の存続面積は2018年度末現在で、17,577ha(同102.7%)と前年より456ha増加しました。

●農地転用面積は増加

2018年の農地転用面積は714haで前年より4ha(0.5%)増加しました。

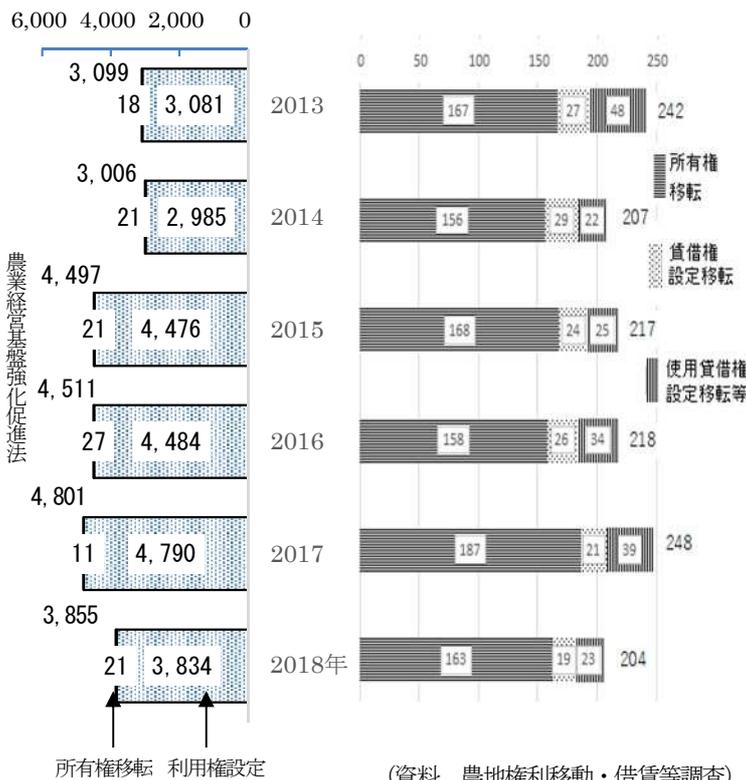
転用目的別にみると、住宅が276haで全体の38.7%、その他の建物施設等が381haで全体の53.4%あり、これらの目的で全体の92.1%を占めています(C図)。

A図 耕地面積の推移



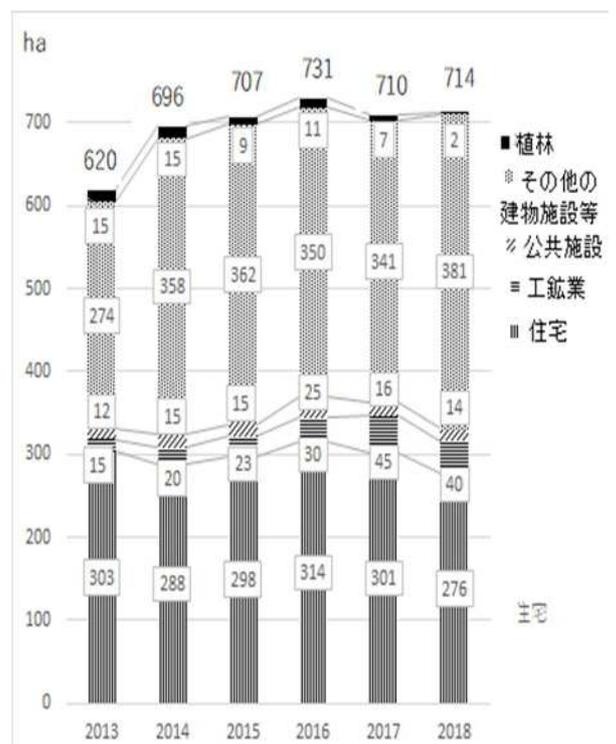
注) 四捨五入による端数処理のため計が一致しない場合がある。以下同じ。

B図 農地権利移動面積の推移



(資料 農地権利移動・借賃等調査)

C図 農地転用面積の推移



(資料 農地権利移動・借賃等調査)

農地中間管理機構関連農地整備事業について

1 農地中間管理機構関連農地整備事業の概要

農林水産省は、担い手への農地の集積・集約化を加速化するため農地中間管理機構と連携した土地改良事業として、2018年度に農地中間管理機構関連農地整備事業を創設しました。本事業は、農地中間管理機構が借り入れている農地の基盤整備について、農家からの申請や同意、費用負担を求めることなく県が事業主体として実施するものです。（農地中間管理事業についてはP.25を参照）

2 和地太田地区（田原市）について

(1) 地区概要

本地区の農地は、1960年代に水田として大規模に整備されましたが、1980年代から当地域で施設園芸が盛んになったこともあり、1990年代から約8割の水田が耕作放棄されている状態となりました。

2007年頃から、耕作放棄を解消するための基盤整備を進めることについて、地元と市、土地改良区などの関係機関が協議を重ねましたが、地元農家の事業費負担がネックとなり、実現には至りませんでした。

しかしながら、本事業の創設をきっかけとして、農地中間管理機構・市・県が地権者へ事業説明をしたところ、ほとんどの地権者が参加意向を示したことから、2018年度に、東海地方第1号の地区として事業実施が決定しました。

○地区概要

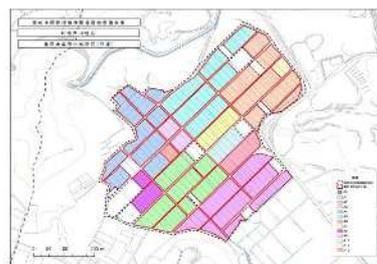
事業名	経営体育成基盤整備事業（県事業名）
関係地域	田原市
事業期間	2018年～2023年
事業内容	区画整理工 A=22.9ha
総事業費	16億9千万円

(2) 農地中間管理機構を活用し農地を担い手へ集積

基盤整備を実施することにより、地区内外の多くの担い手が農地の借り受けを希望したため、農地中間管理機構を通じ、担い手への集積率は99%に上昇する計画となっています。



事業実施前（担い手への集積率3%）



事業実施後（担い手への集積率99%）

(3) 基盤整備による大区画化・畑地化

耕作放棄された水田の大区画化・畑地化とともに、スプリンクラーかんがいをも可能とする揚水機場やパイプラインなどを一体的に整備することにより、意欲のある担い手農家によるキャベツなどの高収益作物の栽培拡大・定着が期待されます。



事業実施前（耕作放棄の状況）



事業完了後（イメージ）

農業農村整備の実施目標

●農業農村整備の目標を設定

食と緑の基本計画 2020 では、次のような姿の実現を目指しています。

- ・めざす姿1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保
- ・めざす姿2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践
- ・めざす姿3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

これらを実現する取組のひとつとして、農業農村整備関係施策を位置付け、2016 年度から 2020 年度の数値目標を次のとおり掲げています（A表）。

A表 本県における農業農村整備関係施策の実施目標

めざす姿	施策体系 (大項目)	中項目	主な取組	数値目標
競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保	意欲ある人が活躍できる農業の実現	農業生産基盤整備の推進	農地の大区画化・汎用化等の推進 農業水利施設や農道等の整備・更新の推進	●農地や農業水利施設等の整備・更新面積 5年間で9,500ha
農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践	農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進	農林水産業への関心と理解を深める取組の推進	出前授業や生き物調査のイベントなどの実施	—
自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり	災害に強く安全で快適な生活環境の確保	農山漁村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進	農業用排水機場・排水路・ため池などの耐震化等の推進	●農山村地域の防災・減災対策面積 5年間で6,500ha 内農地分4,500ha ●農林道の整備・保全延長 5年間で40km 内農道分20km ●森林・農地・漁場の保全・整備面積 農地 毎年19,000ha ●森林・農地・漁場の保全活動面積 農地 毎年32,460ha 内多面的30,000ha
		快適な生活環境の確保	農林道の整備・保全 農村の生活排水処理施設の整備・保全	
	森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮	多面的機能を適切に発揮させる森林・農地・漁場の保全・整備の推進 地域で取り組む森林・農地・漁場の保全活動の推進	用排水路や農道等の補修等への支援 農地等の保全活動への支援	
	農林水産業を核とした元気な地域づくり	地域の特性を生かした農山漁村の活性化	小水力発電等の導入促進	

●農地や農業水利施設等の整備・更新【5年間で9,500ha】

担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を促進するため、農地の大区画化や汎用化等の生産性の向上を図る整備とともに、将来にわたって農地の生産性を維持するため、老朽化した農業水利施設等の適期、適切な整備・更新を推進します。



事業実施に伴う大型機械の導入

●農山村地域の防災・減災対策【5年間で農地分4,500ha】

南海トラフ地震等の巨大地震や集中豪雨等による自然災害から県土や県民の暮らしを守るため、農業用のため池や排水機場、海岸保全施設等の耐震化や更新整備を推進します。



ため池の耐震化

●農林道の整備・保全【5年間で農道20km】

農山漁村の快適な生活環境を確保するため、農道の整備・保全を推進し、農業振興とともに地域の交通環境の改善・維持を図ります。

●森林・農地・漁場の保全・整備【毎年 農地19,000ha】

農業農村多面的機能支払事業（多面的機能支払交付金制度）を活用して、地域で取り組む用排水路や農道等の補修等を行う長寿命化活動を支援します。



水路の草刈り、泥上げ

●森林・農地・漁場の保全活動面積【毎年 農地(多面的)30,000ha】

農業農村多面的機能支払事業（多面的機能支払交付金制度）を活用して、地域で取り組む農地や用排水路等の保全活動を支援します。

防災重点ため池について

防災重点ため池の再選定

本県には2,073か所の農業用ため池が存在しており、そのうち、下流に住宅や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのある735か所を2015年に「防災重点ため池」に選定し、地震や豪雨等への対策を進めてきました。

こうした中、西日本に甚大な被害を与えた平成30年7月豪雨では、防災重点ため池に選定されていないため池で人的被害が発生したことから、農林水産省は、2018年11月にため池の貯水量と被害が想定される住宅等との距離を具体的な数値で示した「新たな防災重点ため池の選定基準」により再選定するよう、各都道府県に通知しました。

これにより本県は、現地調査の実施や関係市町等と調整を行い、従前の約1.6倍となる1,144か所を新たな防災重点ため池に選定しました。

(新たな防災重点ため池の定義)

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

(新たな防災重点ため池の選定基準)

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000 m³以上のもの
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000 m³以上のもの
- ④ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの

今後の対策方針

再選定により防災重点ため池数が増加したことから、本県は、新たに「防災重点ため池の対策方針」を策定しました。

この対策方針では、全ての防災重点ため池で行う対策と、決壊した場合の影響度の高さに応じて段階的に行う対策を分けて実施することとしています。

具体的には、“ため池の改修歴や規模等の諸元及び決壊時における下流の被害想定区域内の状況（影響度）で対策レベルを設定”し、原則、“決壊防止に必要な各種能力の保有状況（優先度）で対策順位を決定する”こととしており、この方針に基づき各種ソフト・ハード対策に取り組んでいます。

○全ての防災重点ため池で実施

対象数：1,144か所

- ・ため池マップの作成
- ・ため池データベースの充実
- ・緊急連絡体制の整備
- ・ため池防災支援システムの活用
- ・浸水想定区域図の作成
- ・水位計等による監視体制の整備
- ・地域防災計画等への位置付け

○影響度が高い防災重点ため池で実施

特に影響度の高いもの

ハード（耐震・豪雨）対策を優先

2019年度5カ年計画

（2020～2024年度採択分）

次期5カ年計画（2025年度以降）分

ハザードマップ作成・公表を優先

○影響度に関係なく実施する対策

- ・重大な施設の変状や緊急放流施設の故障などが確認されたため池
→ 補強対策（老朽化対策等）
- ・将来的な農業利用や適切な管理が見込めず、決壊の恐れがあるため池
→ 統廃合（代替水源の確保含む）

農業農村整備の実施状況

●農用地の基盤整備状況

農用地の基盤整備は、水田においては大型機械化体系に対応した区画形状（30a以上）の整備を、畑においては農道の整備をそれぞれ目標として、各種農業農村整備事業により実施しており、2018年度末には水田で74%、畑で89%の整備率となっています（A表）。また、農業機械の一層の大型化及び大幅なコスト低減のために、農地の大区画化を積極的に実施しています。

A表 農用地の基盤整備状況（2018年度末現在）

地目	指標	愛知県 (ha)			備考
		全面積	整備済	整備率	
水田	30a以上区画	37,291	27,481	74%	50a以上区画の県整備率は13%
畑	末端農道完備	21,209	18,830	89%	

注) 農振農用地面積で算定。

(資料 農地計画課調べ)

●基幹用排水施設整備の促進

老朽化に伴う機能障害や大規模地震に対し耐震性を有していない基幹的な用排水施設について、国営、水資源機構営による更新整備や耐震対策を行う大規模農業水利事業を積極的に促進しています（B表）。

B表 大規模農業水利事業の概要

(単位：百万円)

事業名	事業主体	受益面積 (ha)	工期 (年度)	総事業費	2019年度まで (予算ベース)	進捗率
豊川用水二期	水資源機構	17,501	1999～2030	248,390	196,329	79.0%
新濃尾 (二期)	農林水産省	10,139	2007～2027	39,571	32,227	81.4%
矢作川総合第二期	農林水産省	5,441	2014～2029	69,600	13,674	19.6%
尾張西部 (排水)	農林水産省	11,608	2015～2026	8,000	3,509	43.9%
愛知用水三好支線水路緊急対策	水資源機構	763	2018～2022	4,700	2,720	57.9%
計	5地区	—		370,261	248,459	

注) 受益面積は、他県分を含む。

(資料 農地計画課調べ)

●農地防災事業の推進

自然災害（洪水、地震）等から農地・農業用施設を守るとともに、県民生活の安全と県土の保全に資するため、排水機場の整備等の各種農地防災事業を推進しています（C表）。

C表 農地防災事業の2018年度実績

排水機場整備	45か所の一部
幹線排水路整備	2,125m
ため池整備	42か所の一部
海岸整備	869m

(資料 農地整備課調べ)

●農業集落排水処理施設は172処理区を供用

農村地域の生活環境の改善や公共用水域の水質保全に寄与するため、し尿や生活雑排水を処理する農業集落排水処理施設の整備を図っており、172処理区が供用しています（D表）。

D表 農業集落排水処理施設整備の実施状況（2018年度末現在）

区分	処理区	現況定住人口(人)
供用	172	152,518

(資料 農地整備課調べ)

●快適な農村生活環境を整備

農業用のため池や水路等の水辺空間を活用し、親水、景観保全や利用保全を図る水環境整備事業等により快適な生活環境の整備を実施しています。

ため池の廃止事業について

1 背景

農林水産省は、2018年7月の西日本豪雨で農業用ため池の決壊により甚大な被害が発生したことを受け、全国のため池を対象に緊急点検を実施しました。

その結果、農業用として利用されておらず、適正に管理されていないため池が存在することが明らかとなりました。

こうした実態を踏まえ、農林水産省は、農業用の利用度が低いもののうち、決壊等の危険度の高いため池や農家数の減少により適切な管理が困難なため池の廃止を目的とした事業制度を拡充しました。

2 ため池の廃止事業とは

農業用水を貯留する施設として利用されていたため池を、堤体のV字カット（開削）や、一部又は全部撤去することにより貯水機能の廃止を行うものです。



事業イメージ(堤体のV字カット)

3 本県の対応

本県においても、防災重点ため池（P.21 参照）の再選定を実施する中、未利用のため池が存在していることが判明しました。

農業用水に利用されなくなり、老朽化及び管理の粗放化が進む等、健全度が低下しているため池は、豪雨や大規模地震により堤体が決壊した際、周辺地域に被害を及ぼす恐れがあります。

このため、本県では、地域防災上のリスク除去の観点から本制度を活用すべく、2020年度より「ため池の廃止事業」を創設し、1地区で着手する予定です。



本地池（豊田市）

<事業概要>

事業主体	市町村・土地改良区等
県事業名 (国事業名)	基盤整備促進事業費補助金[ため池の廃止事業] (農業水路等長寿命化・防災減災事業)
事業内容	ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図る整備とする
事業要件	<ul style="list-style-type: none"> ・従前に農業用ため池として利用されたもの ・埋立てによる土地造成がなされるときは、当該用地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削に伴う発生土の埋め立ては除く ・廃止後の維持管理を行う者と管理方法について、明らかにしていること
負担率	国 50%、県 17.5%、地元 32.5%

4 農業生産

土地（耕地）利用

●農作物作付延べ面積は、67,800haで1.3%の減少

2018年の農作物作付延べ面積は67,800haで、前年に比べ900ha（1.3%）減少しました（A図）。作物別にみると、稲は100ha増の27,600ha、麦類は30ha減の5,590ha、豆類は90ha減の4,440haとなりました。

その他（野菜、果樹、花き等）は、30,242haで前年から796haの減少となりました。

●耕地利用率は90.5%で0.3ポイント減少

2018年の耕地面積は74,900haでした（P18参照）。耕地利用率は90.5%で、前年に比べ0.3ポイント減少しました。また、全国平均に対して1.1ポイント下回りました（C図）。

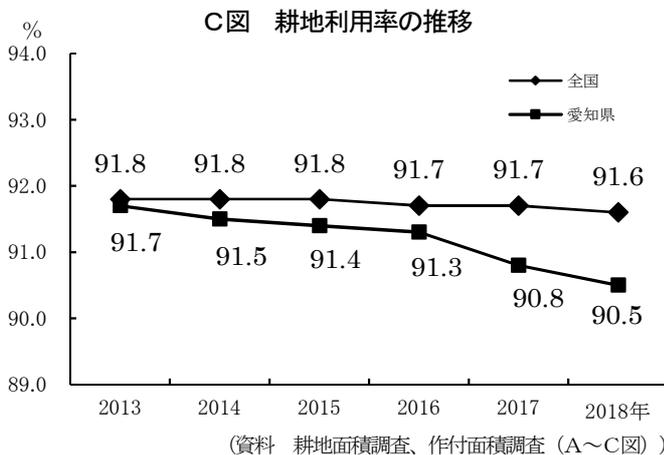
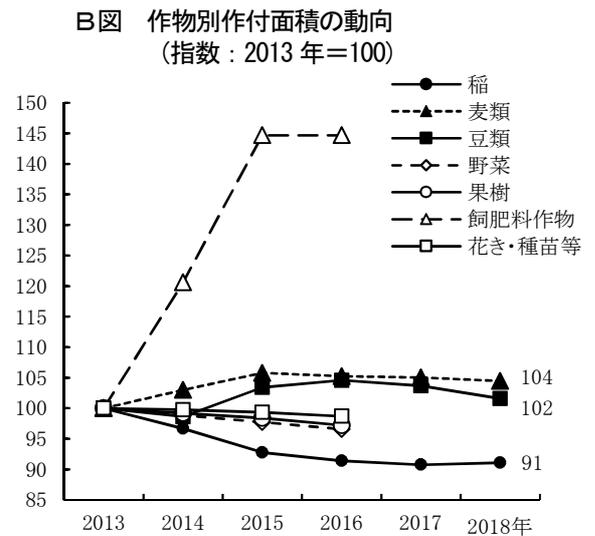
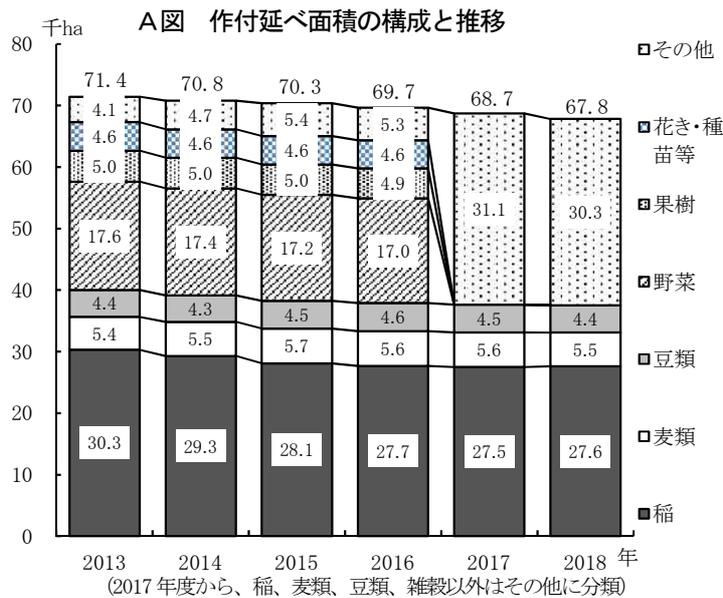
●農業振興地域面積のうち、農用地区域面積は67,504haで229haの減少

2018年の農業振興地域面積は183,205haで、601ha（0.3%）減少しました。このうち、土地利用目的を農業に限定した農用地区域の面積は67,504haで、229ha（0.3%）減少しました。

農用地区域内の現況農用地面積（農地と採草放牧地）は58,911haで、前年に比べ281ha（0.5%）減少しました（D図）。

●耕作放棄地は8,513haで5年前に比べ135ha増加

2015年農林業センサスによると、本県の耕作放棄地は8,513haで、5年前の22年に比べ135ha増加しました。この面積は、耕地面積76,900haの11.1%に相当し、22年より0.5%増えています。



農地中間管理事業の進捗状況について

1 事業の概要

農地中間管理事業は、地域内に分散し、複雑に入り組んだ農地の利用を整理するため、都道府県単位で指定される農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で担い手に貸し付ける制度です。

本県においては、2014年3月に公益財団法人愛知県農業振興基金を農地中間管理機構に指定し、事業を開始しました。

2 事業実績

2014年度の事業開始から2018年度までの5年間の累計貸付実績は、45市町村において2,124.6haとなっています。事業の開始当初は制度の周知が十分できず、貸付実績は低調でしたが、2015年度以降は、機構に農地を貸した人に支払われる機構集積協力金等の制度周知に努め、JAや市町村等による農地の出し手・受け手の掘り起こしや基盤整備事業との連携等の取組を進めることにより、着実に貸付実績は伸びてきました。

年 度	2014	2015	2016	2017	2018	合 計
貸付面積	53.5ha	478.6ha	454.3ha	700.4ha	437.8ha	2124.6ha

3 農地中間管理事業の推進に関する法律の改正

農地の集積・集約化をさらに推進するため、事業の手続きの煩雑さ等に対する農業者等の指摘を踏まえ、2019年5月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が改正されました。

(主な改正の内容)

○ 地域における農業者等による話し合いの再活性化

地域農業の将来の設計図である「人・農地プラン」についての地域における農業者等による協議に関し、農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等を提供するよう努めること及び協議における農業委員会の役割が明確化されました

○ 農地中間管理事業の手続きの簡素化

従来は、農地中間管理機構の農地の借入・転貸については、市町村の農用地利用集積計画と機構の農用地利用配分計画の手続きが必要でしたが、出し手・受け手のマッチングが整っている場合には農用地利用集積計画のみで手続きが完了する仕組みが創設されました。

また、農用地利用配分計画の認可申請後の縦覧手続や、農地の借り手に対する毎年の機構への利用状況報告義務が廃止されました。

○ 農地の集積・集約化を支援する体制の一体化

農地中間管理事業と同様、貸借により農地集積を進める農地利用集積円滑化事業については、農地中間管理事業と統合一体化されることとなりました。これに伴い、農地中間管理事業の事業実施区域等の拡大や農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への簡易な手続で契約関係の承継が行える仕組みが設定されました。

4 今後の取組

今回の法律の改正を受けて、本県としてもJA・市町村・農業委員会等との連携を深め、改正内容等制度の周知を図り、関係機関が一体となって事業の推進を図っていきます。

農業生産

●農業産出額は3,115億円で3.6%減少

2018年の農業産出額は3,115億円で、前年に比べ、耕種部門、畜産部門のいずれも減少し、全体として117億円(3.6%)減少しました(A図)。

部門別にみると、耕種部門では、米は、収穫量の減少により前年に比べ5億円(1.7%)減少しました。野菜は、キャベツが価格下落などにより24億円(8.9%)減少するなど、全体で68億円(5.7%)減少しました。花きは、洋ランの価格下落、出荷量の減少などにより5億円(8.3%)減少するなど、全体で14億円(2.5%)減少しました。

畜産部門では、鶏卵が生産量の増加により21億円(10.1%)増加するなど、部門全体で18億円(2.1%)増加しました(B表)。

なお、農業産出額に占める品目別の順位については、米、豚、キャベツ、きく、鶏卵の順となり、キャベツが前年第2位から第3位へ、鶏卵が前年第4位から第5位へと順位を落とす一方で、前年第3位だった豚は第2位となり、前年第5位だったきくは第4位となりました(C表)。

●本県の市町村別農業産出額(推計)の状況

農業産出額の市町村順位を見ますと、田原市、豊橋市が県内で第1位(全国第1位)と第2位(同第10位)となっています。

また、田原市、豊橋市、豊川市、愛西市、稲沢市は野菜、果実に花きを加えた園芸部門が産出額の6割以上を占めるのに対して、新城市、半田市は畜産部門が産出額の半分以上を占めています。その他、豊田市、岡崎市は米の占める割合が県計と比較して高くなっています(D表)。



B表 部門別農業産出額(2018年)

区分	農業産出額	前年対比	構成比
耕種	2,244	△ 3.8	72.0
米	296	△ 1.7	9.5
野菜	1,125	△ 5.7	36.1
果実	202	2.5	6.5
花き	543	△ 2.5	17.4
その他	78	△ 9.3	2.5
畜産	866	△ 3.0	27.8
肉用牛	113	7.6	3.6
乳用牛	223	△ 3.5	7.2
豚	253	△ 1.6	8.1
鶏	245	△ 8.2	7.9
その他	32	△ 5.9	1.0
加工農産物	5	0.0	0.2

(資料 生産農業所得統計)

C表 農業産出額の上位10品目(2018年)

単位: 億円、%

順位	農産物名	農業産出額	構成比
1	米	296	9.5
2	豚	253	8.1
3	キャベツ	246	7.9
4	きく	216	6.9
5	鶏卵	204	6.5
6	生乳	189	6.1
7	トマト	155	5.0
8	しそ	137	4.4
9	肉用牛	113	3.6
10	みかん	94	3.0

注) 構成比は全体に対する割合
(資料 生産農業所得統計)

D表 本県の市町村別農業産出額(推計)の状況(2018年)

単位: 上段: 億円 下段: %

県内順位	全国順位	市町村	産出額	米		園芸部門				畜産	その他
				小計	割合	野菜	果実	花き	割合		
第1位	第1位	田原市	948.7	8.9	615.7	316.1	4.1	295.5	220.3	3.7	
			100.0	1.0	72.6	37.2	0.5	34.8	26.0	0.4	
2	10	豊橋市	434.2	18.5	293.0	244.4	26.3	22.3	114.5	8.2	
			100.0	4.3	67.5	56.3	6.1	26.4	26.4	1.9	
3	113	豊川市	167.2	10.0	117.0	75.2	10.2	31.6	38.5	1.8	
			100.0	6.0	70.0	45.0	6.1	18.9	23.0	1.1	
4	122	西尾市	161.2	20.8	73.5	33.0	6.1	34.4	52.8	14.1	
			100.0	12.9	45.6	20.5	3.8	21.3	32.8	8.7	
5	128	愛西市	155.9	16.0	131.0	110.4	0.4	20.2	7.5	1.3	
			100.0	10.3	84.0	70.8	0.3	13.0	4.8	0.8	
6	299	豊田市	90.2	25.6	36.3	15.4	10.2	10.7	23.4	5.0	
			100.0	28.4	40.2	17.1	11.3	11.9	25.9	5.5	
7	352	稲沢市	82.6	12.7	50.3	22.1	4.3	23.9	0.3	19.2	
			100.0	15.4	60.9	26.8	5.2	28.9	0.4	23.2	
8	365	新城市	79.5	10.5	19.2	12.3	4.2	2.7	44.9	4.9	
			100.0	13.2	24.2	15.5	5.3	3.4	56.5	6.0	
9	386	岡崎市	75.6	14.9	24.3	15.3	4.1	4.9	33.8	2.4	
			100.0	19.7	32.1	20.2	5.4	6.5	44.7	3.2	
10	392	半田市	74.7	4.0	x	4.3	0.3	x	64.7	x	
			100.0	5.4	x	5.8	0.4	x	86.6	x	
		県計	3,115	296	1,870	1,125	202	543	866	82	
			100.0	9.5	60.0	36.1	6.5	17.4	27.8	2.6	

注: 計と内訳が一致しないのは、表示単位未満を四捨五入したため。
「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。
(資料 2018年 市町村別農業産出額(推計))

主要な問題の解説

県産農林水産物のイメージアップと主要品目のブランド力強化について

本県には、全国トップレベルのブランド力を持つ名古屋コーチン、花き、抹茶、あさり、うなぎなどの他、産出額等が全国上位の農林水産物が多数ありますが、それらの知名度は必ずしも高くありません。

このため、主要品目のさらなるブランド力強化や、県産農林水産物の全体のイメージアップ等により競争力を高める取組を進めています。

1 2019年度いいともあいちブランド力強化事業の取組

(1) あいちの農林水産物全体のイメージアップ

ア SNS等を活用したイメージアップ情報の発信

SNS（インスタグラム）を活用し、県産食材を使用した家庭用レシピ紹介、メニューフェア体験報告等により、県産農林水産物の優良性、多様性を広くアピールすることができました。

イ 県産食材を使用したメニューフェアの開催

国内最大級のグルメサイトとタイアップし、東京都内の飲食店20店舗で、うなぎ、名古屋コーチン、抹茶等の県産食材を使用したメニューフェアを開催し、好評を得ました（2019.11.5～12.4）。

ウ トップセールスの実施

首都圏において、知事及び県内農業団体代表者によるトップセールスを皮切りとした販売促進フェアを行った結果、県産農林水産物の売上向上につなげることができました（2020.2.8、ライフコーポレーション大崎ニューシティ店（東京都品川区））。



知事トップセールス

(2) 主要品目のブランド力強化

名古屋コーチン、花き、抹茶、あさり、うなぎについて、魅力発信のためのイベント等を実施しました。

品目	実施状況
名古屋コーチン	・名古屋コーチンの日（3月10日）PRイベント （2020.3.10～15、名古屋市農業センターdeLa（でら）ふぁーむ） ＜新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止＞
花き	・男性から女性に花を贈る「フラワーバレンタイン」プロモーション （2020.2.8、銀座三越、2020.2.8・9、mozo ワンダーシティ） ・本庁舎前でのおもてなし花壇の設置（通年）
抹茶	・第8回愛知県茶会（2019.11.9、県公館の庭園）
あさり、うなぎ	・あいちのおさかなスポットラリー（2019.7.15～12.31）



名古屋コーチンPRイベント



フラワーバレンタインPRイベント



愛知県茶会



あいちのおさかなスポットラリー

(3) 次代を担う品目・品種のブランド化推進

主要農業県としての地位を維持し続けるため、本県が開発した次代を担う新たな品目・品種について、知名度向上に向けた取組を実施しました。

品目・品種	実施状況
夕焼け姫 （カンキツ新品種）	・シンボルマークの作成 ・特設Webページ開設等
かがり弁ギク	・各種イベントでの展示、PR ・関東東海花の展覧会での展示、花束配布等 （2020.1.31～2.2、サンシャインシティ文化会館（東京都豊島区））



あいちのみかん
夕焼け姫

夕焼け姫シンボルマーク

水稲・麦・大豆生産

● 2019 年産水稲の作況

作付面積は、27,500ha（対前年比 0.4%減）でした。収穫量は 137,200t（同 0.4%減）、単位面積あたり収穫量は 499kg/10a となり作況指数は 98 でした（A、B 図）。

コシヒカリ等の極早生品種では、4月、7月の低温が生育に悪影響を与え、収量が低下しました。また、出穂期にあたる7月下旬から8月の高温により、1等米比率も低下しました。あいちのかおり等早生以降の品種では、病害虫が多く発生し、収量等が低下しました。

● 2019 年産麦の作況

作付面積は、5,750ha（同 4.5%増）でした。このうち約 8 割で、小麦の主力品種「きぬあかり」が栽培されました。収穫量は 32,200t（同 39.4%増）で全国 5 位、単位面積あたり収穫量は 563kg/10a となり全国 1 位でした。作況は 136 でした（C 図）。

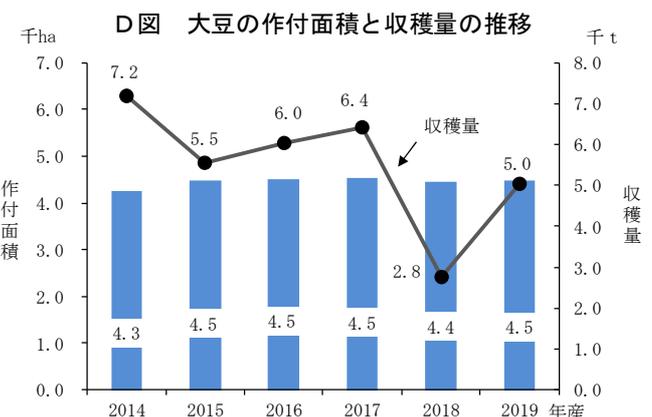
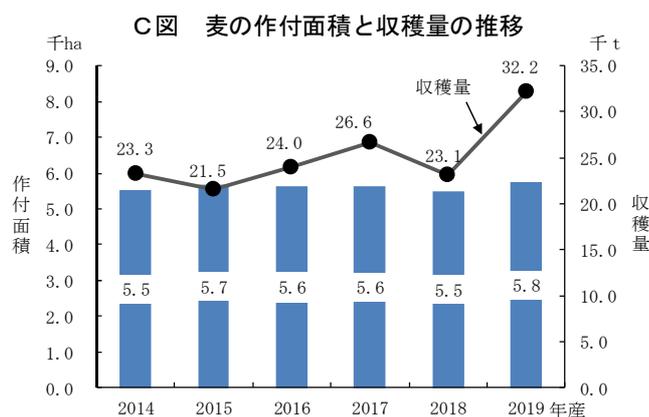
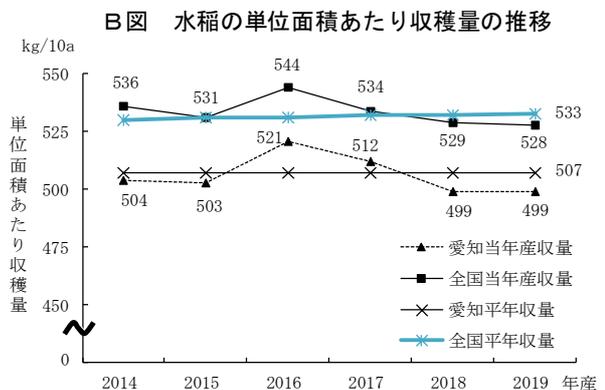
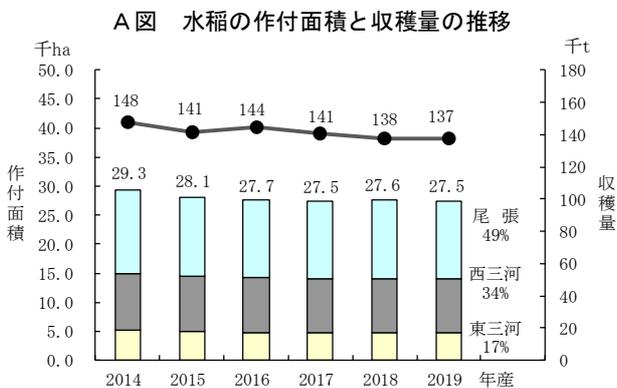
11 月中下旬の降雨が少なく、平年より早く播種が終了しました。生育期間中は、5 月中旬まで降雨が少なかったことから、病害虫の発生は少なく、順調に生育しました。

● 2019 年産大豆の作況

作付面積は、4,490ha（同 1.1%増）でした。収穫量は 5,030t（同 82.9%増）、単位面積あたり収穫量は 112kg/10a となり作況は 81 でした（D 図）。

7 月の降雨が多く、平年より播種作業が大幅に遅れました。加えて、8 月上旬の少雨により、出芽の不揃いが認められました。しかしながら、登熟期間である 9 月の気温が高く、降雨が少なかったため、粒張りは良好でした。

注）麦と大豆の作況は、過去 7 年分のうち最高と最低を除いた 5 年分の単位面積あたり収穫量の平均値を平年収量として算出。



（資料 A～D 図（作物統計））

大豆新品種「フクユタカ A 1号」について

1 経緯

本県の大豆は、稲・麦・大豆の2年3作輪作体系でブロックローテーションを行いながら、主に西三河地域の水田で栽培されています。作付面積は4,500haで、豆腐への加工適性が高い「フクユタカ」が栽培されています。

「フクユタカ A 1号」(以下、「A 1号」という)は、「フクユタカ」に莢がはじけにくい性質を付与した新品種です。「A 1号」を作付けることで収穫ロスが減り、本県の大豆収穫量が増加することが期待されます。このため、2017年に新たに大豆奨励品種に採用し、品種の全面切替を行うことになりました。



れつきようせい
裂莢性の比較 (60℃乾熱で9時間処理)

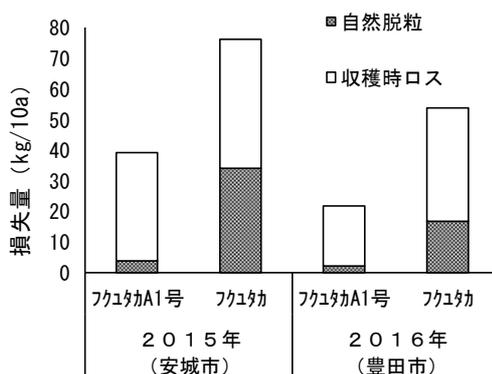
2 「フクユタカ A 1号」の特性

「A 1号」の栽培特性、収量、品質、子実中の成分は「フクユタカ」と同等です。

また、実需者からは、「A 1号」の豆腐への加工適性は「フクユタカ」と同等であると評価されています。

なお、2015年に安城市、2016年に豊田市で収穫時の子実損失量を調査したところ、「A 1号」の損失量は「フクユタカ」と比べて少ない結果となりました(A図)。

A図 収穫時の子実損失量の比



3 2020年産からの品種全面切替に向けた取組

(1) 2018年度

- ・愛知県産フクユタカとして流通できるよう、農産物検査の産地品種銘柄設定を行いました。
- ・切替計画を策定(A表)しました。

(2) 2019年度

- ・切替時の注意事項について資料を作成し、生産者に啓発しました(B図)。

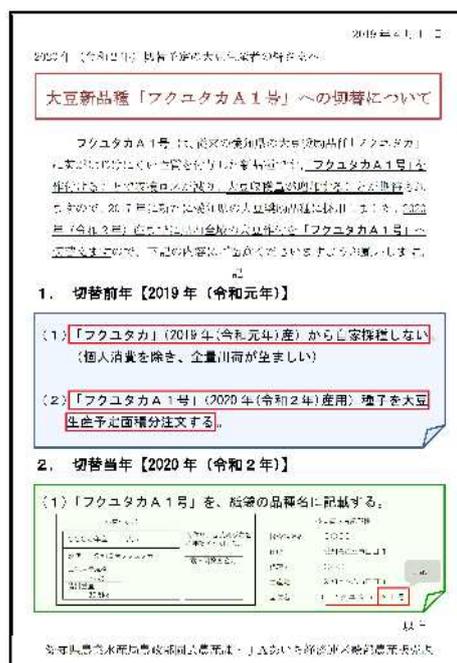
(3) 今後の予定(2020年度)

- ・引き続き、切替時の注意事項について生産者へ啓発し、確実な切替を支援します。

A表 フクユタカ A 1号への切替計画

品 種	単位: ha	
	2019年産 (令和元年)	2020年産 (令和2年)
A 1号	545	4,500
内訳	一般生産	390
	種子生産	155
フクユタカ	3,955	0

B図 生産者向け啓発資料



野菜生産

●収穫量は減少傾向

本県の野菜の収穫量は、農業従事者の高齢化や都市化の進展等による作付面積の減少に伴い、減少傾向にあります。2018年産の収穫量は497千t（前年比100.2%）と前年並みでした（A図）。

作付面積については、多くの品目が減少傾向にあります。特に、はくさい、にんじんの作付面積は、2018年/2014年比で87%、76%となっています（B図）。

●暖冬の影響で秋冬作の価格が低迷

2018年の生育については、4～6月は、平均気温は高い～かなり高く、降水量・日照時間ともに多

い～かなり多くなりました。野菜全体の入荷量は平年よりやや多く、単価は安値傾向でした。7～10月は猛暑や台風の影響で入荷量が平年より少なく、単価は高くなりました。11月以降、気温は平年より高く、暖冬であったため、全国的に生育が良く豊作傾向となり、単価は平年より安くなりました。

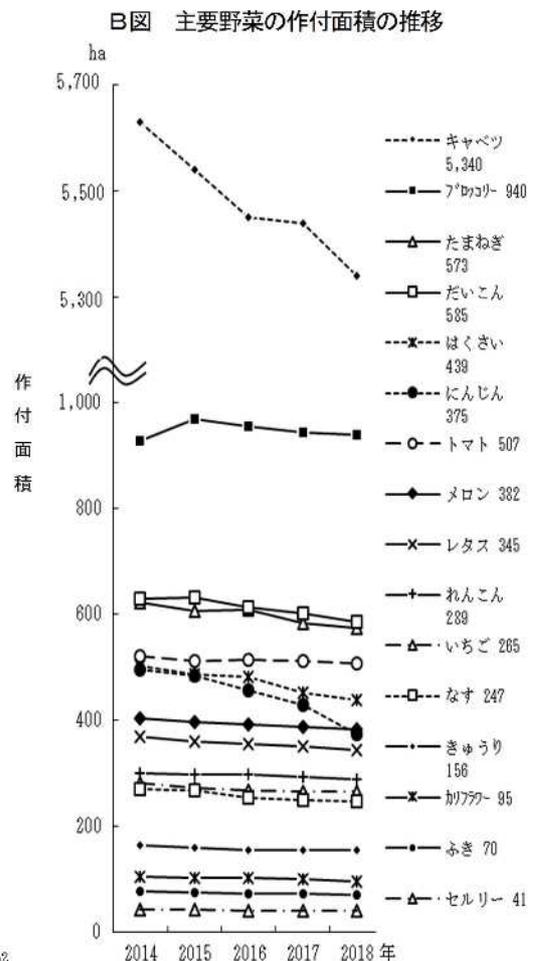
●生鮮野菜の輸入量はほぼ横ばい

全国の生鮮野菜の輸入量は、2013年以降、横ばいで推移していましたが、2018年は931千t（前年比114%）と前年より増加しました。なかでも、キャベツ等は前年と比べ2.5倍（2017年38千t → 2018年93千t）となりました（C図）。

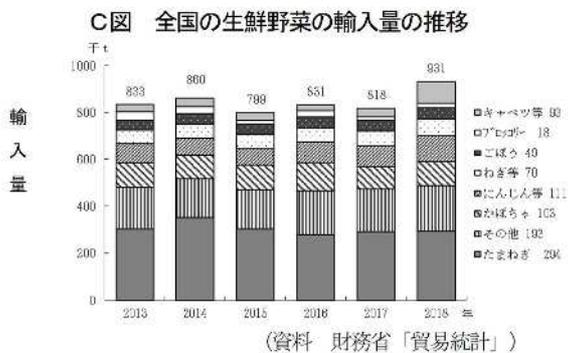
近年の輸入動向については、加工・業務用野菜の国内ニーズが高まっていることから、生鮮野菜は横ばいですが、スイートコーンやブロッコリーなどの冷凍野菜は増加傾向にあります（D図）。



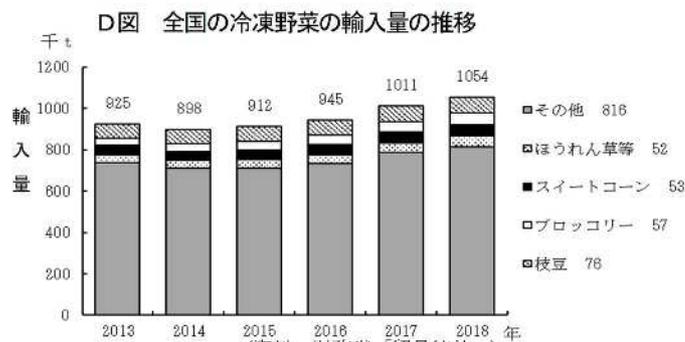
(資料 青果物生産出荷統計調査、作付面積調査)
注：2017年から作付面積調査は廃止。



(資料 青果物生産出荷統計調査)



(資料 財務省「貿易統計」)



(資料 財務省「貿易統計」)

J A あいち三河のいちご産地活性化の取組について

J A あいち三河（岡崎市・幸田町）のいちご出荷販売額は 10.5 億円（2018 年度）で、県内有数の産地です。

当産地は 2014 年に県が実施した生産構造分析調査において、10 年後には生産者の高齢化による離農などにより栽培面積が減少し産地が縮小する結果となりました。このため、産地振興の対策を早急に講じるため、2016 年から生産者と J A、県などが一体となって、新規就農者の確保、育成などに取り組んでいます。

1 産地戦略の策定

(1) J A あいち三河が事務局となり、2016 年に岡崎市いちご部会、幸田町いちご組合、J A あいち三河、(株)アグリみかわ、J A あいち経済連、岡崎市、幸田町、西三河農林水産事務所を構成員とする『J A あいち三河「いちご」産地活性化プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」）』を立ち上げ、検討を重ねた結果、生産量の確保と農業所得の増加による産地の活性化を目指す「産地戦略」を策定しました。



プロジェクトチームでの検討の様子

(2) プロジェクトチームの産地戦略に基づく 3 つの取組の柱

柱 1：新規就農者の確保育成

新規就農サポートセンターを設置して、新規就農者の募集、いちご生産拠点農場での基礎研修、農家ほ場での実務研修、研修生の就農サポートを実施

柱 2：生産技術の高度化・高位平準化

高度環境制御やモニタリング等を含めた栽培体系の確立と普及、新規育苗方式への統一化に向けた実証とマニュアルの作成

柱 3：多様な経営形態の導入

新たな商品開発による販路開拓、雇用労力の確保・斡旋体制の整備など

2 新規就農者確保の取組

2018 年、2019 年に農業生産力パワーアッププロジェクト推進事業（国費）を活用して、HP、ポスター、新聞広告、各種イベント等で新規就農希望者を募集・確保し、対象者への研修を実施しています。

（新規就農希望者への研修状況：2019 年度：4 名、2020 年度（予定）：5 名）



新規就農者募集ポスター

3 生産拠点農場の整備

2019 年秋に国の補助事業を活用して、新規参入、規模拡大のモデルとなる生産拠点農場（丸型ハウス 2 棟（高設栽培設備等の内部設備を含む））を岡崎市に整備しました。現在、この施設において栽培体系の確立に向けた実証栽培を行うとともに、新規就農を目指す研修生の技術習得にも活用しています。



生産拠点農場の様子（左：外観、右：内部）

4 今後の展開

プロジェクトチームは、今後も産地戦略に基づく取組を継続し、新規就農者、規模拡大に対するサポートに積極的に取り組むこととしております。次年度以降、計画的に生産団地を建設していく構想もあり、地域ぐるみで取り組む産地強化の成果が期待されます。

花き生産

●花き作付面積は1,918haで減少傾向

2018年の花き作付面積は1,918ha（対前年比0.5%減）で前年と比較して減少しており、ここ数年も減少傾向にあります。このうち、切り花類は、1,504ha（同0.5%減）で全体の78.4%を占め、次いで鉢ものの類は314ha（同0.3%減）で16.4%、花壇用苗ものの類が100ha（同2.0%減）で5.2%となっています。（A図）

この中でも、きくは花き全体の67.1%を占めています（B図）。

花き作付面積の種類別推移を見ると、きく以外は2013年に比べ減少しています（C図）。

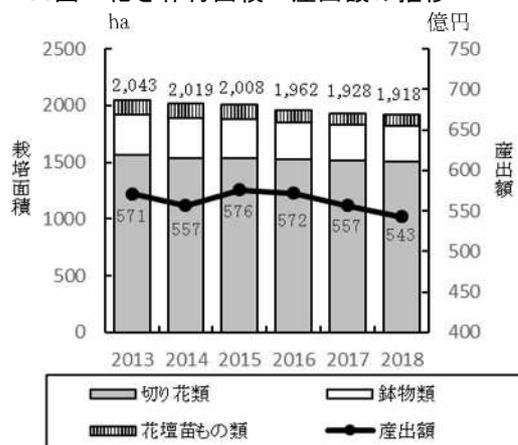
●栽培面積における施設栽培面積の割合は81.0%

2016年のビニールハウスやガラス室などの施設での栽培面積は、1,553haとなっており、栽培面積に占める割合は81.0%と非常に高く、また、加温設備を使用して栽培している割合が68.6%と高いことが、本県花き生産の大きな特徴となっています。

●花き産出額は543億円で57年連続全国第1位

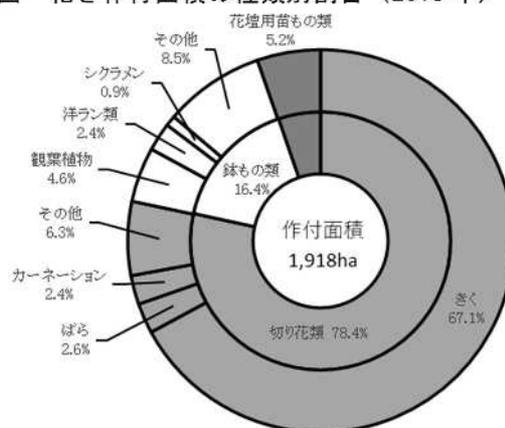
2018年の花き産出額は543億円（対前年比2.5%減）で、主に洋ラン、観葉植物等の鉢物類の出荷量が減少したことにより、14億円減少しました。本県の産出額は全国の16.3%を占め、1962年以来全国一の産出額を誇っています。種類別にみると、きくが最も多く、216億円と全体の39.8%を占めています（D図）。

A図 花き作付面積・産出額の推移



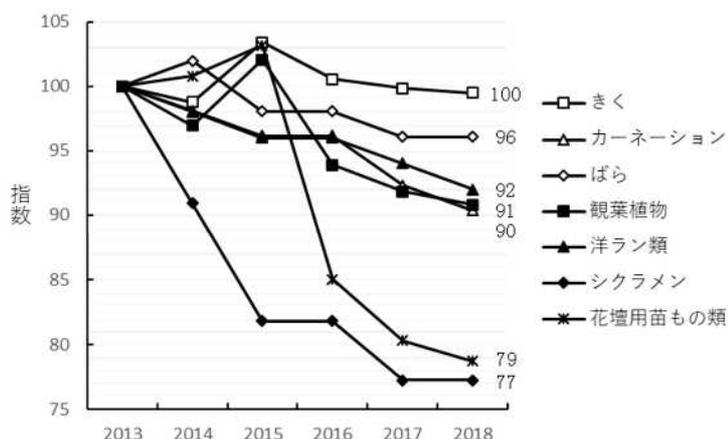
(資料 農林水産省統計部「生産農業所得統計」)

B図 花き作付面積の種類別割合 (2018年)



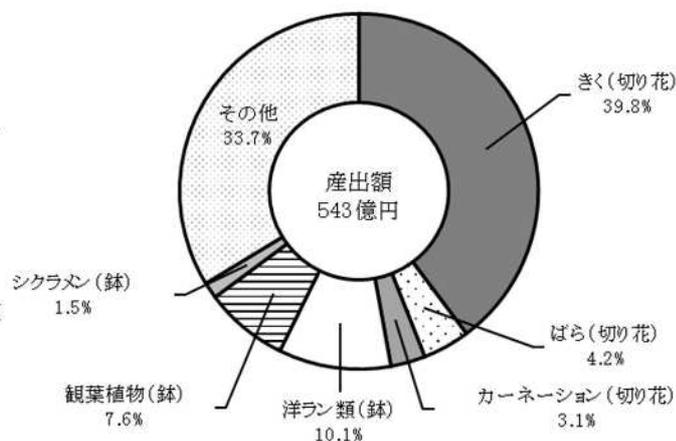
(資料 農林水産省統計部「花き生産出荷統計」)

C図 花き栽培面積の種類別推移 (指数: 2013年=100)



(資料 農林水産省統計部「花き生産出荷統計」)

D図 花き産出額の種類別割合 (2018年)



(資料 農林水産省統計部「生産農業所得統計」)

「あいちの花」の需要拡大の取組について

本県は、1962年以降連続して花き産出額が全国第1位を誇る「花の王国あいち」です。

しかし、県内の花の消費については、名古屋市の1世帯あたり年間の切り花消費額が全国第27位と中位に留まっています（2019年総務省家計調査）。このため、県では、スポーツシーンにおけるあいちの花の活用や、新たな花贈り文化の定着を促進するフラワーバレンタインの取組などを通じて、幅広い県民の皆様にあいちの花をPRしつつ消費の喚起を図っています。

1 スポーツシーンにおけるあいちの花のPR

(1) 大相撲名古屋場所優勝力士への花束贈呈

2019年7月21日（日）に愛知県体育館で開催された大相撲名古屋場所千秋楽において、知事から優勝力士に、愛知県知事賞としてあいちの花で制作した大きな花束を贈呈しました。花束は、愛知県で産出額の多いキクやバラなど、約200本を使用して制作しました。



大相撲名古屋場所で
優勝力士に贈呈した大花束

(2) ラグビーワールドカップ2019における装飾展示

ラグビーワールドカップに関連する3回のイベントで、県産のカーネーションで制作した大きなラグビーボールの装飾（高さ約1.5m）を展示しました。スカイホール豊田で開催された「ラグビーワールドカップ2019 ファンゾーン in 愛知・豊田」の会場では、ラグビーボール装飾のほか、大相撲名古屋場所で贈呈した大花束や花の王国あいちのPRパネル等も展示しました。イベント当日は、国内外からの多くの来場者で賑わい、本展示前では約500組（約1,500名）が写真撮影をしました。



「ラグビーワールドカップ2019 ファンゾーン
in 愛知・豊田」会場における展示

2 新たな花贈り文化「フラワーバレンタイン」の定着促進におけるあいちの花のPR

世界の多くの国々でのバレンタインデーは、男女が互いに愛や感謝を伝えあう日とされ、特に欧米・アジア諸国では男性から女性に花束を贈ることがポピュラーです。そこで、県では、新たな花贈り文化「フラワーバレンタイン」の普及に努めています。今年度は2020年2月8日（土）と9日（日）に実施しました。

本県の主な出荷先である首都圏（銀座三越（東京都中央区））と県内（mozo ワンダーシティ（名古屋市西区））において、「花男子プロジェクト」が花贈りパフォーマンスを行い、花贈りの文化とあいちの花をPRしました。両会場共に、多くの方々に観ていただくことができました。



銀座三越（東京都）における
花贈りパフォーマンス

今後も、このような様々な機会を捉えて、「あいちの花」の一層の需要拡大を図っていきます。

果樹・工芸作物生産

●果樹の産出額は 202 億円で 5 億円増加

2018 年の果樹産出額は 202 億円（前年比 103%）で、出荷量の増加により前年より 5 億円、増加しました（A 図）。

品目別の栽培面積は、みかんが 1,370ha と最も多く、次いでかき 1,140ha、ぶどう 464ha となっており、全ての品目で減少しました。産出額は、みかんが最も多く 94 億円でした。

●茶栽培面積は 521ha で 17ha 減少、荒茶生産量は 863t で 17t 減少

2018 年の茶栽培面積は 521ha で前年より 17ha 減少しました。

荒茶生産量は 863t で、前年より 17t 減少しました（C 図）。

産出額は 20 億円で、前年と同じでした。

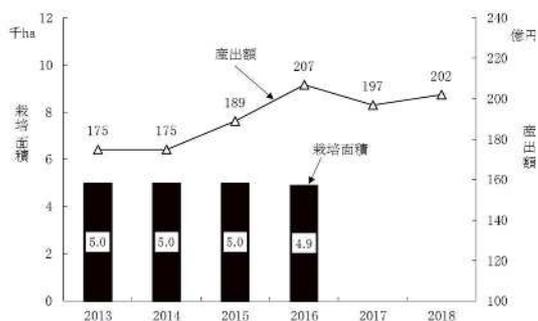
●葉たばこ栽培面積は 62ha で 9ha 減少、生産量は 143t で 22t 増加

2019 年の葉たばこ栽培面積は 62ha で前年より 9ha 減少しました。生産量は 143t で前年より 22t 増加しました（D 図）。

栽培農家戸数は 40 戸（前年比 5 戸減）、1 戸当たりの栽培面積は 156a（前年比 2a 減）で、全国平均 141a を上回っています。

また、販売額は約 2.9 億円（前年比 0.6 億円増）、販売単価は乾燥葉 1kg 当たり 2,049 円（前年比 128 円増）でした。

A 図 果樹栽培面積・産出額の推移



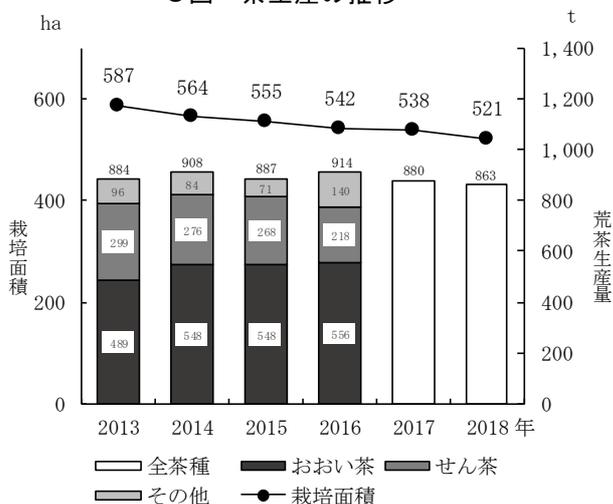
(資料 作付面積調査、生産農業所得統計)
注：2018年から栽培面積調査は廃止。

B 図 果樹品目別産出額と構成割合（2018年）



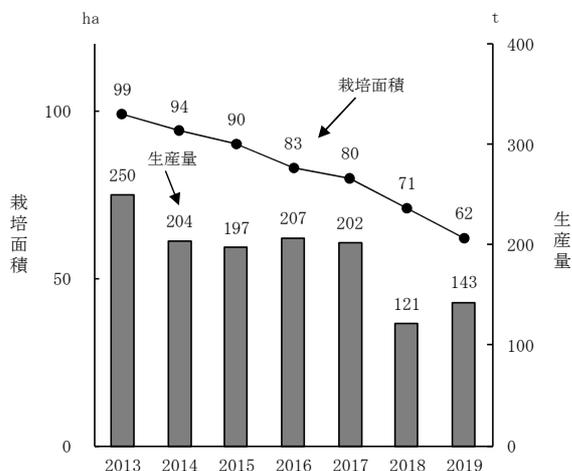
(資料 生産農業所得統計)

C 図 茶生産の推移



(資料 作物統計)

D 図 葉たばこ生産の推移



(資料 たばこ耕作組合業務資料)

果樹のブランド化について

愛知県産農林水産物のさらなるブランド力強化に向けて、次代を担う品目・品種として、本県が開発したカンキツ新品種「夕焼け姫」とニホンナシ新品種「瑞月」(系統名：愛知梨3号)を選定し、認知度強化などブランド化を図っています。

1 カンキツ新品種「夕焼け姫」

(1) 経緯

カンキツ新品種「夕焼け姫」は、2013年に品種登録された品種で、県内カンキツ産地の主要品目「宮川早生」に比べて、果皮の色が鮮やかな赤橙色で、早く成熟する特徴があり、11月中旬から出荷できる愛知県オリジナルの品種として期待されています。県内の産地には2014年度から苗木が配布され、JA蒲郡市やJAひまわりを中心に栽培が広がっています。

2018年から出荷が開始され、今後も増加が見込まれています。県は「夕焼け姫」の知名度を向上させるとともに、品質の良い果実を供給することを図るため、JAやJAあいち経済連とともに「夕焼け姫ブランド化チーム(以下、ブランド化チーム)」を2019年6月に設立しました。



「夕焼け姫」 「宮川早生」

(2) ブランド化チームの2019年度の取組

ブランド化チームでは、シンボルマークデザインの検討及び決定後、11月中旬に商標出願しました。また、シンボルマークの使用基準の検討やWebページの作成を実施しました。



甘し、太陽の宝石
あいちのみかん

夕焼け姫

夕焼け姫シンボルマーク

(3) ブランド化チームの今後の予定

高品質果実生産に向けた技術資料を作成・配布するとともに、2020年産「夕焼け姫」の出荷に向け、PR資材等を作成する予定です。

2 ニホンナシ新品種「瑞月」(系統名：愛知梨3号)

(1) 経緯

ニホンナシ新品種「瑞月」は本県と国が共同開発し、2019年10月に品種登録出願公表を行った品種で、県内主要品種である「幸水」に比べて、糖度がやや高く酸味が少ない特徴があります。品種登録後、本県では他県より3年早く各産地で苗木が導入され、2022年に初出荷、2025年に本格出荷を見込んでいることから、速やかにブランド化を図ることにしました。



「瑞月」(系統名：愛知梨3号)

(2) ブランド化に向けた2019年度の取組

2020年秋冬に配布予定の「瑞月」の苗木注文をとりまとめ、産地側のブランド化に向けた意向確認を実施しました。

(3) 今後の予定

生産者及び県、農業者団体で構成されるブランド化協議会を2020年春に設立し、生産者の意向を伺い、今後の販売戦略や商標の取得の有無について検討するとともに、市場関係者や消費者へ試食PRとアンケート調査を行います。

施設園芸

●施設設置面積は2,666haで、2016年から93ha減少

本県の施設園芸は、温暖な気候と立地条件に恵まれ、古くから産地が形成されてきました。近年では養液栽培の普及やICTを活用した環境モニタリング装置や炭酸ガス、細霧ミスト活用等の先進的技術を導入した施設の設置が進むなど、質的な変化を遂げながら、東三河地域を中心とする施設園芸地帯を形成しています。

2018年の調査結果では、県内の施設設置実面積は2016年から93ha減少し2,666ha（2016年比96.6%）、うちガラス室は589ha（同97.5%）、ハウス類は2,077ha（同96.4%）となっています（A図）。

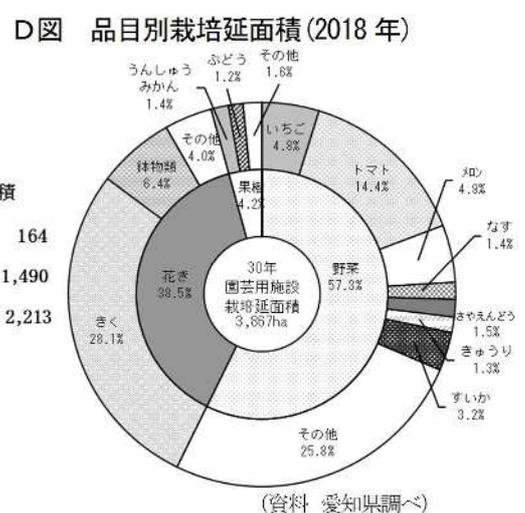
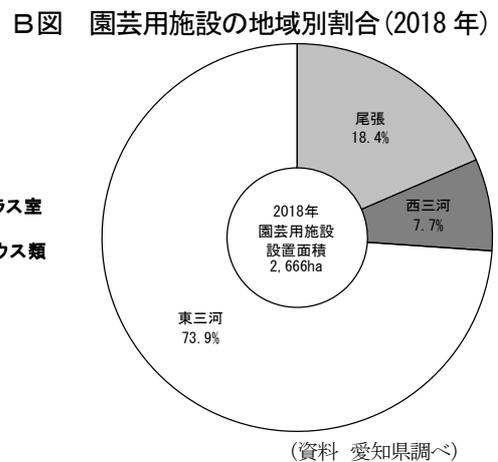
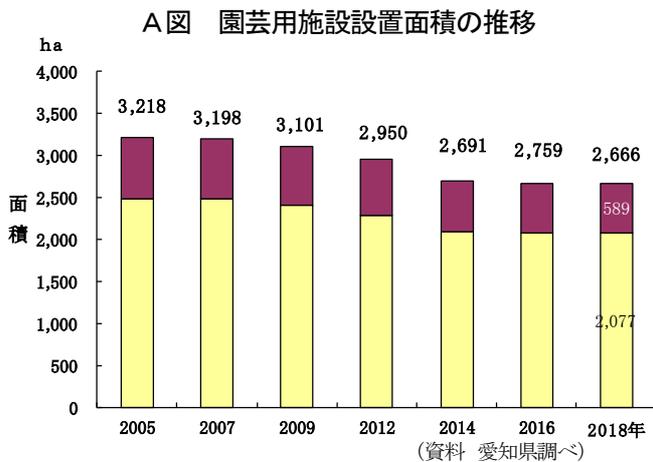
なお、施設面積を地域別にみると、東三河地域が最も多く73.9%を占め、次いで尾張地域が18.4%、西三河地域が7.7%となっています（B図）。

●栽培延面積は3,867haで、2016年から208ha増加

栽培延面積は、2001年をピークに減少傾向にありましたが、2018年は2016年から208ha増加し3,867ha（2016年比105.7%）となりました（C図）。

品目別栽培状況をみると、野菜では、トマト、いちごが主体で、花きでは、きく、鉢物類が多く、果樹では、うんしゅうみかん、ぶどうが主に施設で栽培されています（D図）。

なお、部門別にみると、野菜が2,213haと最も多く、全体の57.3%を占めています。



主要な問題の解説

「農業用ハウス強靱化緊急対策事業」の推進について

1 事業の目的

国は「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」を2018年12月に閣議決定し、老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、農業用ハウス強靱化緊急対策事業を創設しました。

本県では、本事業を活用し、県内全域において講習会等により農業用ハウスの強靱化を推進するとともに、農業用ハウスの補強等について支援を行っています。

2 事業の概要

(1) 国全体の取組内容：

- ・事業実施期間：2020年度までの3年間
- ・補助率：定額、1/2以内
- ・国の予算規模：5億円（毎年）
- ・全都道府県で農業用ハウス災害防止計画を策定し、補強や保守管理の強化を実施

(2) 愛知県の取組内容：

- ・農業用ハウス災害防止計画の策定
- ・被害防止技術講習会の開催(2019年7月に2回開催し216名が講習会に参加)
- ・台風対策パンフレットの配付(約3,500部配付)とアンケートの実施(484部回収)
- ・農業用ハウス強靱化の現地指導

(3) 県内の市町村、農業者の組織する団体の取組内容：

- ・農業用ハウス本体の補強への支援
- ・非常用電源の導入と共同利用

産地事業の実施状況
(令和元年度事業)

取組	農家戸数(戸)	事業量	補強面積(ha)
ハウス本体の補強	36	79棟	6.78
非常用電源の導入	27	22台	13.04

※2019年11月に「非常用電源の導入」がメニューに追加された。



3 事業の効果等

本事業を活用し、農業用ハウス強靱化の取組を周知し、補強を実施することで、農業用ハウスの耐候性の向上を図り、農業経営の安定に寄与することが期待されます。

乳用牛・肉用牛の飼養動向

●乳用牛の1戸当たりの飼養頭数は78.2頭で全国第6位

2019年の乳用牛の飼養頭数は、前年に比べ5.7%減の23,000頭、飼養戸数は、前年に比べ4.2%減の294戸となっており、いずれも減少傾向にあります。1戸当たりの飼養頭数は78.2頭（全国平均88.8頭）で、三重県、北海道、島根県、大分県、熊本県に次いで全国第6位となっています（A、B図）。

●県内生乳出荷量に占めるメガファームの出荷割合の増加

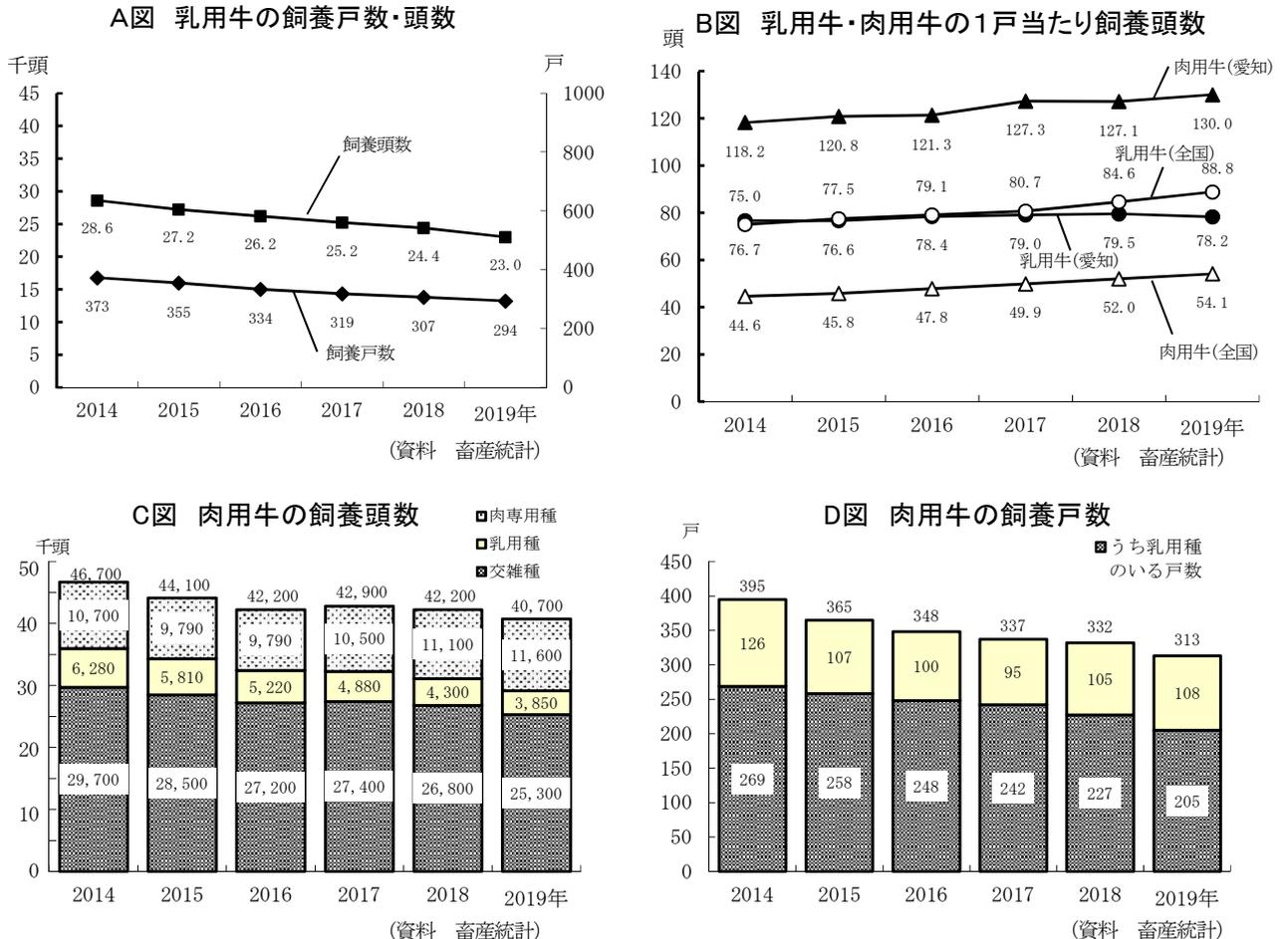
環境問題への懸念や担い手不足から小規模層の廃業が増加する一方、飼養規模の拡大は着実に進展しており、愛知県内でも大型酪農経営（年間出荷乳量1,000 t以上の経営体）、いわゆるメガファームが、2018年度には39戸となっています。

最大規模の経営体では、年間4,000 tを超える生乳を出荷しています。また、メガファームの生乳出荷量は、県内生乳出荷量の約46.2%を占める量となっており、その割合は、前年（約45.1%）より増加しています。

●肉用牛の1戸当たりの飼養頭数は130.0頭で全国第6位

2019年の肉用牛の飼養頭数は、前年に比べ3.6%減の40,700頭となりました。一方で、肉専用種の頭数は増加傾向にあります。（C図）。飼養頭数に占める乳用種頭数（29,100頭）の割合は、71.5%で全国平均（30.7%）を大幅に上回っています。また、乳用種飼養頭数に占める交雑種の割合は86.9%で、全国平均（64.3%）を上回っています。

一方、飼養戸数は、前年に比べ5.7%減の313戸となっており、1戸当たりの飼養規模は130.0頭（全国平均54.1頭）で、全国第6位になっています（B、D図）。経営タイプ別に見ると、乳用種肥育経営は、205戸となっています。



「空き牛舎有効活用推進協議会」の取組について

1 「空き牛舎有効活用推進協議会」の設立に係る背景

本県の乳用牛飼養戸数は、毎年10～15戸程度が廃業により減少し、これに伴い、飼養頭数も前年対比で3～5%程度減り、生乳生産基盤の維持が難しい状況となっています。こうしたことから、新たな担い手を確保し、飼養戸数の減少に歯止めをかけることが重要となっていますが、酪農は新規就農に係る初期投資の負担が大きいため、本県では新規参入者を確保することが難しい状況にあります。

こうした課題を解消するため、2015年度に愛知県酪農農業協同組合が中心となり「空き牛舎有効活用推進協議会」（以下、協議会）を設立しました。協議会は、廃業等で利用されなくなった牛舎を活用し、新たな担い手が円滑に酪農経営に参入できるよう支援体制を構築することを目的としており、県も協議会の構成員として参画しています。今回は、空き牛舎を活用した新規就農事例を紹介するとともに、酪農の担い手確保の取組についてもあわせて紹介します。

2 協議会の主な活動

(1) 新規就農支援

協議会では、初期投資を抑制しながら新規参入が可能となる支援体制について検討した結果、資金力のある企業的経営体が空き牛舎を取得するとともに、基幹的研修牧場として新規参入希望者を雇用し、技術や経営手法を身に付けさせ、空き牛舎をのれん分けや完全独立などにより分与する体制を進めていくこととしました。

2018年6月、このような就農システムを活用して、空き牛舎利用による新規就農者が誕生しました。本事例の新規就農者は、企業的経営体で従業員として夫婦で就労した後、夫は現在も企業的経営体で勤務し、妻が新規就農者として空き牛舎を取得しました。

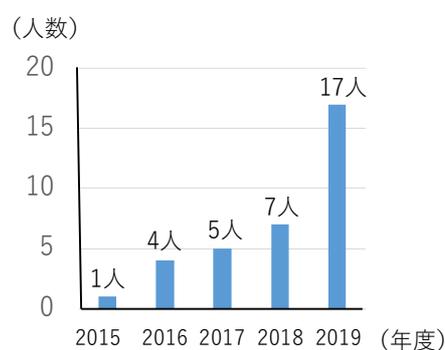
夫は企業的経営体の従業員として確実な所得収入・福利厚生が得られるとともに、勤務先の企業的経営体からの支援（飼料・敷料などの共同購入や従業員の派遣等）を受けることができます。

また、企業的経営体としても、従業員が退職せずすみ、人材が確保されていることで自農場の規模拡大や事業展開ができる等のメリットがあります。協議会では、新規就農者と企業的経営体の双方にメリットがある本事例を「兼業農家制」として推奨しています。

(2) 酪農講座の実施及び研修の受け入れ

酪農の担い手を県内外から確保するため、農業系大学を中心に酪農講座（出前講義）を行い、愛知県の酪農PRと新規参入者等の募集を積極的に行っています。協議会を立ち上げた当初は、酪農講座は年1～2回の実施でしたが、新たな農業系大学からの講義依頼もあり、2019年度は6校（岐阜大学、信州大学、愛知学泉大学、東京農業大学、日本獣医生命科学大学及び名古屋ECO動物海洋専門学校）で酪農講座を実施しました。酪農講座を継続して実施するに従い、大学生をはじめとした就農希望者の研修の受け入れ人数が年々増加しています。（A図）

A図 研修の受け入れ実績



※2019年度は、12月末現在

3 今後の取組方向

協議会では、今後も空き牛舎を活用した「兼業農家制」による新規就農を推奨し、就農希望者の新規就農を支援していきます。また、農業の担い手不足は、高齢化の進行等によりますます大きな課題となることが想定される中、未来に続く持続可能な酪農業に向け、担い手の確保に努めます。

豚・鶏の飼養動向

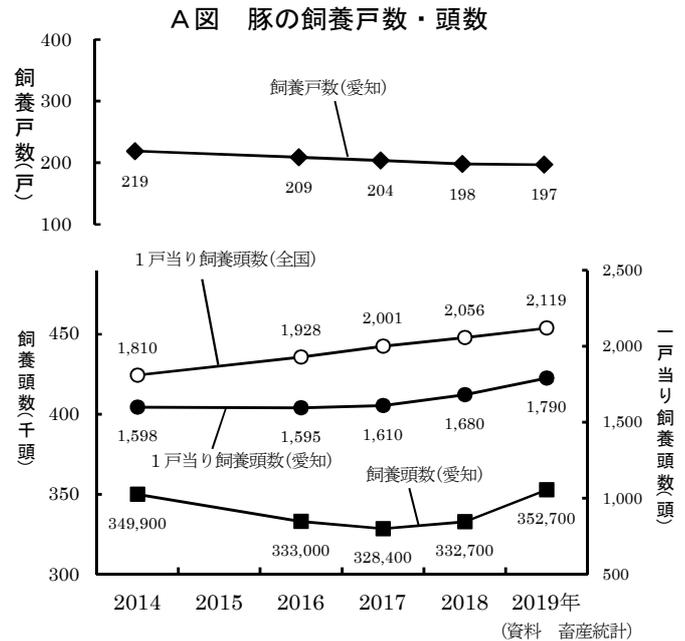
●養豚農家飼養頭数は対前年比6.0%の増加

2019年(2月1日現在)の豚の飼養頭数は、前年に比べ6.0%増の352,700頭(全国第9位)となっており、飼養戸数は前年に比べ0.5%減の197戸となっています。1戸当たりの飼養規模は2018年に比べ6.5%増の1,790頭(全国平均2,119頭)となっています(A図)。

また、子取り用雌豚の飼養頭数は、34,200頭で前年に比べて9.6%増となっています。

都市化の進展に伴う飼養環境の悪化、後継者不足などにより経営離脱が進む一方で、エコフィードの利用やブランド化による付加価値化に取り組むなど収益性の向上を図り経営継続に努めています。

なお、農家の規模拡大が進んでいますが、全国水準と比較すると中小規模の農家の割合が多い状況にあります。



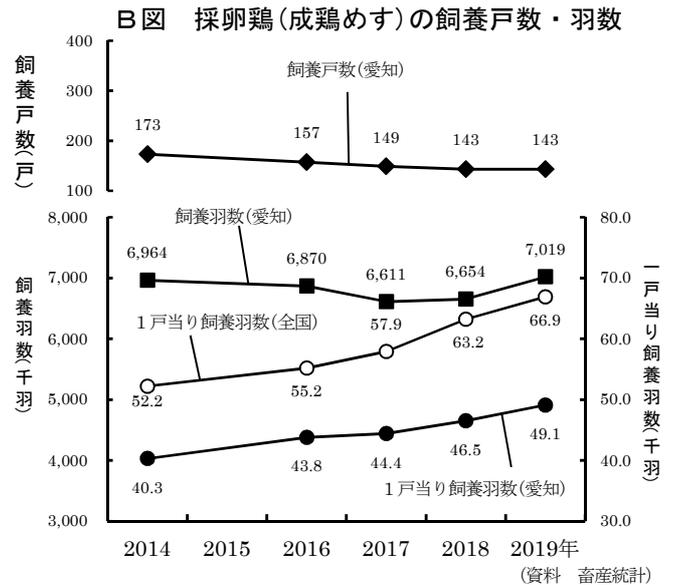
●採卵用成鶏雌飼養羽数は対前年比5.5%の増加

2019年の採卵用成鶏雌飼養羽数は、前年に比べ5.5%増の7,019千羽(全国第5位)となっています。

また、飼養戸数は、2018年と同じ143戸となっており、1戸当たりの平均飼養羽数は49.1千羽(全国平均66.9千羽)で、2018年に比べ増加しています(B図)。

全国的に大規模生産者の規模拡大が進む中、中小規模の割合が多い本県では、都市化の進展に伴う飼養環境の悪化や後継者不足などによる廃業により、飼養戸数は減少傾向にあります。

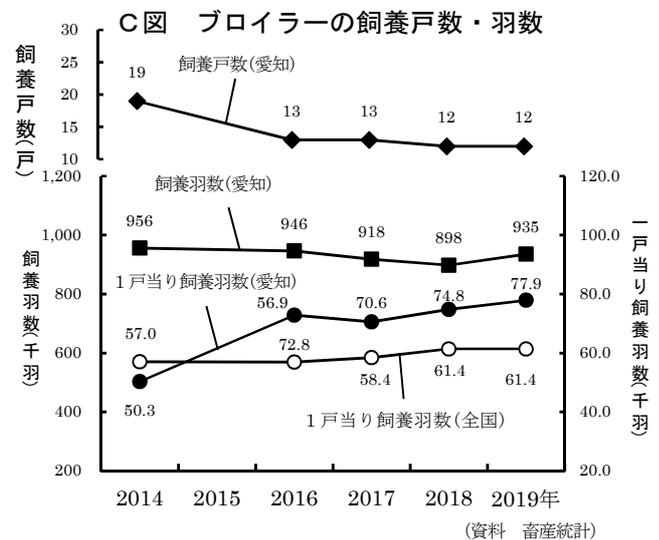
さらに、鳥インフルエンザを始めとする防疫対策の負担も増大しており、経営環境は厳しい状況が続いていますが、銘柄卵や高付加価値卵の導入、プリンなどの加工品の製造販売などにより経営改善を図っています。



●ブロイラーの飼養羽数は対前年比4.1%の増加

2019年のブロイラー飼養羽数は、前年に比べ4.1%増の935千羽となっています。全国の飼養羽数は、前年に比べ0.4%減の138,228千羽となり、本県の全国シェアは0.7%となっています(C図)。

また、飼養戸数は、2018年と同じ12戸となっており、1戸当たりの平均飼養羽数は77.9千羽(全国平均61.4千羽)で、2018年に比べ増加しています(C図)。



新「肉用名古屋コーチン」の流通について

1 名古屋コーチンについて

名古屋コーチンとは、明治半ばに中国のパフコーチンと尾張地方の地鶏をかけ合わせてできた卵肉兼用種であり、数ある地鶏の中で唯一、他の品種と交配させていない純粋種です。

名古屋コーチンは、愛知県が誇るブランド鶏で、全国的に知名度が高く、「地鶏の王様」とも言われています。

名古屋コーチンの肉は、よく締まって弾力に富み歯ごたえがあり、コクのあるうまみの特徴で、近年、グルメ志向や食の安全への関心の高まりから需要を伸ばしています。

2 新「肉用名古屋コーチン」の開発

2017年に愛知県農業総合試験場が、発育がよく産肉性に優れた新しい肉用名古屋コーチンを開発しました。

この新「肉用名古屋コーチン」は、生産効率の向上を目的として体型の大型化に重点を置いて改良が行われたことから、従来の肉用名古屋コーチンよりも体重が約10%増加し、肉味を損なうことなく生産性が向上しました。

【農業総合試験場で開発された
新肉用名古屋コーチン】



【肉用名古屋コーチンの体重（126日齢）】

	新型 (g)	従来型 (g)	新型/従来型 (%)
雄	3,172.3	2,951.7	107.5
雌	2,578.0	2,369.6	108.8

3 新「肉用名古屋コーチン」の供給

名古屋コーチンは、愛知県畜産総合センター種鶏場で種鶏の維持・増殖を行っており、種鶏場から民間ふ化場に種鶏を譲渡し、さらに民間ふ化場から生産者へ実用鶏が供給される体制となっています。

新「肉用名古屋コーチン」については、民間ふ化場から生産者へのヒナの譲渡が2018年11月から開始され、2019年春頃から消費者の元へ鶏肉が届くようになり、高い評価を得ています。

4 本県の取組について

生産者や流通業者の間では、消費者の需要に応え、年間の出荷羽数を現在の100万羽から150万羽、将来的には200万羽へ増産させることを目標に、生産体制の強化に取り組んでいます。

本県においても、名古屋コーチン種鶏の増産を目指し、畜産総合センター種鶏場の供給機能と防疫体制を強化するため、名古屋コーチン発祥の地である小牧市内への移転整備を進めるとともに、3月10日の「名古屋コーチンの日」に合わせたブランド力強化の取組を実施し、消費者へのPRを行っています。

今後、諸外国との貿易協定締結に伴い、輸入鶏肉の増加が予想されることから、生産者、関係団体、県関係機関との連携をこれまで以上に密にして、本県の特産である名古屋コーチンの生産・供給量の拡大を図っていきます。

農 業 災 害

2019年の気象災害による農業関係被害は、総額211,519千円で、過去10年間では6番目の被害額となりました。

特に、降ひょうの被害額が159,192千円と大きく、被害総額の75.3%を占めています。

●台風による被害は52,327千円

8月15日の台風10号では、水稲で2,366千円、果樹（いちじく、なし）で8,725千円の農作物被害があったほか、防鳥ネットの破損で60千円の施設被害があり、農業関係被害は計11,151千円となりました。

10月12日の台風19号では、野菜（にんじん、キャベツ等）で20,443千円、果樹（いちじく）で8,302千円、花き（ばら、洋花）で620千円の農作物被害があったほか、ビニールハウス等の破損等で11,811千円の施設被害があり、農業関係被害は計41,176千円となりました。

●降ひょうによる被害は159,192千円

11月11日の降ひょうでは、野菜（はくさい、キャベツ等）で10,690千円、果樹（かき、なし）で110,571千円、花き（ばら）で1,496千円の農作物被害があったほか、ビニールハウス及びガラス温室の破損等で36,435千円の施設被害があり、農業関係被害は計159,192千円となりました。

A表 過去の主な農業関係被害（2000年以降、被害額10億円以上）（単位：千円）

区 分		集中豪雨 (2000.9.11~12)	台風23号 (2004.10.20)	台風18号 (2009.10.8)	台風12号 (2018.7.28)	台風24号 (2018.9.30)
農 作 物 等	水陸稲	505,629	71,609	120,931	6,775	78
	野 菜	767,821	797,039	6,318,260	46,926	443,889
	果 樹	103,888	24,983	557,128	67,655	317,513
	その他	140,061	71,792	738,076	31,821	25,115
	小 計	1,517,399	965,423	7,734,395	153,177	786,595
畜 産	—	25,104	—	15,028	24,447	
施 設 等	916,150	115,711	140,974	832,860	2,433,874	
合 計	1,419,021	1,658,214	1,106,397	1,001,065	3,244,916	

その他：花き、植木、工芸作物、茶、豆類、桑、樹体等

施設等：農産園芸施設、畜舎等

（資料 農政課調べ）

気象災害による農業被害に対する国・県の支援策について

国及び県は、気象災害により農業被害が生じた場合の支援策として、農産物や施設被害の損失を補てんする農業共済制度や、災害復旧に使用可能な低利の融資制度を用意しています。

1 農業共済による補償

自然災害等により農産物・家畜・園芸施設に損害が生じた場合に共済金の支払われる、公的な保険制度です（A表）。

加入者の負担を軽減するため、掛金の原則50%を国が負担しています。

※補償を受けるためには、あらかじめ共済に加入している必要があります。

2 災害復旧に使用可能な制度資金

農業近代化資金や農林漁業セーフティネット資金など低利の資金が利用できます（B表）。

県は、各地の普及指導員等が被災農家の相談に対応するとともに、農業近代化資金の利子補給を行うなど、農家の負担軽減や早期復旧を支援しています。

A表 農業共済

区 分	加入率 ^{※1}	主な補償単位（最高補償割合）
農作物共済（水稻）	63.6%	農家単位（基準収穫量 ^{※2} の最高9割）
畑作物共済（大豆）	80.0%	農家単位（基準収穫量の最高9割）
果樹共済	ぶどう	農家単位（基準収穫量の最高7割）
	なし	
	かき	
園芸施設共済	43.2%	園芸施設単位（施設等の評価額の最高8割）

※1

・農作物共済及び畑作物共済の加入率は、2019年産作付面積に占める加入面積の割合

・果樹共済の加入率は、2019年産結果樹面積に占める加入面積の割合

・園芸施設共済の加入率は、2015農林業センサスの施設作付面積に対する2019年3月31日時点の引受面積の割合

※2

・基準収穫量とは、共済組合が耕地又は樹園地ごとにあらかじめ定めた平年の収穫量。

B表 災害復旧に使用可能な制度資金

利率は2020年3月18日現在

名称	対象者・貸付対象	融資限度額	貸付利率・融資期間（うち据置期間）
農業近代化資金	農業者、農業協同組合等 （災害復旧の用途での利用は認定農業者に限る）	事業費の80%以内 （認定農業者・集落営農組織は100%）	【認定農業者等】 0.10%※ 【その他の担い手】 0.10%※ ※県・国の利子補給後の利率
	被害を受けた温室、畜舎等の復旧・取得	【個人】1,800万円（特認2億円） 【法人】2億円	15年以内（7年以内）
日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金（スーパーL）	認定農業者 被害を受けた温室、畜舎等の復旧・取得	【個人】3億円 【法人】10億円 0.10%
	農林漁業施設資金（災害復旧）	農業者、農業協同組合、土地改良区等 被害を受けた温室、畜舎等の復旧・取得	負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額 0.10%
	農林漁業セーフティネット資金	農業者 災害等に起因する経営の維持・安定、再建を図るための資金	【一般】600万円 【特認】年間経費等の6/12以内 0.10%
	農業基盤整備資金	土地改良区、農業協同組合等 農地、牧野の新設、改良、造成及び復旧等の土地改良事業一般	地元負担額 0.10%
			25年以内

鳥獣被害

●全国の鳥獣被害金額は 157 億 7,740 万円

2018年度の全国の野生鳥獣による農作物被害金額は、約158億円で6年連続で減少しています。全体の約7割をシカ※、イノシシ、サルが占めています。 ※ シカは北海道のエゾシカを含む。

●本県の鳥獣被害金額は 4 億 3,459 万円、被害面積は 538ha

2018年度の本県の被害金額は、4億3,459万円（前年度比5%減）、被害面積は538ha（同39%減）でした（A、B図）。

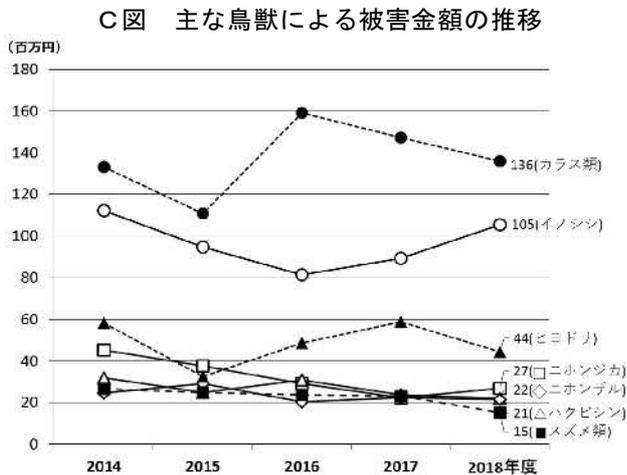
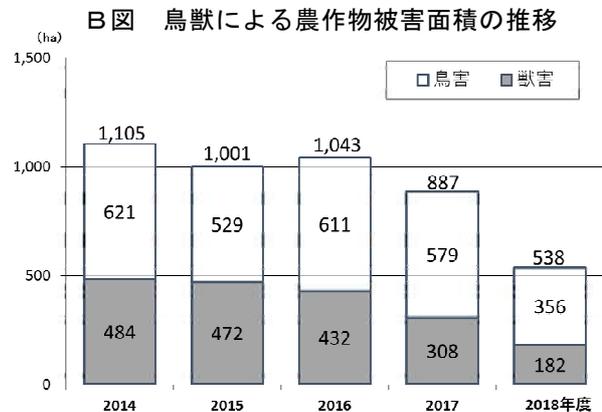
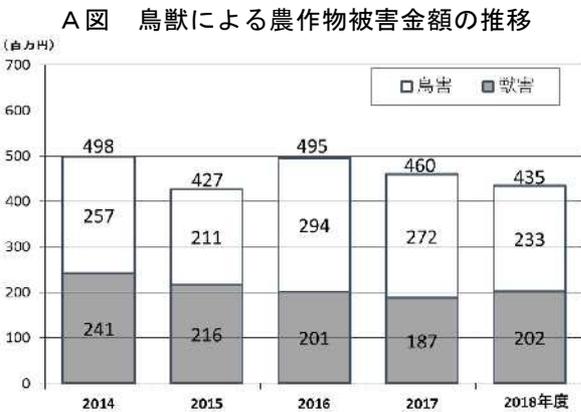
被害金額の内訳は、カラス類など鳥類が2億3,288万円（同14%減）、イノシシなど獣類が2億0,170万円（同8%増）、被害面積では、鳥類が356ha（同38%減）、獣類が182ha（同41%減）となっており、被害金額、面積ともに、鳥類が獣類を上回っています（A図）。

鳥獣の種類別では、鳥類は、カラス類の被害金額が最も大きく、次いでヒヨドリ、スズメ類の順となっており、獣類は、イノシシの被害金額が最も大きく、次いでニホンジカ、ニホンザル、ハクビシンの順となっています。ニホンザル、ハクビシンは前年度に比べ減少しましたが、イノシシ、ニホンジカは増加しました（C図）。

主な鳥獣の作物別被害金額は、多くの種類で野菜、果樹、稲が上位を占めています（D表）。

●鳥獣の被害防止計画の策定市町村は 32 市町村

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特措法）に基づき、2018年度末時点で32の市町村が被害防止計画を策定しています。被害防止計画を策定した市町村は、市町村、猟友会、農業者の代表等の関係機関からなる「鳥獣被害防止対策協議会」を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業により侵入防止柵の整備、捕獲檻の購入、有害鳥獣の捕獲経費支援等に取り組んでおり、2019年度は17市町村（13協議会）が取り組みました。



D表 主な鳥獣の作物別被害金額(2018年度)

種類	作物名				
	1位	2位	3位	4位	5位
鳥類	カラス類	果樹	野菜	稲	麦類
		66,826	43,816	18,193	2,936
		2,533			
鳥類	ヒヨドリ	野菜	果樹	その他	いも類
		35,938	8,072	244	74
		19			
鳥類	スズメ類	稲	麦類	野菜	果樹
		13,294	1,655	229	215
		19			
獣類	イノシシ	稲	果樹	野菜	いも類
		49,784	21,564	21,176	7,158
		1,391			
獣類	ニホンジカ	稲	野菜	飼料作物	果樹
		8,890	7,504	4,132	2,820
		1,576			
獣類	ニホンザル	野菜	果樹	稲	いも類
		11,750	5,136	3,103	972
		633			
獣類	ハクビシン	野菜	果樹	稲	いも類
		10,557	10,217	415	148
		58			

※上位5位までを示している。

(資料 A~C図、D表 農業振興課調べ)

イノシシによる農作物被害対策のポイント

県内の野生鳥獣による農作物被害の内訳をみると、獣類ではイノシシによるものが最大です。イノシシは農作物被害のみならず、掘り起こしによる畦畔や農道の損壊も深刻で、持続的な営農を脅かす要因となっています。そこで、イノシシ対策のポイントを解説します。

1 被害対策の基本「三本柱」

- ① 環境管理（イノシシを寄せない、居着かせない）
- ② 侵入防止（柵を設置してイノシシの侵入を防ぐ）
- ③ 捕獲・駆除（わな、猟銃で捕獲してイノシシを駆除する）

これら「三本柱」をすべて実践してこそ効果が得られます。「三本柱」の優先順位は、環境管理と侵入防止を実施後に捕獲・駆除という順です。イノシシが好む環境を放置し、田畑に侵入防止柵を設置せず、イノシシ駆除を依頼するだけでは事態は好転しません。勉強会で正しい知識を身につけることが第一歩で、まずは農業者自らできる対策を実践していくことが大切です。

2 課題と解決策

(1) 地域の合意形成

イノシシ対策は地域ぐるみで協力し、手段と目的を共有しながら進める必要があります。問題意識や地域活動に対する姿勢に個人差があるため、時間を掛けて話し合い、合意形成を図ることが重要です。強力なリーダーが存在すると着実に進展しますが、そのような人物が必ずいるわけではないため、市町村役場の担当や普及指導員による地域のサポートが望まれます。



対策のスタートは地域の勉強会

(2) 適切な対策の実践

見慣れた風景の中では、イノシシを寄せ付けてしまう環境は見落とされがちです。集落環境点検とハザードマップづくりが環境管理の基本です。

侵入防止柵は、適切に設置し管理することが重要です。たとえば電気柵はほ場を完全に囲い、最下段の柵線と地面の間隔が20cmで一定となるように設置し、常に3,000ボルト以上の電気パルスが供給されるよう管理します。

捕獲・駆除で個体数調整を図るには、成獣（性成熟後の個体）の捕獲が重要で、親子と一緒に活動する春～初秋には群での捕獲を目指します。愛知県農業総合試験場がメーカーと共同開発した群ごと捕獲に適する囲いわな「おりべえシリーズ」は、従来の箱わなに比べ警戒心が強い成獣も容易に誘引することができます。



群ごと捕獲に適する「おりべえシリーズ」

(3) 捕獲従事者の確保

イノシシを始めとする有害鳥獣捕獲は全国的に猟友会に業務受託されていますが、猟友会も近年では高齢化が進み会員数も減少傾向にあります。このため、今後は農業者が知識と技能を身につけ、捕獲を実践していく必要があります。愛知県内では一部の地域で農業者の鳥獣防除グループが活動しており、「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（環境省）」による捕獲補助活動の導入も進められています。

5 技術の開発・普及

農業試験研究

農業総合試験場では、「愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2020」に基づいて、4つの重点目標の達成に向けて、計画的に試験研究を行っています。

2019年度は、スマート農業技術の開発に関する課題など試験場全体で127の研究課題に取り組みました。民間企業や大学、農業団体等との共同研究は「中食水稻早生品種の開発」など20課題、農林水産省の競争的資金等による研究開発事業は「短時間変温管理法に基づく主要花き類の周年安定生産技術の開発」など36課題、場の総合力を生かして取り組む戦略的重要研究は「中山間地域の新規就農促進に向けたジネンジョの安定生産技術の開発」など5課題を実施しました。

●主な試験研究成果（2019年試験研究10大成果）

順位	研究成果
第1位	糖度が高く良食味なニホンナシ新品種「瑞月」（系統名：愛知梨3号）を開発
第2位	豚の新しい凍結受精卵移植方法「追い移植法」を開発
第3位	シマウマ？いえいえシマ「ウシ」です。新たな吸血昆虫対策を開発
第4位	新たな仏花用規格による輪ギク年3.5作体系を確立
第5位	4-5月どり寒玉系キャベツ品種の選定とその栽培技術を開発
第6位	水田畦畔における難防除雑草グリホサート抵抗性ネズミムギの防除法を開発
第7位	愛知の伝統野菜「天狗ナス」の仕立て法を確立
第8位	デジタル画像を利用したてん茶被覆法の判別技術を開発
第9位	落葉、枝の詰まりを軽減した立軸プロペラ式小水力発電装置を開発
第10位	DNAからサビダニ類の発生を簡易に検出する技術を開発



第1位 ニホンナシ「瑞月」



第3位 シマ模様を描いたシマ「ウシ」

●農業総合試験場山間農業研究所・東三河農業研究所公開デー

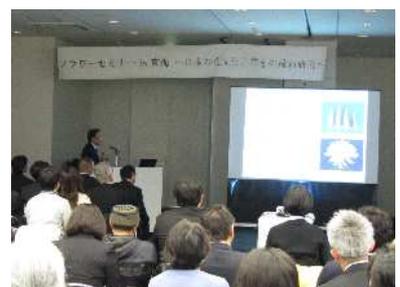
試験研究の成果を県民に広くPRし、農業への理解を深めてもらうため、5月19日に山間農業研究所（豊田市）及び11月30日に東三河農業研究所で「公開デー」を開催しました。研究成果の発表、生産物の販売、研究施設の見学、新品種等の展示などを行い、山間農業研究所では626名、東三河農業研究所では128名と多くの方が来場しました。



公開デー（東三河）

●フラワーセミナーin東海～日本の花文化と花きの最新研究～

本県を始め東海4県で組織する東海地域農業関係試験研究機関で、各県のオリジナル品種を一堂に集め、一般の方々に、それぞれの品種の特性とセールスポイントを知ってもらうため、「フラワーセミナーin東海」を1月29日にウインクあいちで開催しました。本県からは「かがり弁ギク」の開発経緯と特性を発表するとともに、普及拡大に向けたPRを行い、参加者114名と積極的な意見交換をしました。



フラワーセミナー

スマート農業に関する研究について

1 農業総合試験場のスマート農業に関する研究について

農業総合試験場では、あいちスマート農業技術研究方針に基づき、最新のモニタリング技術や環境制御技術、ICTなどを活用して、愛知県農業の生産性向上と労働負荷軽減を可能とする技術開発を進めています。

2 研究成果

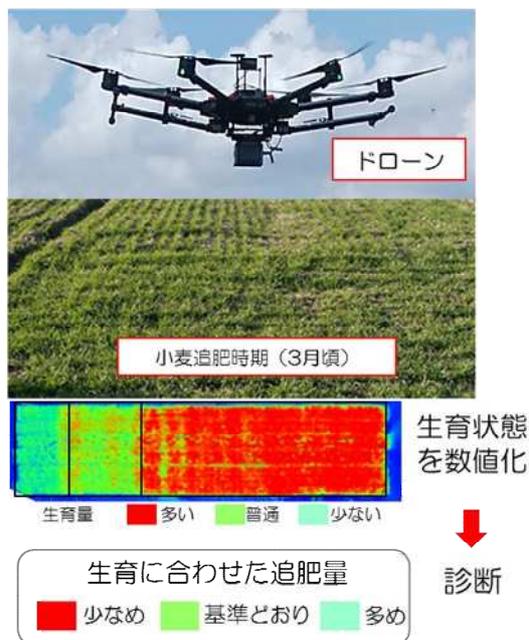
(1) 水田作におけるスマート農業に関する研究

小麦については、実需者から品質の安定化が求められており、そのためには生育に応じた追肥を行う必要があります。生産者は規模拡大に伴い省力的な管理技術を求めていることから、ドローンを使って、短時間かつ高精度に生育状況を推定できる技術を開発しました。現在、この推定結果から、追肥量のマップを作成し、可変施肥機により追肥を行う研究に取り組んでいます。また、2020年度から現地において実証を行います。

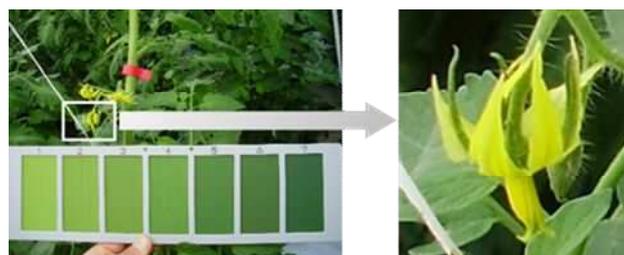
(2) 施設野菜におけるスマート農業に関する研究

「あいち型植物工場」の取組が進む中、生産現場からはより高収益な経営を実現するための高度な生産技術の開発が求められています。そのため、生育診断の簡易化や収量予測に対し有効な技術である画像解析技術の開発に取り組んでいます。トマトでは、デジタル画像を利用して花色を解析することにより着果程度の良否を判断し、適切な栽培管理に繋げる技術の開発を進めています。

イチゴでは、スマートフォンの映像から草高、葉面積、開花数、未熟果数を自動計測する技術を開発しました。また、より高度な環境制御により、高生産性、高品質を実現する技術の開発に取り組んでいます。



A図 ドローンによる小麦の生育診断



B図 画像解析によるトマト花色の評価

3 今後の取組

(1) 水田作

小麦だけでなく、水稻、大豆における各種センシング方法の開発を進めます。また、ICTを活用し、スマートフォン端末等で作物の生育予測を行う栽培管理支援ツール「Agrilook」について、JA あいち経済連及び名古屋大学と共同で研究を実施しており、これにセンシング情報を連携できるよう進めていきます。

(2) 施設野菜

主要品目において、より高度な環境制御技術を確立します。また、画像解析技術やビッグデータを利用し、生育診断データから数週間先の収穫量を予測するシステムの開発を行います。

普及指導活動

県内 8 か所の農林水産事務所農業改良普及課（以下「農業改良普及課」という。）に 196 人の普及指導員等を配置して、巡回指導等により直接農業者に接して普及指導活動や調査研究を実施しています。また、県内全域を担当する普及指導員（農業革新支援専門員）を農業総合試験場企画普及部広域指導室（以下「広域指導室」という。）に 12 人配置し、県域で取り組む課題の調整、試験研究との連携、普及指導員の資質向上等を行っています。

●普及指導活動で重点的に取り組む 4 つの課題

2016 年 3 月に策定した「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）において、「意欲ある担い手の確保・育成」、「産地の収益力向上に向けた取組の支援」、「環境と安全に配慮した農業の推進」、「活力ある地域づくりに向けた取組の支援」の 4 つの課題を設定し、重点的な普及指導活動に取り組むこととしています。

●計画的・重点的な普及指導活動の実施

農業改良普及課では、実施方針に基づくとともに、地域の農業や農村の実態、農政推進上の課題、農業者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえ、普及指導対象、推進事項、到達目標等を明確にした普及指導計画を策定し、71 の重点課題（普及事項数 369）を設定して、計画的・重点的な普及指導活動を実施しています（A 表）。

●技術の普及に向けた調査研究の実施

生産技術の体系化に向けた課題や普及指導計画の策定段階で抽出された課題について、農業改良普及課が現地で 106 課題の調査研究を実施し、課題解決を図っています（B 表）。

また、新技術・新品種等を現地で実証し、広域的な普及推進を図るため、広域指導室が中心となって、農業改良普及課と連携しながら、国の公募型事業である生産体制・技術確立支援事業 8 課題に取り組んでいます（C 表）。

A 表 部門別重点課題数等（2019 年度）

部門	重点課題数	普及事項数
担い手育成	9	55
作物	10	53
野菜	15	77
花き	11	58
果樹	9	49
畜産	8	34
地域営農	9	43
合計	71	369

B 表 年度別調査研究実施課題数

年度		2015	2016	2017	2018	2019
調査研究課題数		109	109	101	100	106
内訳	広域調査研究 ^(注1)	62	60	60	59	69
	地域調査研究 ^(注2)	47	49	41	41	37

(注 1) 広域的な課題設定に基づき、広域指導室と複数の農業改良普及課が連携して取り組む調査研究。

(注 2) 地域的な課題設定に基づき、農業改良普及課が単独で取り組む調査研究。

C 表 生産体制・技術確立支援事業の実施課題（2019 年度）

国事業名	課題名
生産体制・技術確立支援事業	○ 新技術導入によるキク類の栽培技術の高度化
	○ 「愛知梨 3 号」のブランド化に向けた栽培技術の確立
	○ 愛知県産ブランド米育成に向けた栽培技術の確立
	○ 施設野菜における「生育の見える化」による環境制御技術の高度化
	○ 一条植えセル成形苗全自動移植機フル活用によるキャベツ・タマネギの省力作付け体系の構築
	○ 新技術導入によるナシの病害虫防除体系の確立
	○ 県育成品種の大ヨークシャー種系統豚「アイリス W3」を活用したブランド豚肉の推進
	○ 水田土壌における新たな地力窒素評価法の確立

スマート農業の普及に向けた取組 ～スマート農業実証推進事業～

県では、スマート農業を普及するため、2019年度から「スマート農業実証推進事業」を推進しています。この事業は、スマート農業技術の実証を行う「実証事業」と、先端技術を取り入れた地域の新たな営農体系を検討する「推進事業」で構成しています。

今回は、西尾市で取り組んでいる「実証事業」について説明します。

1 実証事業の概要

実証事業は、国の事業「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」等（事業費 47 億円）を活用して実施しています。この事業は、実証農家、県、民間企業等で構成する実証グループ（コンソーシアム）が、国の研究機関である農研機構から委託を受け、先端技術を実際の栽培体系に導入し、生産から収穫・出荷までの一貫した経営効果を実証するものです。事業期間は 2019 年度から 2 年間で、全国から 252 件の応募があり、本県西尾市の取組を始め 69 件が採択されました。

2 西尾市における取組

西尾市一色町に実証ほ場（52 a）を設け、全国でもほとんど例のないロックウール培地によるきゅうり養液栽培の実証に取り組んでいます。具体的な内容は次のとおりです。

- ICTを活用して地上部及び培地内の環境データやきゅうりの生体情報をモニタリングし、データを組み合わせて栽培環境を最適化。
- AI等により、施設内環境、きゅうりの生育、管理作業の関連を解析し、計画的に労働力を投入する労働生産性の高い作業体系をモデル化。
- コンソーシアム構成員は、県（西三河普及課、農総試）を代表機関として、実証農家、国の試験機関である農研機構、豊橋技科大、JA 西三河、JA あいち経済連、トヨタネ(株)、(株)IT工房Z、PwC あらた有限責任監査法人 他
- 事業費 86,990 千円（2019 年度）
- 目標及び期待される効果
 - ・土地生産性の向上（10 a あたり収量：3 割向上）
 - ・労働生産性の向上（収量 1 t 当たり労働時間：10%減）

生産性の高いきゅうり経営を実現するとともに、実証結果を産地で共有・活用し、産地全体の収益力の向上を目指しています。

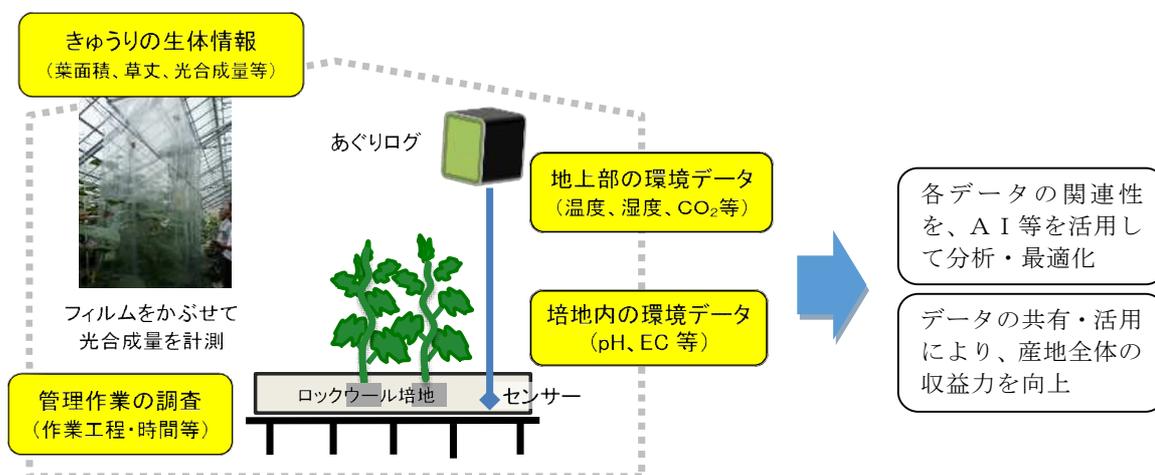


図 西尾市におけるスマート農業技術の実証の概要

6 流通・販売

農産物関連物価指数

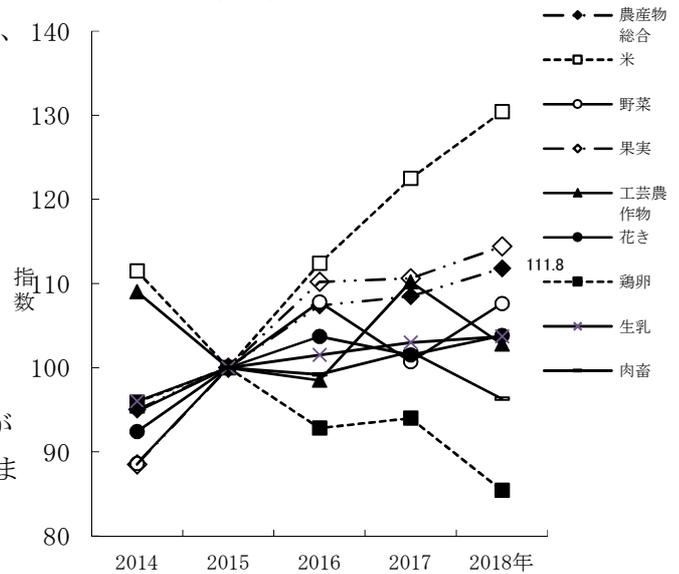
●農産物価の動向

2018年の全国の農産物価格指数（2015年=100）は、総合で111.8となり前年に比べて3.3ポイント上昇しました（A図）。部門別では、米が7.9、野菜が6.9、果実が3.8、花きが2.3、生乳が0.7ポイント上昇しましたが、工業農作物が7.4、鶏卵が8.6、肉畜が5.6ポイント下降しました。

農業生産資材価格指数（2015年=100）は、総合で100.7となり、前年に比べ1.9ポイント上昇しました（B図）。

部門別では、種苗・苗木が0.4、肥料が1.6、飼料が3.7、光熱動力が11.3、農機具が0.1ポイント上昇しました。

A図 農産物価格指数（全国）



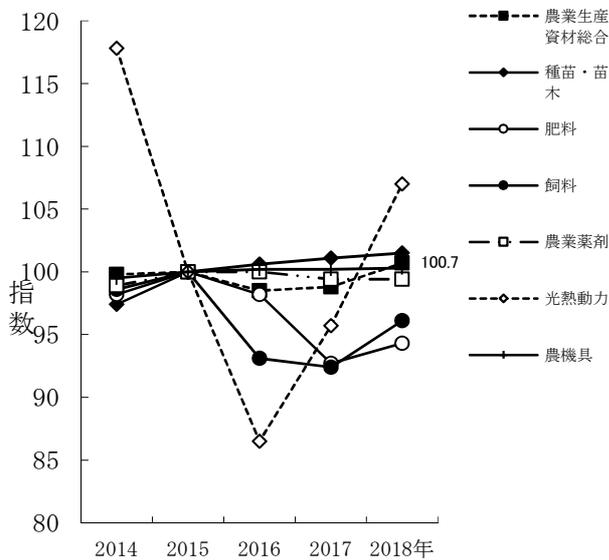
（資料 農業物価統計調査）

●名古屋市消費者物価指数の動向

2018年の名古屋市消費者物価指数（2015年=100）は、食料で103.4となり、前年より1.3ポイント上昇しました（C図）。

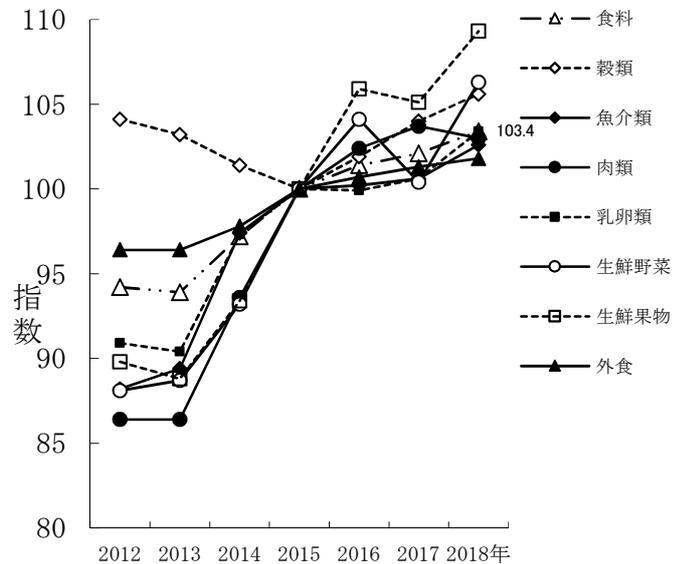
穀類が1.6、魚介類が2.0、乳卵類が2.8、生鮮野菜が5.9、生鮮果実が4.2、外食が0.5ポイント上昇した一方で、肉類が0.7ポイント下落しました。

B図 農業物価指数（農業生産資材）



（資料 農業物価統計調査）

C図 名古屋市消費者物価指数



（資料 名古屋市消費者物価指数年報）

主要な問題の解説

2018年度の食料需給について

1 国の食料自給率

2018年度の我が国の総合食料自給率（カロリーベース）は、主食用米の消費が減少する中、国内生産が前年並みとなったことや国産てん菜由来の砂糖の製造量の増加等のプラス要因があったものの、天候不順による小麦や大豆の国内生産が大幅に減少したことや牛肉、乳製品の輸入増等の影響により前年度より1ポイント減の37%となりました。

また、生産額ベースの自給率は、ホタテ貝等の輸出増による国内仕向量の減少や国産てん菜由来の砂糖の製造量の増加といったプラス要因があった一方で、需要期における白菜、キャベツ等の作柄良好による国産単価下落等のマイナス要因もあり、トータルとして前年度と同率の66%となりました（A表）。

食料自給率は、食料生産だけでなく、食料消費のあり方によっても左右されます。食料自給率の向上には、消費者ニーズに即した安全で良質な食料を供給するという生産面からの取組と、国産の食料を一層消費するという消費面からの取組を総合的に進める必要があります。

A表 国の食料自給率の推移

		2013	2014	2015	2016	2017	2018 (概算)	2025 目標
総合食料自給率（カロリーベース）		39	39	39	38	38	37	45
総合食料自給率（生産額ベース）		66	64	66	68	66	66	73
主食用穀物自給率		59	60	61	59	59	59	-
穀物（食用＋飼料用）自給率		28	29	29	28	28	28	-
主要品目別自給率	米	96	97	98	97	96	97	97
	小麦	12	13	15	12	14	12	16
	大豆	7	7	7	7	7	6	12
	野菜	79	79	80	80	79	77	92
	果実	40	42	41	41	40	38	41
	肉類（鯨肉を除く）	55	55	54	53	52	51	60
	うち牛肉	41	42	40	38	36	36	46
	うち豚肉	54	51	51	50	49	48	58
	うち鶏肉	66	67	66	65	64	64	70
	鶏卵	95	95	96	97	96	96	96
牛乳・乳製品	64	63	62	62	60	59	65	
魚介類	55	55	55	53	52	55	-	

（資料）食料需給表（農林水産省）

（注）2025目標は、食料・農業・農村基本計画（農林水産省）による

2 本県の食料自給率

国は、都道府県別の食料自給率を試算しています。

県の食料自給率は、県民1人が必要とする食料を県で生産される農林水産物でどの程度まかなえるかを示す指標であり、県の人口と食料生産のバランスを示す目安のひとつとされています。2017年度の本県のカロリーベース自給率は、前年度と同じ12%でした。

本県は、農業産出額が全国第8位に位置する有数の農業県ですが、人口が多いことに加えて、カロリーが低い野菜や自給率に反映されない花きの生産量が多いという特色があり、自給率は低くなっています（B表）。

B表 2017年度都道府県別食料自給率（カロリーベース）と人口割合及び農業産出額（2018）の構成比

	食料自給率（%） （ ）は全国順位	総人口に占める割合	2018 農業産出額の構成比（%）				
			米	野菜・果実	花き	畜産	その他
北海道	206(1位)	4.2	8.9	18.4	1.0	58.3	13.4
秋田	188(2位)	0.8	56.2	20.6	1.7	19.5	2.0
山形	137(3位)	0.9	33.7	47.6	2.8	14.6	1.3
...
愛知	12(42位)	5.9	9.5	42.6	17.4	27.8	2.7
...
神奈川	2(45位)	7.2	5.2	63.4	6.5	20.9	4.0
東京	1(46位)	10.8	0.4	69.6	15.4	8.3	6.3
大阪	1(46位)	7.0	22.0	65.4	5.1	6.0	1.5

（資料）都道府県別食料自給率、生産農業所得統計

青果物・花きの流通

●名古屋市中央卸売市場の野菜取扱数量は39万3千t、果実取扱数量は9万8千t

2018年の名古屋市中央卸売市場の野菜取扱数量は39万3千tで、5年前と比べて5千t減少(2013年比98.7%)しました。このうち、県内産野菜の取扱数量は6万5千tで、5年前と比べて1万4千t減少(同81.8%)し、取扱数量全体に占める比率は16.6%で、5年前の20.0%と比べて3.4ポイント減少しました。

また、果実取扱数量は9万8千tで、5年前と比べて2万2千t減少(同81.4%)しました。このうち、県内産果実の取扱数量は1万1千tで、5年前と比べ3千t減少(同76.9%)し、取扱数量全体に占める比率は10.9%で、5年前の11.6%と比べて0.7ポイント減少しました(A図)。

●県内地方卸売市場の野菜取扱数量は11万2千t、果実取扱数量は4万2千t

2018年の県内地方卸売市場の野菜取扱数量は11万2千tで、5年前と比べて3万4千t減少(同76.4%)しました。このうち、県内産野菜の取扱数量は4万5千tで、5年前と比べて1万5千t減少(同75.2%)し、取扱数量全体に占める比率は40.0%で、5年前の40.7%と比べて0.7ポイント減少しました。

また、果実取扱数量は4万2千tで、5年前と比べて1万5千t減少(同73.4%)しました。このうち、県内産果実の取扱数量は1万6千tで、5年前と比べて3千t減少(同84.8%)し、取扱数量全体に占める比率は38.7%で、5年前の33.5%と比べて5.2ポイント増加しました(B図)。

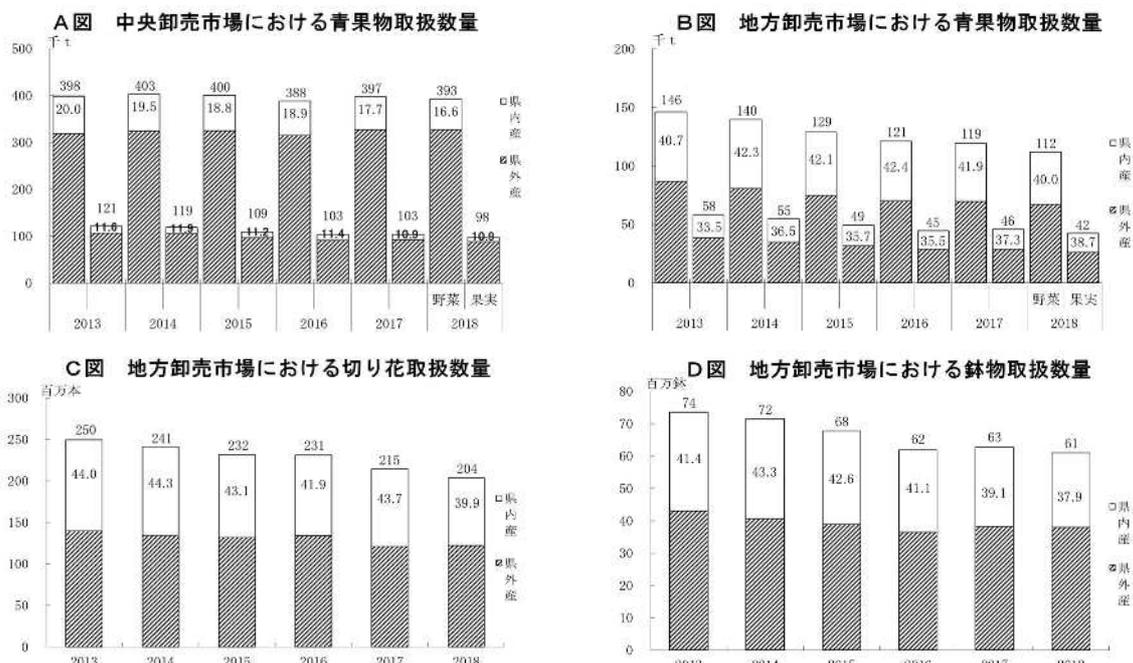
●県内地方卸売市場の切り花取扱数量は2億4百万本

2018年の県内地方卸売市場の切り花取扱数量は2億4百万本で、5年前と比べて4千6百万本減少(同81.6%)しました。このうち、県内産切り花の取扱数量は8千1百万本で、5年前と比べて2千9百万本減少(同74.0%)し、取扱数量全体に占める比率は39.9%で、5年前の44.0%と比べて4.1ポイント減少しました(C図)。

●県内地方卸売市場の鉢物取扱数量は6千1百万鉢

2018年の県内地方卸売市場の鉢物(花壇用苗物等含む)の取扱数量は6千1百万鉢で、5年前と比べて1千3百万鉢減少(同83.0%)しました。このうち、県内産鉢物の取扱数量は2千3百万鉢で、5年前と比べて7百万鉢減少(同75.9%)し、取扱数量全体に占める比率は37.9%で、5年前の41.4%と比べて3.5ポイント減少しました(D図)。

※対2013年比は、市場年報等の数値により計算。



※グラフ内の数値は、県内産の割合を示す。

(資料) 名古屋市中央卸売市場年報 愛知県地方卸売市場年報

卸売市場法改正に伴い卸売市場に期待される取組について

1 改正卸売市場法の概要

卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進する目的のもと、改正卸売市場法が2018年6月22日に公布され、2020年6月21日に施行されます。

生鮮食料品等の公正な取引の場として、6つの共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督することとなります。

2 法改正に伴い卸売市場に期待される主な取組

卸売市場では、6つの共通の取引ルールのほかに、その他の取引ルールとして、第三者販売や直荷引き等についての遵守事項を定めることができます。

また、法改正に伴い、今後は各卸売市場の取引実態に応じて、次のような創意工夫をいかに事業展開が期待されます。

	取 組	主 な 内 容
①	流通の効率化	<ul style="list-style-type: none"> トラックバース（トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬入搬出を行うことができること）の整備 ハブ・アンド・スポーク（複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後他の卸売市場へと転送すること）
②	品質管理及び衛生管理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> 低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保 品質管理認証の取得に必要な衛生設備等の整備
③	情報通信技術その他の技術の利用	<ul style="list-style-type: none"> 低温卸売場の温度管理状況、保管施設の在庫状況等を事務所にいながらリアルタイムで把握できるようにするなどの効率的な商品管理
④	国内外の需要への対応	<ul style="list-style-type: none"> 加工施設や小分け施設の整備 加工、包装及び輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備
⑤	関連施設との有機的な連携	<ul style="list-style-type: none"> 市場まつり等卸売市場の役割に支障を及ぼさない範囲での施設の有効活用

その他、卸売市場には、次のような取組に努めることが求められます。

	取 組	主 な 内 容
①	災害時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画（BCP）の策定 地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結
②	食文化の維持及び発信	<ul style="list-style-type: none"> 多種多様な野菜及び果物、魚介類、肉類等の食材の供給 小中学生や消費者との交流
③	人材育成及び働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> 労働負担を軽減する設備の導入 休業日の確保や女性が働きやすい職場づくり

畜産物の流通

●生乳の県内充足率は約75%

2018年の生乳生産量は、167千tと前年に比べ5.0%減となっています。一方、生乳の処理量（県外向けを含む）は、県内生産を上回る223千t（前年比97.5%）となっています。このため、2018年の生乳処理量に対する県内生乳生産量の比率（県内充足率）は、75.1%となり、不足分（55千t）は、主に北海道、静岡、三重等から移入されています（A図）。

●鶏卵の生産量は108千tで前年横ばい

2018年の鶏卵生産量は前年比1.0%増の108.1千t、全国総生産量の4.1%を占め全国第6位となっています（B図）。

●肉用牛（成牛）のと畜頭数は19千頭で前年横ばい

2018年の肉用牛のと畜頭数は19千頭で、このうち県内産が80.2%と大部分を占めています。県外産は静岡県、鹿児島県、茨城県、宮崎県などが上位を占めています（C図）。

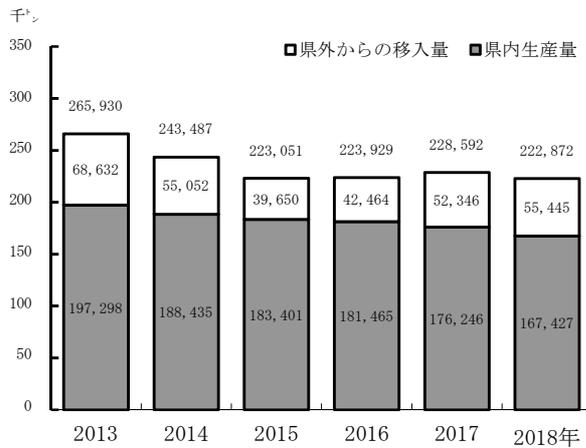
●豚のと畜頭数は532千頭で前年費2.2%増

2018年の肉豚のと畜頭数は532千頭で、このうち県内産が86.2%と大部分を占め、県外産は隣県の岐阜県や三重県が占めています（C図）。

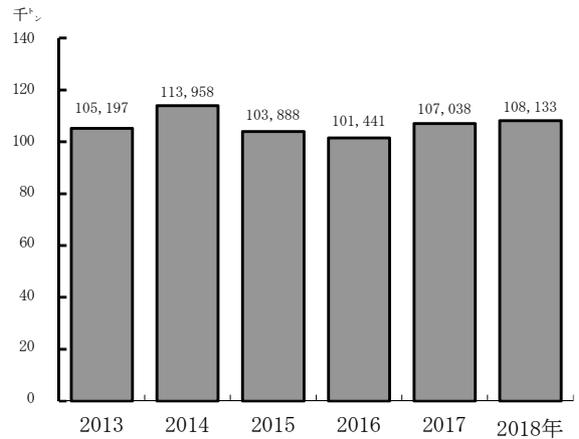
●ブロイラーの出荷羽数は5,305千羽で前年比9.5%増

2019年のブロイラー出荷羽数は5,305千羽で前年に比べ9.5%の増加となっています（D図）。

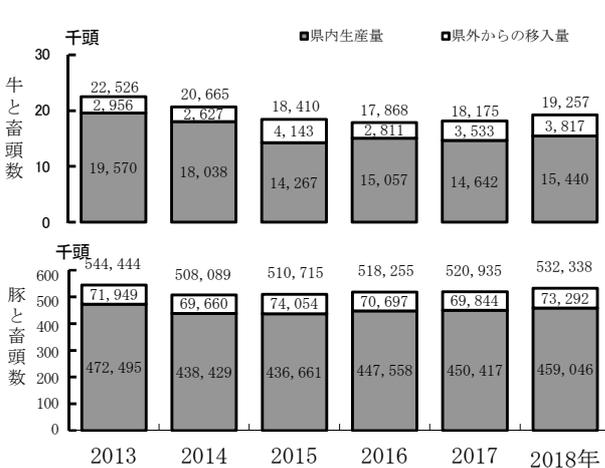
A図 生乳の流通状況（県内処理量）



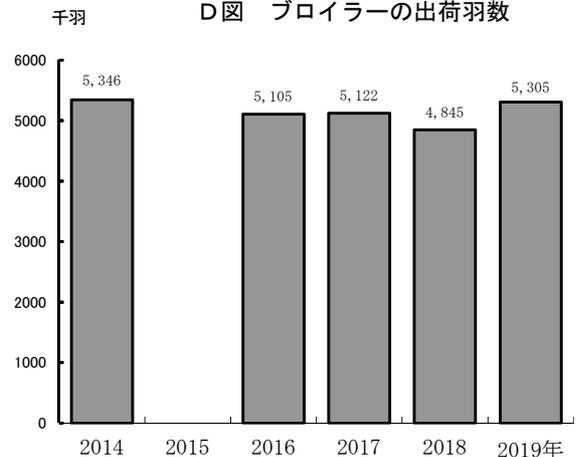
B図 鶏卵の生産量



C図 肉畜の県内と畜状況



D図 ブロイラーの出荷羽数



A図～C図 出典：畜産物流通統計

D図 出典：畜産統計 ※2015年は統計データなし

家畜市場の再編整備について～あいち家畜市場が誕生しました～

1 家畜市場とは

家畜市場とは、家畜（牛・馬・豚・羊・山羊）の公正な価格による取引のために開設される市場であり、本県には牛の取引のために開設されている家畜市場があります。養牛農家は子牛の生産を行う繁殖農家とその子牛を肥育する肥育農家に分かれており、家畜市場は両者間での公正な子牛取引の場を担っています。

2 これまでの県内家畜市場について

県内の酪農家や和牛繁殖農家から出荷される肉用子牛の約7割は、出荷月齢や品種に応じて、JAあいち経済連が運営する豊橋家畜市場及び新城家畜市場に集まり、肥育農家に販売されていました。

しかし、これら2つの家畜市場は、開場から40年以上が経過し、施設の老朽化、周辺の住宅地の進展等に伴い、効率的な運営継続に支障をきたしていました。

3 新たな肉用牛振興の拠点「あいち家畜市場」の誕生

こうした家畜市場の状況を踏まえ、JAあいち経済連では、市場利便性の向上、流通の合理化を進め、取引価格の安定を図るため、2つの家畜市場を再編統合した新家畜市場「あいち家畜市場」を豊橋市の臨海部「東三河臨海工業用地 御津2区」に整備し、2020年4月に操業を開始しました（A図）。

あいち家畜市場の場所は、子牛生産の主要地である豊橋市・田原市と、新城市の中間地点であり、県内の生産者が出荷しやすい場所にあります。また、東名高速道路や国道23号線からの交通アクセスが良好で、広域からの購買者の参集とともに、隣接県からの子牛の出荷を促すことにつながり、さらなる市場の活性化が期待されます。

市場内は、家畜誘導レール等、近代的で利便性に優れた機能を備えています。またセリ場内は冷暖房が完備され、購買者控室も別棟に設置する等、利用者が利用しやすい市場となっています。さらに、大型トラックにも対応できる車両消毒ゲート、洗車場等を備え、家畜疾病対策にも力を入れています。

あいち家畜市場の活性化により、肉用牛生産基盤が強化され、県内肉用牛飼育頭数の増加につながるよう、県としてもバックアップを行っていきます。



【A図 家畜市場の配置図】



【B図 あいち家畜市場外観イメージ】

食育の推進

●愛知県食育推進ボランティアから食育を学んだ人数は106,750人

2019年度末の愛知県食育推進ボランティアの登録者数は1,004人で、構成団体等別では、県食生活改善推進員協議会が613人（全体の61.1%）、県栄養士会が72人（全体の7.2%）などとなっています。

2018年度の食育推進ボランティアから食育を学んだ人数は106,750人で、前年度より6,131人減少しました（A図）。

●いいともあいちネットワークの登録会員数は1,649会員

2019年度末のいいともあいちネットワークの登録会員数は、1,649会員で前年度末より54会員増加しました。

2019年度末のいいともあいち推進店の登録店数は、1,234店で前年度末より77店増加しました。そのうち、販売店は931店で前年度末より58店増加し、飲食店は303店で前年度末より19店増加しました（B図）。

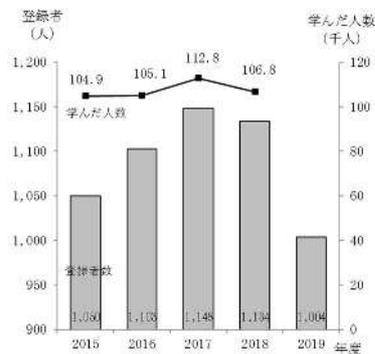
●農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合（名古屋市を除く）は77.8%

2019年度の農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合（名古屋市を除く）は、77.8%で、前年度より0.4ポイント増加しました（C図）。

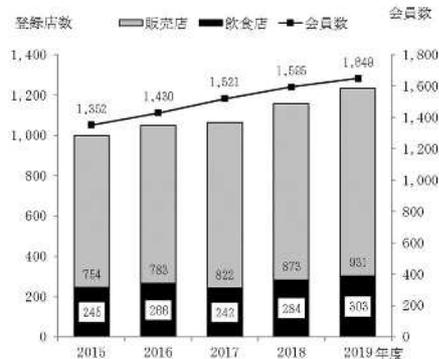
●学校給食において地域の産物を活用する割合は39.3%

2019年度の学校給食において地域の産物を活用する割合（全食品数に占める県産食品数の割合）は39.3%で、前年度より4ポイント増加しました（D図）。

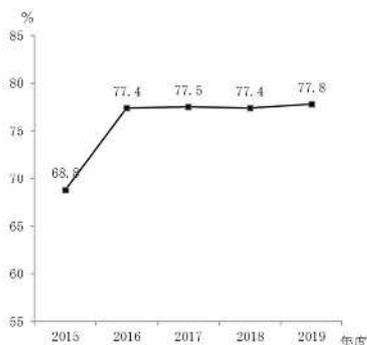
A図 食育推進ボランティアの登録者数及び食育推進ボランティアから学んだ人数の推移



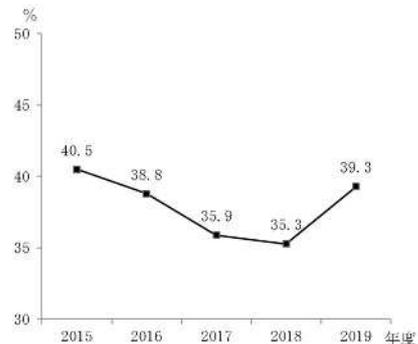
B図 いいともあいちネットワーク会員数及び推進店登録数の推移



C図 農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合（名古屋市を除く）



D図 学校給食に地域の産物を活用する割合の推移



（資料 食育消費流通課調べ（A図、B図）、教育委員会調べ（C図、D図））

あいち食育いきいきプラン 2020 の推進について

愛知県では、食育基本法に基づき、県民一人一人が食の大切さを理解して、主体的に食育に取り組むための指針として、2016年3月に第3次愛知県食育推進計画である「あいち食育いきいきプラン2020」を作成しました。

2018年度は、プランの計画期間の中間年にあたることから、プランの目標として掲げている13の項目の27の数値目標の進捗状況を確認しました。

1 中間年度（2018年度）における目標達成状況

(1) 食を通じて健康な「**体**」をつくるための目標（18目標のうち2目標で達成）

・小学5年生及び高校2年生の「肥満の割合」は目標を達成

（小5：7.2%→6.0%（目標：6%以下）、

高2：8.0%→7.0%（目標：8%以下）

・「朝食の欠食割合」、「朝食に野菜を食べている小中学生の割合」、「野菜の摂取量」、「肥満・やせの割合」及び「健康な歯を持つ人の割合」

の項目において、9目標で改善

(2) 食を通じて豊かな「**心**」を育むための目標（5目標のうち達成は0）

・「農林水産業に親しむ県民の割合」や「学校給食における地域産物の活用」の項目において、3目標で改善

(3) 食を通じて「**環境**」に優しい暮らしを築くための目標

（2目標のうち1目標で達成）

・「エコファーマー新規累計認定者数」は目標を達成

（5,360人→5,637人（目標：5,600人以上））

(4) 食育を「**支える**」ための目標（2目標のうち1目標で達成）

・「食育推進ボランティアから食育を学んだ人数」は目標を達成

（9.1万人/年間→10.7万人/年間（目標：10万人/年間））

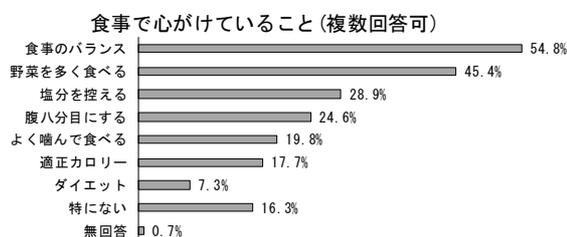
・「いいともあいち運動を知っている人の割合」は改善



2 概評

あいちの食育の目標として挙げている13項目の27の数値目標のうち、4目標で達成、13目標で改善がみられましたが、全体の37%にあたる10目標は改善がみられませんでした。

また、「望ましい食生活の実践」に関連して県政世論調査を実施した結果、「食事のバランス」や「野菜を多く食べる」などを食事で心がけていると答えた県民の割合は半数程度ありましたが、まだ改善の余地があると考えられます。



今後も、県民一人一人が食育を実践できるよう、県、市町村、団体、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、目標年度である2020年度に向けてさらなる取組を推進します。

なお、「あいち食育いきいきプラン2020」については以下のwebページに掲載しています。

参考 「あいち食育いきいきプラン2020」

<https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/plan/index.html>

農林水産物の輸出・6次産業化

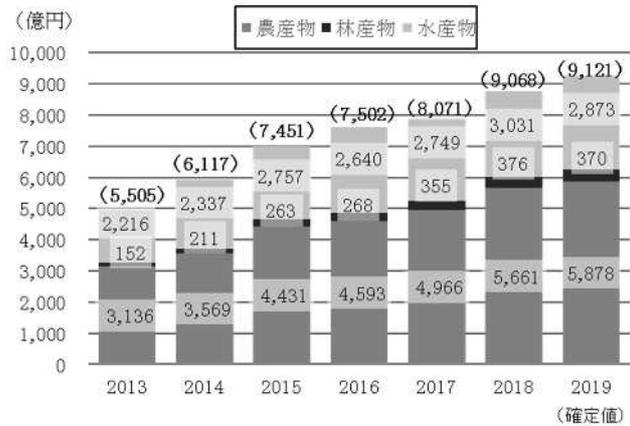
農林水産物等の輸出

●2019年全国の農林水産物等の輸出額は9,121億円

農林水産物等の輸出額については、世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展による富裕層の増加等により順調に増加しており、2019年は9,121億円で前年に比べて約0.6%増加しました(A図)。

●本県からは、茶、鶏肉、柿等を輸出

2019年に輸出された農産物には茶、鶏肉、鶏卵、柿、ハクサイ、桃、カンキツ、キャベツ、大葉、鉢花、切花などがあり、米国、香港、シンガポール、欧州、台湾などに輸出されています(食育消費流通課調べ)。



A図 全国の農林水産物等の輸出額の推移

(注)2019年における我が国の農林水産物の輸入額は、約9兆5,198億円。(資料:財務省「貿易統計」)

6次産業化

六次産業化・地産地消法が2011年に施行され、県は6次産業化サポートセンターを2013年度から毎年度設置し、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援しています。

●農業関連事業販売総額は595億円で全国第12位

2017年度の農業関連事業の販売総額は595億円(全国の販売総額2兆1,044億円)で全国第12位となっています。年間総販売金額に占める業態別の割合をみると、農産物直売所が最も高く8割を占め、次位の農産物加工と合わせると全体の94%を占めます(B図)。

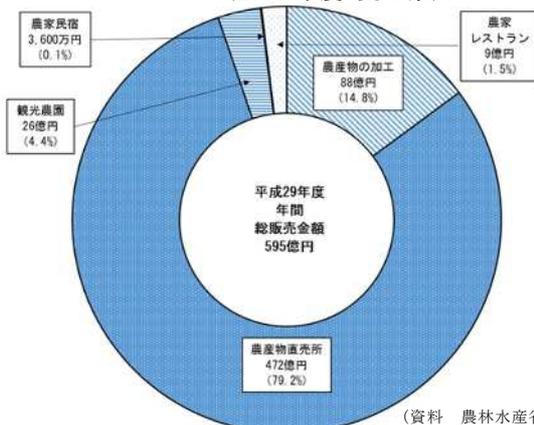
●六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は81件で全国第7位

2019年度までの六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、81件で全国第7位となっています(C表)。

●6次産業化を支援する「6次産業化プランナー」の派遣回数は延べ226回

2019年度の愛知県6次産業化サポートセンターの6次産業化プランナー派遣回数は延べ226回となり、総合化事業計画の構築、総合化事業計画の目標達成のための販売戦略や商品開発について支援しています。

B図 農業生産関連事業の年間総販売金額 (2017年度 愛知県)



(資料:農林水産省「6次産業化総合調査」)

C表 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数 (2019年度)

順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	
都道府県	北海道	兵庫県	宮崎県	長野県	熊本県	岡山県	宮城県 愛知県	全国計
認定件数	156	118	112	99	89	85	81	2,536

(資料:農林水産省公表値)

中部国際空港を活用した輸出促進の取組について

全国における農林水産物の輸出額は 2013 年から 6 年連続で増加しており、2019 年は 9,121 億円と前年に比べ約 0.6% の増加となっています。

本県においては、県産農産物の輸出促進のため、外国人の嗜好性に係る情報を収集するとともに、海外での認知度向上を図るため、中部国際空港の国際線制限エリア内で生鮮食品や加工品を販売する店舗「Centrair OISHII Premium Selection ショップ」(以下「ショップ」という。)に愛知県の農産物コーナーを設置し、旬の県産農産物の販売を行うとともに、外国人の嗜好性調査を実施しました。

1 ショップにおける県産農産物の販売

ショップ内に設置した愛知県の農産物コーナーでは、J A グループ愛知及び関係市町村と協力し、季節に応じた農産物を一口サイズにカットしてカップ詰めにした商品を中心に販売しました。

ショップは出国審査を終え、飛行機搭乗まで滞在する外国人が主要な購買客であり、家族連れや友人グループの外国人旅行者が県産農産物を購入していく様子が見られました。



ショップの様子

参考 「Centrair OISHII Premium Selection ショップ」 Web ページ
https://www.centrair.jp/special/oishii_p/

2 外国人の嗜好性調査の実施

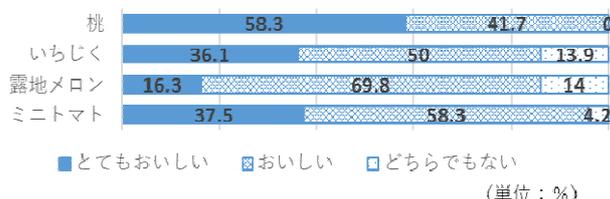
ショップで販売する農産物について、外国人の嗜好性調査として、ショップ及び国際線の搭乗口付近において、試食宣伝を兼ねた調査を行いました。調査においては国産農産物の主要な輸出先である香港の旅行者をメインターゲットとし、試食を行うとともに、味や食感、自国に帰った際の購入希望等についてアンケート形式で調査しました。

調査の結果、どの品目においても食味・食感・外観等について概ね好意的な評価が得られ、「甘くて美味しい」といった意見が多く寄せられました。



アンケート調査の様子

食味はどうですか？



アンケート調査の結果 (抜粋)

3 まとめ

今回の調査により産地が外国人の嗜好性を把握し、これに応じた販売戦略が検討されることで、県産農産物のさらなる輸出拡大が期待されます。

また、今回の取組のほか、県産農産物等の輸出拡大に向けた支援として、国内における海外事業者との商談機会の創出や海外商談会への出展支援等を実施しています。今後は、今回の取組産地を海外事業者との商談会参加につなげていくなど、新たな輸出事業者の育成と輸出の拡大に取り組んでいきます。

7 時の話題

農福連携の取組について

「農福連携」は、担い手の高齢化と減少が進む農業分野と、障害者らの働く場の確保を求める福祉分野が連携して双方の課題を解決することができる取組として、2018年度から農業経営課の主催で農業者、福祉関係者、農業団体、市町村担当者などを対象としてセミナーや現地見学会を実施し農福連携に対する理解促進を図ってきました。2019年度は以下のとおり取組内容を拡大して農福連携を推進しました。

1 あいち農福連携推進協議会の設立

2018年度までの「農福連携連絡会議」を拡充して、「あいち農福連携推進協議会」を5月に設立しました。協議会の構成員は農業水産局・福祉局・労働局、教育委員会事務局、県立農業大学校、さらに外部団体のJA愛知中央会、障害者就労支援団体も加え推進体制を強化しました。11月には構成員に名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を加え、連携の輪を拡大しました。

2 農福連携相談窓口の設置

農業者や福祉事業所のニーズの把握や具体的なマッチング業務を進めることを目的として、愛知県がJA愛知中央会に委託して7月に窓口を設置しました。窓口には専任のコーディネーターを配置し、地域のJAと協力して作業委託のマッチングを進めています。2019年度はハウレンソウ、チンゲンサイ、タマネギ、ミカン、スプレーギク、カーネーションの6事例でマッチングを実施しました。

3 農福連携セミナー

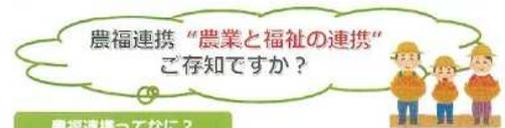
農福連携に関する啓発のため、農業者、福祉事業所関係者、市町村担当者、農協職員を対象に8月にセミナーを開催しました（参加者140名）。知識を得るだけでなく、セミナー後は参加者のネットワークづくりに活用されました。

4 農福連携現地見学会

農作業委託の実際を学ぶため、農業者、福祉事業所関係者、市町村担当者、農協職員を対象に先進事例の静岡県浜松市の農場を見学するバスツアーを開催しました（参加者45名）。ミニトマト農家と露地野菜農家を見学して話を聞き、作業イメージをつかむことができました。

5 その他の取組

- ・福祉事業所向け農業研修：農業大学校の研修として、10月に開催し26名の福祉事業所職員が参加して「農業技術の基礎」を学びました。
- ・農福連携サポーター養成研修：2020年1月に、農業者や農業団体、行政職員など対象に農福連携を実践する人材育成を目的とし障害者に農作業をしてもらう時の注意点などを学びました。



農福連携ってなに？

農業分野と福祉分野双方の課題を解決しながら、双方に利益があるWin-Winの関係を作り上げる取り組みです。

農福連携推進の目的は？

農業分野においては障害のある方に農作業を行ってもらい、福祉分野においては、農の福祉力によって障害のある方に自信や生きがいを持ってもらうことで、地域を豊かにしていくことを目的としています。

農福連携の方法は？

「愛知県農福連携相談窓口」を設置し、農業分野・福祉分野の双方からの取り組みを支援します。

「愛知県農福連携相談窓口」の主な業務（施設外就労の定着化支援）

- ◆農業者や障害者施設（作業所）等の意向把握
- ◆障害のある方に適した農作業の整理
- ◆障害のある方の施設外就労に向けた支援（農業・福祉のコーディネーターを配置）

※「施設外就労」とは、障害のある方と障害者施設（作業所）の職業指導員さんがユニットを組み、請け負った作業を現地で行う活動のことです。個人との雇用契約ではありませんので社会保険等の加入は不要です。また作業報酬は、作業量や内容に応じて障害者施設（作業所）へ支払います。



マッチング啓発用チラシ



露地野菜農家の作業現場を見学



第73回全国お茶まつり愛知大会について

「全国お茶まつり」は“日本茶業の将来を展望し、全国茶業関係者の総力を結集して各種事業を展開し、茶の生産改善と消費の拡大を図り、もって我が国茶業の発展に資する”という趣旨で、全国の茶主産地の回り持ちで毎年開催されています。主な行事は①全国茶品評会②全国茶生産青年の集い③大会式典④茶PRイベントで、2019年は15年ぶりに本県で開催されました。

1 第73回全国茶品評会

(1) 日 時 2019年8月27日（火）～30日（金）

(2) 場 所 西尾コンベンションホール

(3) 内 容

ア 審査員 国や府県の茶研究機関職員など20名

イ 出品数 全国19府県から8部門に計920点

ウ 審査項目 茶葉の外観、浸出液の香り・色・味、茶殻の色

エ 主な成績（愛知県分） てん茶の部で西尾市の(有)ヤマフジ製茶^{いながきひろのり}稲垣宏紀氏が最高賞である農林水産大臣賞を受賞

(4) その他 2019年9月19日（木）に西尾コンベンションホールにおいて
出品茶入札販売会を開催（全国から164社の茶販売業者が参加）



審査の様子

2 第36回全国茶生産青年の集い

(1) 日 時 2019年11月15日（金）

(2) 場 所 西三河農業協同組合本店

(3) 内 容（第36回全国茶生産青年茶審査技術競技会）

ア 選手数 全国14府県の若手茶生産者90名

イ 競技内容 茶の生産地や品種を当てて、審査技術と判定能力を競う

ウ 主な成績（愛知県分） 団体の部（5名1チーム）で愛知県Aが1位、愛知県Bが2位
個人の部で6名入賞（上位10位まで入賞）



競技会場

3 第73回全国お茶まつり愛知大会 大会式典

(1) 日 時 2019年11月16日（土）

(2) 場 所 西尾市文化会館

(3) 内 容 品評会表彰、茶業功績者（前愛知県茶業連合会
会長の石川^{いしかわてつお}哲雄氏等）表彰

(4) 参加者 知事、日本茶業中央会上川^{かみかわようこ}陽子会長、
藤木^{ふじきしんや}真也農林水産大臣政務官など820名



式典の様子

4 茶PRイベント

(1) 日 時 2019年11月16日（土）、17日（日）

(2) 場 所 西尾市文化会館、西尾公園総合グラウンド

(3) 内 容 抹茶の呈茶、全国のお茶の試飲会、品評会出品茶の展示・販売

※西尾市等主催「西尾の抹茶博」が同時開催（抹茶スイーツフェスや産業物産フェア等）

(4) 参加者 2日間で4万人（同時開催行事含む）



イベントの様子

2019年北京国際園芸博覧会への出展について

日本一の生産を誇る本県の花きをPRし、世界に向けた本格的な輸出の足がかりとするため、中華人民共和国北京市延慶区で開催された2019年北京国際園芸博覧会（以下「北京国際園芸博」）に、県は農業団体等と実行委員会を組織し、県内の花きを使ったPR出展を行いました。

また、県などの育成品種「かがり弁ぎく」を国際園芸家協会が主催した国際菊花コンテストの「新品種部門」に出品しました。

1 北京国際園芸博について

北京国際園芸博は、国際園芸家協会及び国際博覧会事務局認定のA1クラスの国際園芸博覧会です。北京市延慶区で「緑色生活美麗家園（仮訳：緑の生活より良い生活）」をテーマに、2019年4月29日から10月7日（162日間）まで開催され、105カ国、13国際機関が参加し、934万人の来場者がありました。

2 愛知県の出展について

(1) 出展時期

2019年9月14日（土）から9月27日（金）まで14日間

(2) 出展場所

北京国際園芸博会場 日本展示館メイン展示スタンド(約35㎡)

(3) 出展者

北京国際園芸博覧会出展愛知実行委員会

(構成：県、県中央会、県経済連、県花き連、豊明花き(株))

(4) 出展内容等

出展テーマを「花鳥風月」とし、花をアレンジした水槽を配置し、照明や音楽を用いて花・水・光・音のシンフォニーを演出し、秋の展示期間にちなみ、「日本の紅葉」を表現しました。

花材は愛知県産を中心に中国で人気の高い「キク」、輸出の可能性が高いグロリオサ等を約4,000本使用し、アレンジメントには「かがり弁ぎく」も使用しました。

出展初日には県（森岡副知事）、農業団体の代表者（中央会前田会長、経済連白井会長、県花き連高瀬会長）によるオープニングセレモニーを行いました。

会場内では、愛知の花を紹介するパンフレットの配布やDVDを放映し、本県産花きをPRし、出展期間中の日本展示館の来場者数は約10万人と大変なにぎわいとなりました。また、国際菊花コンテストでは、かがり弁ぎく（黄）が金賞、かがり弁ぎく（白）が銀賞を受賞し、世界的に高い評価を受けることができました。



金賞を受賞した
かがり弁ぎく（黄）



愛知県の出展「花鳥風月」



テープカットの様子

CSF（豚熱）について

1 CSFとは

CSFは、家畜伝染病予防法（以下、法）で家畜伝染病に指定される、豚及びイノシシが感染するウイルス性の病気で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。発生すると養豚産業への影響が大きいことから、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザと同様に、特定家畜伝染病防疫指針（以下、指針）が策定されており、殺処分や消毒などの防疫措置が定められています。

国内では、1969年に生ワクチンが開発されてからは激減し、1992年の熊本県での発生を最後に発生のない状況が続いたことから、2006年4月からワクチン接種を中止し2015年にはCSF清浄国として認められました。しかしながら、2018年9月に岐阜県の養豚場で26年ぶりに発生しました。

2 愛知県におけるCSFの発生状況および防疫措置等

本県においては、2019年2月6日に、1例目となる養豚場でのCSFが発生しました。その後、2019年12月31日までに計18例の発生があり、5市、32戸47農場、65,296頭の豚の殺処分を実施しました。

発生農場の周辺地域における消毒については、消毒ポイントの設置に加え、散水車による環境消毒を実施しました。また、発生農場の早期経営再建を支援するため、融資を受ける際の利息分を県で負担するほか、発生に伴う制限により影響を受けた農場に対して、売上げ減少やコスト増加に相当する額を負担するなどにより、農家への支援措置を行いました。

市町村	発生例数	農場数	殺処分頭数	初回発生日	最終発生日
豊田市	3例	3戸3農場	6,184頭	2月6日	8月31日
田原市	7例	19戸29農場	37,605頭	2月13日	12月17日
瀬戸市	4例	3戸5農場	11,423頭	3月27日	7月8日
西尾市	2例	5戸8農場	8,794頭	6月29日	11月19日
長久手市	2例	2戸2農場	1,290頭	7月8日	8月9日
計	18例	32戸47農場	65,296頭	—	—

3 CSF発生予防のための施策

(1) 早期出荷促進

CSF感染イノシシが周辺に存在する地域では、飼養衛生管理基準の遵守だけでは農場へのウイルス侵入が防げない可能性があることから、そのような地域を対象に農場内の飼養豚を早期出荷した上で、空舎期間中に施設整備を進めるCSF衛生管理再生緊急支援事業（農畜産業振興機構（以下、ALIC）事業）について、県も出荷奨励金や施設整備費を助成しました。

(2) 野生動物の農場への侵入防止対策

野生動物を介したウイルス侵入のリスクを低減するため、ALIC事業等による豚舎周囲への防護柵や防鳥ネット設置の支援を行いました。

(3) 県全域における一斉消毒

農場防疫レベルの一層の向上のため、法第30条に基づき、県下全域の養豚農場を対象に知事による消毒命令を発出し、消毒薬を配布した上で消毒並びにネズミ等の駆除を徹底しました。

(4) 予防的ワクチン接種

従来の指針では、平常時の予防的なワクチンの接種が認められていませんでしたが、野生イノシシでの感染拡大を受け、指針が改定され、知事の判断による予防的ワクチン接種が可能となったことから、本県でも県下全域でのワクチン接種を決定し、10月25日から11月23日にかけて約20万頭へのワクチン接種を実施しました。

C S F（豚熱）拡大防止に向けた野生イノシシ対策について

2018年9月に岐阜県の養豚場で我が国では26年ぶりとなるC S Fが発生し、11月には野生イノシシにもC S Fの感染が確認されました。本県においても、同年12月に犬山市でC S Fに感染した野生イノシシが初めて確認され、その後2020年3月末までに、10市町で131例のC S F陽性イノシシが確認されています。

C S F拡大防止のためには、感染することでウイルスを拡散させる恐れのある野生イノシシの対策が重要となります。本県では、C S F拡大防止に向けた野生イノシシ対策として、2019年8月に農業水産局内に「野生イノシシ対策室」を設置し体制を強化するとともに、以下のような取組を行っています。

1 経口ワクチンの散布

2019年3月に、農林水産省指導の下、犬山市、小牧市及び春日井市において、野生イノシシに対する経口ワクチンの散布を開始し、その後、C S F感染イノシシが確認された地域へも散布域を拡大し、2020年2月までに17市町村で延べ2,601か所、53,030個を散布しました。



経口ワクチン散布作業

2 捕獲強化及び移動防止柵の設置

野生イノシシの個体数削減によるC S F拡散のリスク低減を図るため、2019年度の捕獲目標数を県内の推定最大個体数の1万5千頭として、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施や有害鳥獣として捕獲した場合の助成単価の上乗せを行うなど、市町村、関係団体等と連携し、捕獲の強化に取り組んでいます。

特に、本県の養豚業の一大産地である渥美半島（田原市・豊橋市）では、以前は野生イノシシが生息していなかったことも踏まえ、2019年4月に「渥美半島野生イノシシ捕獲根絶協議会」を設置し、地元関係者が一体となって野生イノシシの根絶に向けた捕獲等の取組を実施しています。

また、捕獲初心者向けの技術講習会や狩猟免許取得促進のための研修会等を開催するなど、捕獲の担い手確保に取り組むとともに、野生イノシシの移動防止及び効率的な捕獲のため、田原市、豊橋市及び額田郡幸田町において移動防止柵を設置しています。



捕獲わな（箱わな）



豊橋市内に設置した移動防止柵

34 年ぶり^{う れ}宇連ダムの枯渇について

愛知県の東三河地域及び静岡県湖西地域を潤す豊川用水の水源のひとつである宇連ダムは、豊川用水事業において 1958 年に建設が完了し、供用開始から 60 年以上が経過しました。宇連ダムは長年にわたり受益地へ水を供給し、同地域の発展に大きく貢献しています。

1 水需要が高まる時期の節水対策

2018 年 10 月以降、2019 年 5 月までは降雨量が平年比約 20% から 90% の間で推移しており、例年より降雨が少なかったため、農繁期で水需要が高まる 4 月初旬から節水対策の実施を余儀なくされました。利害関係者間の協議の結果、農業用水、水道用水及び工業用水のすべてにおいて 4 月 12 日から節水対策を開始することが決定され、6 月 18 日に節水対策が解除されるまでの 68 日間で、最大 15% の節水対策が実施されました。

◆節水対策の経過

	第1回（開始）	第2回（強化）	第3回（強化）	第4回（緩和）	第5回（解除）
強化日	2019. 4. 12	2019. 4. 23	2019. 4. 26	2019. 5. 23	2019. 6. 18
節水率 (農業：水道：工業)	5%：5%：5%	10%：10%：10%	15%：15%：15%	10%：10%：10%	—

2 宇連ダムの枯渇

4 月に始まった節水対策後も降雨には恵まれず、段階を踏んで節水率を上げていったものの、豊川水系全体（宇連ダム、大島ダム及び7つの調整池含む）の貯水量は低下の一途を辿っていました。利水者による節水対策が順次進められましたが、2019 年 5 月 19 日には、1985 年以来 34 年ぶりに宇連ダムが枯渇するという状況に陥りました。

しかし、豊川用水では、同水系だけでは供給能力が不足するため、佐久間ダム（静岡県）からの導水路を通じて、天竜川水系からも取水することができます。宇連ダムの貯水率が 0% となったことから、豊川用水通水以来初めてとなる 5 月の導水を実施し、渇水を乗り越えることができました。

日常生活の中で「水の大切さ」について目を向ける機会は数少ないですが、今回の渇水を受け、私達に水を届けてくれている水利施設の大切さも改めて認識しました。現在、水資源機構が事業主体となって実施されている豊川用水二期事業においてこの大切な水利施設の改修が行われており、本県も、事業の円滑な推進に努めて参ります。

◆宇連ダム（鳳来湖）の概要

所在地	愛知県新城市
型式	重力式コンクリートダム
堤高	65m
建設費	約22億円（建設当時）
管理者	独立行政法人水資源機構
有効貯水量	28,420千m ³
ダム目的	農業用水、水道用水、工業用水
ダム建設による水没面積	107.5ha（水没戸数6戸、畑4.7ha、山林73.9ha、その他28.9ha）



宇連ダム（2019年5月19日時点）

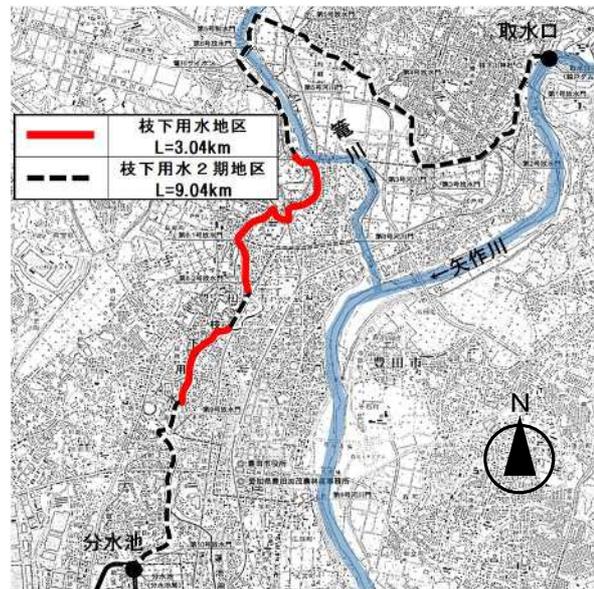
しだれ
震災対策農業水利施設整備事業枝下用水地区の
事業概要及び起工式典について

矢作川水系の矢作川右岸から取水する枝下用水は、先人たちの並々ならぬ努力により 1890 年に通水し、今日まで約 130 年もの間、豊田市西南部を中心とした水田地帯約 1,600ha を潤すとともに、降雨時には市街地に流入する雨水を安全に流下させる排水路の役割も担っており、豊田市発展の礎となっています。また、世界有数の自動車メーカーである「トヨタ自動車」の本社や関連工場が所在する地域に隣接しています。



市街地を流れる枝下用水

2018 年度に震災対策農業水利施設整備事業枝下用水地区が県営事業として採択され、2019 年 10 月 9 日(水)、豊田産業文化センター多目的ホールに於いて、豊田土地改良区主催のもと起工式典が執り行われました。



1 事業概要

枝下用水の幹線水路は、1964 年から 1987 年にかけて県営かんがい排水事業で整備されましたが、築造後約 40 年が経過し老朽化が進行しています。また、大規模地震が発生した際には、水路の損壊によって、下流受益地への長期断水による営農への悪影響のほか、近接市街地への広範囲な浸水に伴う甚大な被害が発生することが懸念されています。

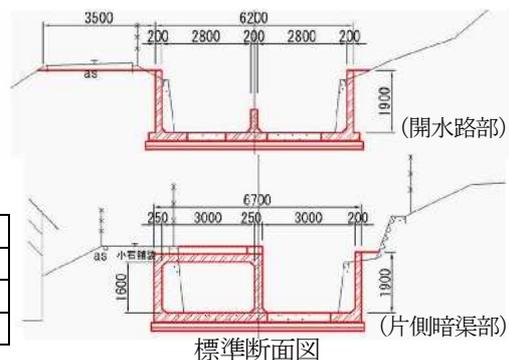
このため、耐震性を有する用水路への更新工事を行い、地域の防災力の向上とともに、安定的な農業経営の維持を図ります。

○全体計画

事業名	震災対策農業水利施設整備事業	
関係地域	豊田市、みよし市、知立市	
事業期間	2018 年～2035 年	
事業内容	用水路工 L=12.08km	
総事業費	206 億 1,500 万円	

○地区別計画

地区名	枝下用水地区	枝下用水 2 期地区
事業期間	2018 年～2024 年	2020 年～2035 年
事業内容	用水路工 L=3.04km	用水路工 L=9.04km
総事業費	52 億 6,400 万円	153 億 5,100 万円



標準断面図

2 起工式典

起工式典は、関係者約 100 名が参加し、豊田土地改良区の小島昌資副理事長による開式の辞の後、三浦孝司理事長の式辞では、円滑な事業推進・早期完了に向けて、支援と協力の依頼が述べられました。

次に、事業主体として水野康弘農林基盤局長が挨拶（知事代読）し、本事業の着実な推進と併せため池、排水機場などの農業水利施設の耐震対策・豪雨対策を実施することにより、「安全・安心なあいち」の実現に努めるため、引き続き事業に対する理解と協力を賜りたいと呼びかけました。

また、来賓の堀寄純一県議会副議長、南格東海農政局農村振興部長、礪谷裕司豊田市副市長から祝辞を頂き、式典は滞りなく無事に終了しました。